

第六十一回国会 参議院内閣委員会 會議録第十七号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

山本伊三郎君

補欠選任

林 虎雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

八田 一朗君

石原幹市郎君

柴田 栄君

北村 暢君

山崎 昇君

委員

内田 芳郎君

源田 実君

佐藤 隆君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

安田 隆明君

山崎 竜男君

山本茂一郎君

前川 且君

村田 秀三君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

片山 武夫君

岩間 正男君

國務大臣

國務大臣

國務大臣

國務大臣

政府委員

荒木萬壽夫君

有田 喜一君

床次 徳二君

内閣法制局第二部長

人事院 総裁

人事院事務総局 任用局長

人事院事務総局 給与局長

人事院事務総局 職員局長

総理府人事局長

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

行政管理庁行政官

田中 康民君

佐藤 達夫君

岡田 勝二君

尾崎 朝夷君

島田四男雄君

栗山 廉平君

熊谷 義雄君

河合 三良君

岡内 豊君

島田 豊君

安戸 基男君

麻生 茂君

沢田 一精君

海堀 洋平君

武藤謙二郎君

松尾 正雄君

梅本 純正君

片山 正英君

橋本 徳男君

鈴木 珊吉君

吉武 素二君

坂本 勲介君

鶴岡 寛君

竹下 一記君

岡部 實夫君

和田 勝美君

志村 清一君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

人事院事務総局 公平局長

厚生大臣官房 国立公園部長

郵政大臣官房 文書課長

自治省財政局 財政課長

首相 堯君

中村 博君

広瀬 治郎君

高仲 優君

首藤 堯君

相原 桂次君

中村 博君

広瀬 治郎君

高仲 優君

首藤 堯君

本日の会議に付した案件

○行政機関の職員に定員に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

去る五月十三日、山本伊三郎君が辞任され、林虎雄君が選任されました。

○委員長(八田一朗君) 行政機関の職員の定員に関する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君 私は先般の委員会ですでもうある程度質問をいたしましたけれども、きょうは一時間半の時間をいただきました質問したいと思

場合に、事前に組合と協議をする、そういうようなことを、先日の総理がお見えになったときにも明らかにしておりますけれども、私は初めに組合との事前協議の対象となるものの範囲並びにその内容について、大臣はどういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 明確にお答えいたしかねるかもしれませんが、公務員でございますから、国家公務員法に規定するところの職員団体の協議の範囲が何だということも厳密に検討を加えた上でなければ、具体的な御答弁は困難かと思

います。先般、総理からお答え申し上げた趣旨も、そういう公務員法上の許された、認められた課題である限りにおいて、組合との相談はするということかと存じます。端的に申し上げれば、常識的に見て不当であると思われるような配置転換なんかはしない、絶対に。ということが実質的な事柄かと思

います。

○峯山昭範君 どうも抽象的でわかりにくいのですけれども、配置転換については当然、交渉事項であるというふうに私は思うのですけれども、本人に対して強制的な配置転換は行なわない、本人の希望を聞くということですね。

それからもう一つは、本人が拒否権を持っているかどうかということ、この二つについてもう一回答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先日、床次総務長官からもお答えをいたしましたとおり、交渉とか何とかという以前の課題として、平素から本人の希望等を十分聞いておくということから始まりまして、具体的に配置転換の課題が起きたときに、組合よりもまず本人が、はたしてそれに応じ得るかどうかという判定が必要になってくるかと思いますが、その場合、たとえば家庭に扶養せざるやならぬ親とか家族が、病人があつて、

転任することが、だれが見ても困難だというふうなこともございまいし、配置転換と申しまして、転換される先の仕事、内容が、本人のそれまでのキャリアから見ても、とてもじゃない、なじめない。配置転換されても仕事にならないであろうと本人も懸念し、だれが見ても無理からぬことであるというときに、何らの再教育もしないまま、本人の意思を無視して配置がえをするなどということは、常識的にやるべからざる不当な場合だと思ふのであります。そういうことが実際問題として考えられて、不当な配置がえを本人の意思を無視してやるんだということは絶対にしない。組合との、職員団体との話にいたしまして、結局はそういうことが中心課題であらうかと思ひます。

一々はその具体的な例についてしか申せない面もあるかと思ひますが、繰り返し申すようにですが、だれが見ても不当であると思われるような配置転換を本人の意思に反してやるべからずということを中心に考慮して実際の処置が行なわれなければならない、かように思ひます。

○**山田昭範君** 人事院にお伺いします。人事院並びに内閣法制局では、配置転換の基準等につきまして、国家公務員法の百八条の五ですか、その中の「その他の勤務条件」という、「その他の勤務条件」にいわゆる配置転換等が入ると、該当するものである、しかも、それが交渉事項である、こういうぐあいについてお答えいただけますか、配置転換の基準等について、その内容について説明をちょっとお願いしたいと思ひます。人事院のほうわかりますか。担当者が来てない。法制局のほうわかりますか。

○**政府委員(田中康民君)** これは具体的な内容でございまして、人事院からお答えをいたしたいと思ひますが、一般的に申し上げると、配置転換の基準につきましては、これは交渉事項であるというふうにいわれておりまして、いや、配置転換の基準が勤務条件にかかわるわけではございません。配置転換の基準が勤務条件

にかかわれば、これは交渉事項であるというふうな考え方です。具体的な内容につきましては、これは人事院のほうからお答えをいただいたほうがいいと思ひます。

○**山田昭範君** 人事院のほうはわかりませんね。——それじゃ大臣、国家公務員法の百八条の五にいういわゆる交渉事項の中の「その他の勤務条件」という中に配置転換は入ると思ふのです、いかがですか。

○**国務大臣(荒木萬壽夫君)** 国家公務員法の法律上の統一見解とでも申すべき解釈は、法制局のいまの答弁とおりだと心得ております。個々の問題が交渉事項というのでなしに、いかなる場合に配置転換ができるか、むしろできないか、その両面から検討された基準が必要になってくるかと思ひますが、そのことは、職員団体との交渉によつて、話し合いによつて一つの基準が定められる。そして具体的に適用される。具体的に適用される場合の典型的なことを私に想定して申し上げれば、先刻触れましたような事柄が一番顕著な事例じゃないか。そのことが基準そのものではないにいたしまして、実質的にはそういうことではないかというのを先ほどお答えしたつもりでございします。

○**山田昭範君** それでは関連しまして質問しますけれども、ILO八十七号条約の批准に伴いまして、国家公務員法の改正の際、新たに国家公務員法第百八条の五の第三項というのがつけ加えられたと思うのですけれども、これは要するに、「国の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない」と、こういうふうな点がありますけれども、「管理及び運営に関する事項」という、これは一体どういうふうな事項か、具体的にその内容についてお伺いしたいと思ふのです。

○**国務大臣(荒木萬壽夫君)** ちょっと法律的には明確に即座にお答えは困難でございしますが、管理運営と通称される行政機構内の事柄は、ありとあらゆるものが含むと思ふのでございしますけれども、

も、少なくとも管理権、管理責任を持たない一般国家公務員というものは、管理運営と通称される事柄について、職員団体の名において交渉をするということが、国家機構の当然の帰結として制約をされておる、かように私は理解しておるのでございします。

なお、具体的にどういふことを申し上げればいいのか、要すれば政府委員が補足してくればありがたいと思ひますが……

○**政府委員(河合三良君)** 公務員法の解釈の問題でございまして、私どもの所管ではございませぬ。人事院のほうから御答弁をいただくのが至当かと思ひます。

○**山田昭範君** 人事院のほうですか。それじゃこの問題はちょっと飛ばします。いづれにしまして、百八条の五そのものの自体の中に、要するに団体交渉権は拒否する、交渉の対象とならないということ、なるのと二つあるわけです。その中にいづれに、いわゆる配置転換というこの非常に重要な問題は、管理運営事項に含まれないというように、はっきりしていないという、あとで非常に大きな問題になりますので、この点については確認をしておきたいと思ひます。

それから次に、これはすでにドライヤー報告等でも、職員の定数や、それから配置転換に関する事項は、基本的に雇用条件に関する問題であり、管理運営と雇用の双方にまたがる問題である。したがってドライヤー報告の中でも、団体交渉のワケ外の問題とみなされるべきではない、こういうぐあいにいっておるわけです。こういうような問題から、実際に組合との問題で、組合との間でこういうふうな職員の定数や配置転換の問題について、それぞれ当局では実際に組合との間で、この問題についてすでにたびたび交渉が行なわれていて、私は思うのですけれども、交渉事項から除外されたことはないか、またそういうふうないわゆる職員の定数や配置転換について、団体交渉を拒

否したようなことはないか、そういうようなことについてお願いしたいと思ひます。

○**国務大臣(荒木萬壽夫君)** 御指摘のような事例があるかないかについては、政府委員からお答えを申し上げたいと思ひます。

先ほどのお話に関連をしましていささか申し上げますれば、行政機構を通じての行政サービスにいたします場合、すべてこれ法令に基づいて管理運営が行なわれ、その法令に基づいた訓令ないしは通達、内部規定等に従って管理され、運営されることとで具体化していくものと思ひますが、配置転換という制度的な管理運営機能そのものは、たとえば、このいわゆる総定員法決定の上では、そうでなくとも当然と思ひますが、配置転換ということとは、行政機構運営上必要な管理運営の一つの課題である、そのこと自体を、配置転換ということとをなくするための交渉ということは課題としてはあり得ない、限界はそこ辺りじゃないかと私は思ひます。

ただ、先刻も申し上げましたように、法制局を通じての見解といたしましては、配置転換についての基準というものは、職員団体との話し合いできめるということが期待されておる、その基準がきまりまして、基準を具体的に適用するという、そのことについては、先刻触れましたような心がまえで基準が運営されるべきだ、こういう関係かと思ひます。拒否した、拒否しないなどという事例があったかどうかは、要すれば政府委員からお答えを申し上げたいと思ひます。

○**政府委員(河合三良君)** この問題、そういう事例がありましたかどうかという点について、これは全く総理府人事局の所管にいたしております問題でございまして、私どものつまびらかにしていませんのでございします。

○**山田昭範君** 要するに総裁が出ない場合はそのかわりの人といっておるわけですから、ちゃんとそれじゃあ次に、配置転換並びにこういうような問題については、当然現在、組合側とも種々交

渉はされていると思います。それで具体的に私はここで進めていきたいと思いますけれども、人事院の方、これわかりますかね。すでに人事院に提出された不利益処分についての審査請求並びに勤務条件についての行政措置要求という、これが相当な数にあげられていると私は聞いておるのでありますが、最近どの程度になっておるか、まず件数だけでもけっこうです。それから説明をお願いしたいと思います。

○説明員(中村博君) 最近の四十年からの数字をちょっと御参考申し上げますと、不利益処分関係の審査請求事案は四千二百五十五件、そのうち配置転換に關するものが五十二件でございます。総体の一・二%という状況に相なっております。

○峯山昭範君 それではいわゆる行政措置要求並びに不利益処分、両方合わせて四千二百五十五件です。このうち配置転換に關する分が五十二件あるそうですが、配置転換に關する分の中で、すでにどうも配置が終った分には概略どういふようなものがあるか、それから現在審査中のものは一体どういふふうなものがあるか、概略でけっこうです。それから説明をお願いしたいと思います。

○説明員(中村博君) 本制度が始まりまして以後現在まで、配置転換関係で不利益処分の審査請求がございましたのは総数で八十二名でございます。そのうちすでに配置済みのものが三十名でございます。その配置済みの内容を申し上げますと、特に職員勤務条件につきまして配置転換がきわめて本人の不利益にわたります場合、この場合には救済をいたしてあげるわけでございます。たとえて申し上げますれば、研究官職にございます方を一般事務官職に回すというふうな場合には、研究官職としての能力を最高度に発揮せしめることが望ましいというところで、これを取り消した例がございます。その他の案件につきましては、現在継続中のものは、先ほど申し上げましたように五十二件あるわけでございますが、このうち大部分が、要するに組合に属するないしは組合活動をしておる

から配置転換をされた、あるいは組合を弾圧する意図をもって配置転換をされたということを申請の理由としたしております。なお、個人的に、たとえば家庭の事情でございましてとか、あるいはまた本人の希望が無視された、あるいは配置転換されまことによって減収になるといふような事案は、四十年から見ても五十二件中五件でございまして、そのようないふことになっております。

○峯山昭範君 もう一回伺いますけれども、まだ未処理の分の中で一番古いのはいつごろからの分がありますか。

○説明員(中村博君) 未処理のもので一番古いものは四十一年の門司税関のものでございます。

○峯山昭範君 そうすると、四十一年から四年間も決着していないわけですね、組合員はそのまま不当労働行為ならそのままで、そういう態勢のままで過ごしているわけですね、なせ早く結論が出ないのか、そこら辺のことについて伺います。

○説明員(中村博君) いま申し上げました門司税関の部分に關しましては、本件につきましても十四年の公平審理を行なっているわけでございます。その審理結果をもとにして最終的に請求者側の最終陳述というものの提出があるわけでございます。そのような手続を請求者がいたしたのが同年の八月でございます。現在それらの資料に基づきまして判定案の作成を急いでおる段階でございます。近く判定が発表されるものと考えております。

○峯山昭範君 もう一回伺いますけれども、こういうふうな問題が起きた根源でございけれども、今回総定員法がきまりまして、配置転換について本人の希望を聞く、また本人に拒否権を持たせるといふようなことを私たちは主張しているわけでありまして、要するにこういうふうな配置転換に關連して、いわゆる不利益の処分を受けたと本人が感じて人事院に提訴したのでしょいか

ら、そうすると、こういうふうなことが結局、今回の総定員法と關連して当然私は今後も続いているのじゃないか。また、これが起きなくなる可能性があるかどうかということもございまして、これは考えられるわけですね、そこら辺のことについて、要するに、いままでこういうふうな事件が十五件あるわけですね、こういうふうな事件が十五件あるわけですね、こういうふうな事件について、当然本人の意思、希望なりを聞いて、すみやかに私はこういう問題は解決していくべきである、現実にはこういうふうな問題が、要するに強制的な配置転換は行なわない、本人の希望は聞くといふながらも、こういうふうな事件が現実には起きておるわけですね、こういうことはよく頭の中に入れておいていただきたいと思います。要するに本人が当然感じているからこういうことを言うわけでありまして、当然本人に対する拒否権等もぜひとも認めていただきたいと思います。当然私はいわゆる配置転換に關する問題にだけに限ってみても、なぜこういうふうな問題が起きるか。

私は、組合員に対する労働基本権のうち、特に団結権だけは認められておるわけですね、そのほかの特に争議権等が認められていない、そういうところに大きな問題があると思っております。ですから、そういうような点を当然検討して、この労働基本権であるところのいわゆる争議権とか交渉権をそこら辺で認めてあげなければならぬ、こういうふうな思いに思っております。大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 立法論を含んでのお話でございますが、私一個の意見は差し控えさせていただきます。ただ一般論として申し上げますれば、公務員が団体行動する権利、あるいは争議の権利というものが認められていない現状、これはそれなりに私はもつともな意味があるんじゃないか。人事院に対して不利益処分についての抗議をし、提訴をする権利が認められておるといふことによつて、万一でも起こるであろう不当な配置転換等についての救済の場合は、その意味におい

て認められているわけでございますから、またそれ以前に、配置転換するにいたしまして、先ほど来るる申し上げているように、基準を定めるのに万遺漏なきを期する、それを具体的に適用する場合にも、先刻申し上げるような本人の不利益にならないように、不利益処分に対して提訴するような案件にないが、管理の立場にある者には責任があると思ふのであります。そういう心がまえを持って、管理者も管理される者も一緒になつて、行政サービスに遺憾なきを期するという根本義に徹する限りにおいては、この総定員法が御決定いただいたからといって、新たにトラブルがふえるといふことはあり得ない、あらしめてはならないという心がまえこそが第一に必要じゃないか。そうであります限り、万一の誤りは人事院でさばいていただく。その結果に従つて政府側としては善処するといふやり方が差しつかえなさうに思ひます。立法論としましての御議論は拝聴するだけにとどめさせていただきます。

○峯山昭範君 ちょっとあれでございけれども、労働基本権を保障すべきであらうというふうな、こういうふうな考え方は、すでに先般からのドライヤー報告によりまして、また最近の裁判のあれで出てまいりますし、そのほか最近の裁判のあれであります。全通中野事件とか、または都教組事件、ああいうものの中にも一般的なものの流れとしてすでにもう定着しつつあると私は思ふんです。政府としてもこういうふうな時流というのか、時の流れに従ひまして、当然政策の強行とか、そういうことだけではなくて、官公労働者の実力行使や弾圧、そして処分、そういうふうな悪循環を繰り返す事項については、すべてこれを団体交渉事項として、そして誠意を持って組合と話し合いに應ずると、そういうふうにして、すみやかに労働基本権を与える、そういうふうな内容についても今後検討を私は進めていくべきではないか、こういうぐあいに思ふんですけれども、どうでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私の個人的見解にし
か過ぎませんが、先刻ちよつと抽象的には申し上げ

げましたように、公務員は憲法上は二十八条と十五條、両面からの制約と申しますか、ある意味じゃ保護ないしは制約を受ける立場かと心得ます。したがって、一般的に勤労者の団結する権利、団体交渉する権利は保障するとありますが、第十五條は、公務員につきまして、全体の奉仕者であるということを忘れちゃならないぞという念を押した規定があるかと心得ておりますが、そのこと

次に私はちよつと、ただいまの問題は以上で終りまして、次に移りますが、この五％の定員削減計画によりまして、私は先般から資料いただきました、各省庁の削減の状況等について伺いましたんですが、その中でも特に行政管理局のいわゆる定員の削減が非常に多いように思うんですが、この各省庁の削減率はどういうふうになっているか、一ぺんお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） 行政管理局がよその

弁がございましたけれども、私はもう一步突っこみまして、行政管理庁のいわゆる具体的に昭和四十三年度に何人、四十四年度に何人というように、具体的に員数を、人間の削減を教えてもらいたいと思います。それから、いわゆる削減に対するどういふふうな理由でこういふふうに定員を、それは他に範を示したということはありませんけれども、それだけ人員が余っておったのか、そこら辺のことについても一べん聞いておきたいと思ひます。

○政府委員（岡内豊君） お答えいたします。

ら、それぞれの地方の監察局は何名ずつになっているか、お伺いします。

○政府委員〔岡内豊春〕 お答えいたします。

各管区行政監察局の現在の定員は関東が七十六名、近畿が六十七名、九州が六十二名、中部が五十八名、東北、中国は同じく五十五名、北海道、四国五十名と、こういうことになっております。

それから地方行政監察局別の定員でございますが、これは四十一局ございますが、うち三局が二局が

省庁よりも削減率が幾らかきびしくなっておることは御指摘のとおりであります。これは前長官当時に、五％削減の問題が出るにつきまして、行政管理庁みずから率先して能率をあげつつまあ見

行政管理庁の定員の削減状況でございますが、本庁、管区行政監察局、地方行政監察局とに分けてまして申し上げますと、昭和四十二年度の定員が、長官官房七十名、行政管理局七十八名、行政監察

十三名ないし二十四名でございます。八局が二十一名ないし二十二名、十局が二十名、二十局が十九名と、こういうことに相なっております。

○峯山昭範君 私はいきょうは監察局について

本を示す必要があるというふうな内部政策的な見地にも立ちまして、あえてそういう状態を甘受しながら今日にきておる、こういうふうに承知いたしておられますし、そのことは私は一つの妥当な考え方に立つておるものと心得ております。

局百五十名、これは本庁でございます。二百九十八名おります。それに対して、合計で申し上げますと、四十三年度の削減が本庁は十二名、四十四年度は四名の予定に相なっております。それから管区の行政監察のほうは五百一名でこ

ちよつと問題にしていきたいと思うんですけど、いまお伺いしますと、地方の監察局では局長以下二十名ないし十九名のところがずいぶんあるわけですね。そういうふうなところもやはり定員の削減をしているのかどうか。また削減しても仕事

各省庁につきましてのお尋ねの件につきましては、政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員（河合三良君） 省庁別の五％に当たります削減率を読み上げます。これは全省庁申し上げたほうがよろしゅうございますか。それとも太

ざいますが、四十三年度の削減が十九名、四十四年度は九名、こういうことになっております。

地方行政監察局は八百六十八名でございますが、四十三年度の削減が三十三名、四十四年度が十五名、こういうことでございまして、合計千六

やっていたのか、**実際**上そういうふうな定員の
中で減らすのはたいへんだと私は思うのですけれ
ども、長官が先ほど言いましたけれども、他に範
を示すために、要するに相当そういうふうなとこ
ろにも無理をしているのではないか、こういう点

きなもの、小さなものの、二、三例にとって……。
 ○**釜山昭範君** 概略でけっこうです。大きなもの
 だけでけっこうです。
 ○**政府委員(河合三良君)** 高いところは、例を申
 し上げますと行政管理庁、これは五%削減、全体

百六十名のうち六十四名がすでに削減済みでございまして、本年度二十八名の減員を行なう、こういうことに相なっております。

○峯山昭範君　もう一つ、これからの予定をお願いいたします。

も思うわけですが、具体的にどういふか、いになっているか、伺いたいと思います。

○政府委員（岡内豊君） お答えいたします。

大体定員として最低は二十名でございましたが、今回の定員削減によりまして十九名の局が若

五%に当たりますものに対応しますものが八・九%、北海道開発庁七・八%、防衛庁七・九%、農林省八・二%、それから建設省八・七%というようなところが多いとところでございます。低いところは、公正取引委員会の四・二%、総理府関係

○政府委員（岡内豊君） 一応四十四年度までの確定数がそういうことになっておりまして、あと二年間で残りの分をやるということでございますが、その確定数というものはまだきまつておりません。

干出てきたということですが、私も内部的にいろいろ検討いたしまして、最低限度十八名ないし十九名の人員は確保したい、そういうことでございますならば、現在の仕事は十分やっ
ていけるというふうに考えております。それから

二・四%、それから法務省四・四%、厚生省二・八%、そういうようなものでございます。

○峯山昭範君 先ほど長官よりも、要するにみづから籠を示したものであると、そういうような答

○**峯山昭範君** それじゃもう一つ聞いておきたいんですが、行政監察局のほうは、特に各都道府県にあるわけですが、各都道府県の監察局の定員は大体どのくらいになっているか、具体的に

また仕事のやり方を簡素、合理化すれば、さらにもう少し能率をあげることができるとのじゃないかというふうに私考えております。

○峯山昭範君　じやもう一回具体的に聞きますけ

【速記中止】
○委員長（八田一朗君）速記を起こして。
○峯山昭範君 すでにいまの大臣の答弁であれで
すけれども、公務員制度審議会もすでにスタート
をしておりますし、審議会でもこの労働基本権の
ことについてすでに検討しておるように聞いてお
ります。どうか早急に結論を出して、一日も早く

農林省・二%、それから建設省八・七%といふようなところが多いところでございます。低いところは、公正取引委員会の四・二%、総理府関係二・四%、それから法務省四・四%、厚生省二・八%、そういうようなものでございます。

○釜山昭範君 先ほど長官よりも、要するにみづから範を示したものであると、そういうような答

○**峯山昭範君** それじゃもう一つ聞いておきたいんですが、行政監察局のほうは、特に各都道府県にあるわけでありますが、各都道府県の監察局の定員は大体どのくらいになっているか、具体的に

とでございますならば、現在の仕事は十分やつていけるというふうに考えております。それからまた仕事のやり方を簡素、合理化すれば、さらにもう少し能率をあげることができるとは思いません。というふうに私考えております。

○峯山昭範君　じやもう一回具体的に聞きますけれども、

れども、十九名、二十名の定員のところも削減に
なったのですか。

○政府委員(岡内豊君) 一名削減の結果十九名に
なったところができた、こういうことでございま

○峯山昭範君 それではお伺いしますけれども、
地方監獄局の行なう業務の範囲、それから仕事の
事務量は、それから昭和四十三年度はどうい
うふうな事務量であり、いわゆる状況であつた
か。また、局により多少の違いはあるかもしれま
せんけれども、その概要について説明をしてもら
いたいと思います。要するに、これらの事務量を
わずか二十人足らずの人数で十分処理できるの
か。まあ、できるという話でありましたけれど
も、監獄機能を十分發揮することができるのか、
伺いたいと思います。

○政府委員(岡内豊君) 地方行政監察の業務の概
要でございますが、大体中央から指示いたします
中央計画監察と、それから地方から自主的に実施
いたしますところの地方監察というのがございま
す。それから、特に管内でいろいろ問題になつて
いるものにつきまして、重要事項報告というのが
ございます。そのほか行政相談業務というのが
ございます。調査対象の範囲が、国の出先機関、
地方公共団体、特殊法人の出先機関、その他関
係の機関、こういうことになるわけでございま

それで大体業務の実績を申し上げますと、年間
平均いたしまして四本の中央計画監察というもの
が流れる。それから地方監察、重要事項報告、合
わせまして年間六、七本でございます。そのほか、
行政相談の案件が平均いたしまして二千五百件あ
る。こういうのが実績でございます。

○峯山昭範君 私は、二十人足らずのところでは
それだけの事務量を処理していくのは相当たいへん
なのじゃないか、こういうふうに思うのです。現
実に行政監察それだけ見ても、管区及び
それから地方ですね、そういうぐあいにいろいろ
分かれておりますけれども、実際問題として、監

察業務に万全を期する上で、必ずしも現在の体制
は十分とは言えないと思うのです。こういう
ふうなときに、地方行政監察局をこのまま存置す
る必要があるかどうか。私はずっと前のこの委員
会で、各県ごとに置くということについてはこの
委員会で修正になっていくことを聞いてお
りますけれども、現在交通機関の発達等相当進ん
でまいりました、もつと管区で統括して、そうし
て機動的に行政監察をやったほうがかえって効果
的じゃないか、そういうふうな話もあるやに私は
聞いておるわけです。実際問題としてそのほうが
社会の発展に適合するのじゃないか、こういうよ
うな話も聞くわけです。しかし現状から見まして、
その点についてどういうぐあいに考えているか。
また、地方監察局を置く意義ですね。それからこ
れを管区に統括することの利害得失はどういうぐ
あいになるか、そこら辺について伺いたいと思
います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話のような管区監
察局だけにしたらどうか、いやそうではない、現
行どおり管区監察局と都道府県ごとの下部機
構的な地方監察局を置いたままのほうがいいんだ、こ
ういうことは行管内でも論議されつつある課題
であつたようでございます。私もそのことに
事務当局と論議したことはございますが、結論
はむろん出ておりません。もつと検討すべき課題
かと存じます。

ただ現状に即して申し上げれば、いま監察局の
仕事の範囲について申し上げましたように、中央
省庁の出先機関でありましようとも、あるいは公
社公団、その他の特殊法人の地方組織にいたしま
しても、原則としてほとんど例外なく現在の地方
行政区域を単位として運営されておりますので、
それらの運営の実情に關しての監察に關します限
りには、また各地方行政区域ごとの行政相談、そ
の他地方局自体の監察事務にいたしまして、どう
も道州制でもできたらいざ知らず、かれこれ総合
した区域と一致しておりませんと実効もあがらな
いし、行政対象がそごして、かえって交通機関が

発達したとは申しながら、監察対象それ自体の実
態に即することが困難じゃなからうかということ
で、当面現状の管区監察局及び地方監察局併置の
ままのほうがベターじゃなからうかと一応考えて
おります。

○峯山昭範君 この行政監察につきまして、中
央、それから地方、それから管区ですか、その三
段階の問題について、何か昨年の暮れ全国の監察
局長会議があつて、そのことが取り上げられて問
題になったというのを聞いていますけれども、
この点いかがですか。

○政府委員(岡内豊君) お答えいたします。
当時いろいろ議論がございまして、二段階制
というものがいろいろ内部で議論されたわけで
ございます。その二段階制の中には、管区に統括す
る案と、それから地方局を存置して管区を縮小す
るというふうな考え方、両方ございまして、い
ろいろ内部で議論いたしました結果、現状のまま
でいくほうがよいのではないかとというふうに結論
が出たので、当時の監察局長がそういうふうな発
言をしたというふうに私承っております。

○峯山昭範君 それじゃもう少し内容に入りたい
と思いますけれども、この地方監察につきまして
は、先ほどからお話がありましたように、非常に
少ない人数で、しかも中央から指示があるところ
の計画監察、それから地方計画監察、並びに重要
事項の報告とか、または行政相談等、たくさんい
ろんな問題をかかえて苦勞している、そういうよ
うなことを私たちは聞いておるわけでありますけ
れども、もつと具体的にきょうは聞きたいのであ
ります。一つは、監察項目を実施するためにい
ろいろと種類はあると思ひますけれども、現実に
現地の調査、それから資料の収集、結果の取りま
とめ等、実際にどの程度の人数を要するものか、
あるいはその結果の内容について、私はその結果
内容というものは見たことではないんです
が、相当膨大になると私は聞いておりますけれ
ども、そういうようなものはどういうぐあいに処理
されるのか、具体的に何か例をあげてもらつても

けっこうですから、説明をお願いしたいと思いま
す。

○政府委員(岡内豊君) お答えいたします。
地方局が中央計画監察いたします場合、それか
ら地方で自主的に監察いたします場合に大体一・
四半期というものを一つのめどにしておりますの
で、準備研究、それから調査計画、現地に於ける
調査計画の策定、その他結果報告書の提出までを
おおむね三カ月というところに一応の基準をきめて
おります。しかしながらこのうちで、実際に資
料を収集したり、調査に向いたり、そういう期
間は大体一カ月ないし一カ月半程度であるとい
うことでございます。それから結果の報告書はど
ういうぐあいに処理されるのかというお尋ねござ
います。それは管区を経由いたしまして中央の
ほうに報告が上がってくるわけでございまして、
中央の担当の監察官のところまで内容を検討いた
しまして、全国的にまとめた資料をもとに報告書
に整理するわけでございます。その段階におきま
して立論のあいまいなものも若干場合によつては
ございまして、それからデータの不十分なものも
ございまして、そういうものを整理して再調
査をするなり、あるいは削除するなりいたしまし
て、中央としてのまとめた報告が出る、こうい
う各段取りに相なっております。

○峯山昭範君 いまのは中央監察ですけれども、
地方でやる監察はどうなんですか。

○政府委員(岡内豊君) 地方で自主的にやりまし
た監察につきましては、その報告書が管区を経由
いたしまして中央のほうにまいるわけでございま
すが、それはそれぞれの担当官のほうで内容を検
討いたしまして、関係省庁に場合によつては勧告
をいたしますし、内容の軽微なものにつきまして
は参考通報をするというふうなことをいたしてお
ります。

それから、重要事項報告というものは、これは監
察ではございませんので、部内の参考資料にする
という意味のものでございまして、相手方省庁に
も参考になるというふうな内容を含むものにつ

ましては参考通報をいたしておる、こういうこと
でございます。

○**釜山昭範君** 実際問題ですね、監察官がまとめ
た膨大な調査結果というのは、私はいまの答弁だ
けではどうも得心がいけないのですけれども、現
実に地方の監察官がまとめた膨大な資料という
のは、ほんとうはいまお話をございましたように、
地方から管区、中央と、こう処理されていくに
従って、だんだん削られてなくなりまして、あん
まり、まあ要するに監察月報に載っているような
内容というのは、全くいわれる当たりさわりの
ないようなものしか報告されてないのじゃない
か、私たちはこういうぐあいに見るわけですけれ
ども、実際問題、私たちも先般から地方の監察局
を視察してみましたが、第一線の監察官は相当苦
勞して監察をやっている。要するに監察局から監
察に行ったなどというところ、みんなからなら
と、こういうのですね、確かに苦勞されながら監
察をやっているわけですね。確かにその監察の内
容についても相当詳細な調査をやっている。しか
しながら現実の面ではそういうふうなものが取り
上げられない、そういうふうな不満の声も私は二、
三聞きました。そういうふうな結果が、第一線で
調査した結果が、目の目を見ないでいろいろ倉
庫やいろいろなところへ眠っておるのじゃない
か、私は実際にこういうふうに思っていますけれ
ども、こういうことについて実際問題、当然あれ
も、ええじゃないかと、こういうかもしませんけれ
ども、政府に都合の悪い点は完全に意識的に取り
上げないで削るなんというところは、私はないと
おっしゃると思うのですけれども、現実にはそう
いう問題がたくさんあるわけですね。こういうこと
について、第一線の監察官の苦勞が全然報いられ
ていない。私たちはこういうぐあいに実際目にも
見てきましたし、ここで具体的にあげるといえば
幾らでもあげることができるのですけれども、実
際問題そういうことがあるのじゃないか、私はこ
うに思うのですけれども、いかがでしょ

○**政府委員(岡内豊君)** 実際そういうものがある
かないかということでございますが、こういうこ
とはございませう。私も、中央におきましては、
全国的な視野でものを考えますので、たまたま出
先であつてきたデータ、それがその地方の特異
事象であるということであらば、そういうデータ
をもつてして本庁のやり方をいろいろ批判するの
いうことがむずかしいということになりますと
で、そういうものにつきましては現地で解決し
ていただくというところで、中央の報告書に載ら
ないということが間々ございませう。

○**釜山昭範君** 地方の特異性で載らないことがあ
るというのですが、たとえば具体的にどんなのが
ありますか。

○**政府委員(岡内豊君)** これは私、監察官をして
おつた当時のたいへん古い問題でございますけれ
ども、開拓行政監察をいたしましたときに、大阪
府の開拓地の状況が非常に開拓の目的に沿って
ないじゃないか、これが宅地化されてしまつて沿
っていないじゃないかというまあデータが出ていた
わけでございますが、これをあつてして全国の開拓
行政を批判するということは、大阪府の近郷でござ
いますから、そういうことも当然あり得るわけ
でございます。したがういまして、本庁の報告書
からは一応省きましたけれども、農林省当局に対
しては、それを別個に連絡いたしました。こうい
うこともございませうというところは連絡してござ
います。そういうことがかつてございました。

○**釜山昭範君** まことにことばじりをとらえて悪
いのですけれども、私は、そういうふうなたとえ
ば開拓をする場合でも、大阪においてはこういう
ふうな事例があつたと、当然全国にもこんなこと
があつてはならないと、そういう意味で監察をす
るわけですし、そういうふうなのは一つも地方的
なもの、ローカルの問題でなくて、当然全国的
な問題だと思ふのです。みんなの前で言えるやつ
がそれだけですから、もう實際言えない問題につ
いては相当私はあると思ふのです。現実いろいろ
な問題たくさんありますが、私はきょうは申し上げ

げさせんけれども、いずれにしても、そういうふ
うなことがあつてはならないし、そういうような
ことがないように、監察をやつた問題については
すべて取り上げて報告をする、そして私たちの目
にも触れるようにしてもらいたい、私はこういう
ぐあいに思つております。

それじゃ次に、監察官が意見を出して、監察官
から直接長官はいろんな意見を聞かれることがあ
るのですから、直接意見を聞かれて、こういうふ
うなことがあつたのかと確認をするのですか。監
察官は一人でするのではありません、一つの問題につ
いては、そこら辺のところは、もし監察官が間違え
ては、そこら辺のところは、間違えてという
よりも、一人の個人の見解もありますし、この間
もちょっとお伺いしたところによると、一人の監
察官のいわゆる見解の違いで迷惑をかけたとい
うこともちょっと聞いておりますし、そういうよう
な場合は、長官が直接聞かれるのか、または地方
の局長がそれを確認されるのか。いわゆる監察結
果に対するチェック機関というのはどういうぐあ
いになつておるのか。

○**政府委員(岡内豊君)** お答えいたします。
地方監察の場合、第一次には地方局長がチェッ
クいたしますし、二次的には管区の監察局におきま
して、それぞれの担当の部長なり監察官がチェッ
クいたします。最終的には本庁の監察官がチェッ
クする、こういうことになつております。それ
から中央での監察になりますというところ、担当の監
察官が全国的なデータを取りまとめますが、取り
まとめ最終報告をつくる前に、これは監察会議
と称しておりますが、監察局の局議でございまし
て、これには監察局に四名の監察審議官という
のがおりますから、そういう者が参画いたしまし
て、いろいろな角度から検討いたしまして、内
容のあいまいなものは整理をいたしまして、最終
報告ができる、その段階におきまして、重要な
ものににつきましては監理委員会にもかける、こう
いうことになつております。そういう経路を経

まして、最終的に大臣の決裁を経て出すというこ
とで、結果の取り扱いにつきましては、私どもも
特に慎重にやっておりますつもりでございます。

○**釜山昭範君** その監察の結果につきましては、
当然長官に報告して、長官から各省大臣並びに関
係当局に報告が行なわれると私は思うのですけれ
ども、監察の結果が十分に実施されているかどうか、
これは非常に大事な問題だと私は思うのです
。一度監察した事項について、もう勧告をしつ
ては、その後どうなつたかということについて
は、当然これはチェックしていかなければいけ
ないと思ふのですけれども、一般的にはあまり監察
の効果があつていないのじゃないかということ
を聞くのですけれども、そのあがらない原因はど
こにあるのか。これもやはり行政改革の問題と私
は同じになつてくると思うのですけれども、この
辺のところはいかがお思いですか。

○**政府委員(岡内豊君)** お答えいたします。
行政監察の結果に基づきまして、私ども勧告を
いたした場合には、相手方のとつた改善措置につ
きまして回答を求めることになつております。第
一回目の回答で満足すべき回答が得られない場合
には、六カ月後にまたさらに回答を求めるという
ことをやっております。それでもなおかつどうも
不十分だという場合には、あらためて、推進監察
と部内では称しておりますが、もう一度監察をや
るといふようなこともやっております。それで効
果があつたかあがらないかというところでござ
います。私ども内部的に統計をとつております
ので、数字的に御説明申し上げますと、昭和三十
四年から四十三年の十一月までいろいろな勧告を
いたしました項目数をこまかく分けまして、大体
四千五百三十一ございませう。その中ではつきり改
善をいたしましたというところで、改善の実があつ
たという、これはAクラスに入れておりますが、そ
れが三千五百四十二ございませう。パーセントにい
たしまして七八％ということでございますから、

○**峯山昭範君** 行政相談の事務で、すなわち、相当国の重要な、それぞれのいわゆる地方の声もこういうところには反映されると思うのであります。行政相談委員が全体の八五％の受付をするわけです。局、いわゆる公務員の皆さん方が受け付けられる件数より数倍の開きがあるわけです。そこで非常に重大なところなのは、行政相談委員の任命ですけれども、行政相談委員の任命、人選については、非常にこういう点から考えても重要な部門でございます。特に社会的信用とか、またいろいろ問題で、いわゆる名誉職みたいに考えておる人もあるかもしれないんですが、実際問題的に非常に私は大きな問題だと思うのです。長官がこれをやる場合にも、相当慎重に選ばなければいけないと思

うのだけれども、選定する方法は一体どうい
うなっているのか、だれが選ぶのか、そう
いうようなことについてお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(岡内豊君) 行政相談委員の選考の方法でございますが、基準には、行政相談委員法の中に、「社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者」ということに一応なっております。あらゆる行政相談委員さんが仕事を進めていく場合に、やはり当該市町村当局との連絡が円滑にいかないと、なかなかうまくいかないというような現実の問題もございまして、原則としたしまして、関係市町村の推薦をいただきますして、そして任命する、こういうことでございます。大体任命依頼のときに二割くらい新しい方が出てくるわけでございますが、そういう場合に、私ども推薦をうのみにするわけじゃございませんで、局の幹部が行きまして、一応面接いたしましたして、いろいろお話をした上で、この人ならけっこうであるということで判断をいたしましたして、中央に内申をいたしまして発令をする、こういう形式をとっております。

○峯山昭範君　その委員の職業別内訳というのはわかりますか。

○政府委員(岡内豊君) おもな職業を申し上げますと、農業、商業、会社役員、団体役員、それから僧侶、こういうふうなことになるっておりますが、それから無職の方が二四％ぐらいございます。ただ無職と申ししても、大体学校の先生をしておったとか、昔公務員であつた、あるいは役場の職員であつたとか、そういった方がかなりおられますので、全然行政に無縁な方がおられるというわけではございません。

○峯山昭範君　もう一つ、年齢別内訳わかりますか。

○政府委員(岡内豊君)　ただいま資料の持ち合わせがございませんのですが、大体六十代が一番多いということでございます、中には七十代の方もございますし、五十代の方もございますし、四

十代の方もございますが、大体六十代ぐらいの方である、こういうことでございます。

○峯山昭範君　これは非常に大事な問題

ますのでお伺いしたいのですが、どちらにしましても、行政相談委員というのは国民の大部分の人に知られていないと思うのです。私はPR不足もあると思うのですが、現実のいろいろな調べましたところによりますと、土地の有力者が大体会員になっている、しかも委員の選定にあたっては市町村長にまかしているくらいがございまして、どうしても地元の有力者とかボスとか、そういうふうな関係者になって、ただ単に地位を利用する、だから名誉職みたいになって、現実に相談を一生懸命やる人は二百件にもなり、やらない人はゼロというような点が出てくるわけです。そういう点においても、やはり今後のこういう点にも十分力を入れてやるべきだと思います。それからもしゼロの人、こういうふうな取り扱い件数全然やってない人については、これは要するに解任といえますか解職といえますか、そういうふうなことができるのかどうかですね、この点どうでしょう。

○政府委員(岡内豊君) これは私広島に行つたときに経験したことでございますが、非常に相談件数の少ないところとところが確かにございます。こ

れはどういうところかと申しますと、過疎地帯でございますね、それから島嶼部。これは昼間は働き盛りの方がみな出ておりまして、留守番だけのようなところ、そういうところはどうしても相談とかそういうことが得にくいという面がございまして、件数が少ないということ、必ずしも委員さんだけに責めを帰すべきではないというような状況もございますので、私どももいたしましては、そういう点を重点的に幹部が回りまして、PRにはつとめていっているわけでございます。

それから特にゼロの人をどうするかということ
でございますが、これはまあ解職するということ
も適当でございませんで、まあ改選の時期に若
干考慮していただくというような措置を講じてお
るというのが実情でございます。

○**峯山昭範君** それからもう一つ聞いておきたいのでありますが、この行政相談委員の地位を、いわゆる政党または政治活動に利用するような人がいるやに私は聞いているわけです。こういうようなことはいままでの中で、いわゆるそういうふうな政治活動に片寄ってしまつて利用して介入したということは、私はないように思いますけれども、そこら辺のところはどうであるか。当然政治活動は自由であると思うのですが、そういうふうな政治目的に利用した場合には、どういうぐあいに考へておるか、その点についてもお伺いしたいと思ひます。それからこの点については当然どういふぐあいにいわゆる監視をしているか、指導をしているか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡内豊君) ただいまの問題でございますが、これは行政相談委員会において、そういう政治活動についての若干の制限がございますので、私どもいたしましては、選挙の始まる前には必ず一応文書でもって、こういうことであるか

ら気をつけてもらいたいということはお出ししております。それから特に立候補をされるような方がございますので、そういった方につきましては、行政相談委員を誤解を防ぐために辞退をしていただく、こういう措置をとっております。そういうことで、まあ地位を利用していないということでもございますから、地位利用することがなければ政治活動はできますので、その辺の境界はなかなかむずかしいと思いますが、私どもは誤解を避けるために、もし立候補することであれば、辞退届けを出していただいております。

○**峯山昭範君** それからもう一つ。この行政相談委員には私は正式の報酬は支払われてないと、こゝういうぐあいに聞いておるのですが、現実一年間に二百件もの行政相談を受け付けるということになると、これは相当の実費もたくさん要すると思うのですが、これについては現在どういうぐあいになっておるのか、この点について伺いたいと思います。また、その行政相談委員に対する手当等

については、具体的にどういふぐあいになっているのか、その点よろしく。

○政府委員(岡内豊君) 行政相談委員の方に対しては実費弁償金を支給する、こういうことに相なっております、四十三年度は平均いたしました年間で三千八百円でございます。四十四年度は若干増額になりまして、平均が四千元ということに相なっておりますが、実費弁償金でございますので、実際に支給する場合には、そういった活動状況と見合ひまして若干の差をつけて、三段階ぐらいの差をつけて差し上げておるといふのが実情でございます。

○**峯山昭範君** 年間に四百百円、これはもらったにしても、二百件やってる人は、一件で二十一円ぐらいにしかならぬわけですね。実際問題、実費弁償といましても、これは相当足りないと思うのですけれども、こちら辺のところはどういうふうに考えておるのですか。

○政府委員(岡山豊君) 私ども、気持ちといたしましては、なるべくよいけいに差し上げたという気持ちには持っておりますが、国全体の予算のあれにも関係することですので、毎年少しずつ上げていただいておりますというのが実情でございます。

○峯山昭範君 これは私言いたいのは、要するにいろいろな、実費弁償とはいいますが、年問もらっている金額は非常に少ないわけです。そうすると行政相談委員がみな自分で出すから、そういう奇矯な人をいわゆる行政相談委員に選ぶと、そうすると行政相談をやる人はいわゆる資産のある人、財産のある人、お金がある人、有力者と、こうなるわけです。そうすると、そういう人たちというのは特定の政党にいわゆる片寄るのです。相談もある特定のししか受け付けないと、こうなるわけです、当然。こういうところにも、もっと予算をふやして、ちゃんとほんとうの実費ぐらいいは——実費じゃないですよ、これ実費といっていますけれども。ほんとうの実費ぐらいいは当然私は支給するようにすべきだと思っ

のです。またそれをするように、局長はことしも予算を要求したと思うのですけれども、そこら辺のところはもっと力を入れてやるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(岡内豊君) 今後とも努力いたしたいと思っております。

○峯山昭範君 それで、もう時間でありまして、先ほどの人事院の問題についてちょっとだけお伺いしておきたいと思っております。

国家公務員法の第百八条の五にいう「その他の勤務条件」というところでありまして、これは私は配置転換も「その他の勤務条件」の中に入ると、だから当然交渉事項であると、こういうぐあいになっておるわけですが、いかがですか。

○政府委員(島四男雄君) 公務員法のいわゆる管理事項と、それから交渉事項、勤務条件との関係ですが、結局そこら問題が関係してくるわけでございますが、ただいま御質問の配置がええ処分そのものが、はたしてこの勤務条件に当たるのかどうかという点は、私も私では、それはあくまでも任命権者が当然発動すべき事項でございますので、個々の配置がええ処分そのものは、これは勤務条件には当たらないと、したがって交渉事項にはなりません、しかしながら、配置がええについて一般的な基準、これは一応勤務条件として、一応対象事項になる、このように理解しております。

○峯山昭範君 要するに配置転換の基準については、これは当然交渉事項になると、こういうことですね。よろしいですか。

○政府委員(島四男雄君) 一般論として申し上げますと、国家公務員の勤務条件は法定主義をとっております。したがって、そういう人事権の基準の設定そのものは、これは管理運営事項でございますが、しかしながら、その中身というのは、これは勤務条件に關係あるわけでございますので、したがってその意味において配置がええについての基準、基準といえどもいろいろございしますが、たとえば根本基準ということになりますと、

公務員法の中にございますように、職員の任免は能力の実証に基づいて行なわなければならないという根本基準がございします。しかしながら、細目的な基準で、たとえば古い職員から配置がええしてもらいたいという点について、職員団体のほうからいろいろ意見が出るということは当然あると思っておりますので、そういう問題について話し合いたいということであれば、これは事務は当然勤務条件に關係ございします、交渉対象事項になると思っておりますが、ただその場合に、合意に達するか達しないかという問題は、これは別な問題でございしますが、やはり勤務条件として、配置がええの基準そのものはなると申し上げてよろしいと思っております。

○峯山昭範君 その配置転換の基準が交渉事項にならない場合は、具体的にどういう場合であるか、例をあげて説明してくれませんか。

○政府委員(島四男雄君) 配置転換の基準そのものは一応交渉対象事項になると、このように申し上げてよろしいと思っております。

○峯山昭範君 そうすると、配置転換に關連して、要する配置転換の基準を相談する場合は、当然これは「その他の勤務条件」の中に入り、交渉事項になると、こういうことですね。

それからもう一つ、同じく百八条の五の三項の中に、「国の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。」と、こうありますので、これは具体的にどういうこととですか。

○政府委員(島四男雄君) これは、国がみずからの責任に基づいて行なうべき事項でございします。たとえば、具体的な人事権の発動であるとか、あるいは定員の設定であるとか、その他組織の問題であるとか、国が法令に基づいて職務権限として行なう事項がここにいう管理運営事項である、このように申し上げておるべきかと思っております。

○峯山昭範君 もう時間が超過しましたので、もうちょっとで終わりますか。要するにこの職員の定数ですね、定数及び配置転換に關する事項

は、私はこの管理運営事項には含まれない、こういうぐあいに解しているんですけれども、いかがですか。

○政府委員(島四男雄君) 定数そのものは管理運営事項でございします。しかしながら、たとえば配置転換によりまして、ある官署において非常に職員の数が増減したと、その結果労働過重という問題が起こるといふことになれば、これはやはり勤務条件に關係してきますので、そういう面においてはこれは交渉事項になります、しかしながら、具体的にどこにこの官署に何名、どこに何名と何名といったような定数を設定すること自体、これはもう当然国がみずからの責任で行なうべき事項でございします、この「勤務条件」には入らない、したがって交渉事項には入らない、こういうことに解しております。

○峯山昭範君 ということは、たとえばどこに何人、どこに何人と定員を定めるそのこと自体は交渉事項にはならないと、しかしながら、現実には何名働いていて何名にするということは、これは勤務条件の交渉事項に入ると、結局、労働過重になるからなにかという問題がからんできます、当然これは職員の定数に關する——要するに、従来五人働いていたのを四人にしようというときは、当然これは人数が減って労働過重になる。これではまずいと、それで組合としては交渉に出すわけですね。問題を提起するわけですね。そのときには当然交渉には応じると、そういう考え方でよろしいですか。

○政府委員(島四男雄君) まあこの管理運営事項と勤務条件の問題は、非常に両面を——ある事柄が管理運営事項に關する場合と、それから勤務条件に關係する場合とが往々にしてあるわけでございますが、たとえばある事務処理の結果、その結果、当然事柄が勤務条件に關係してくるといふことはございします。したがって、配置がええ処分によつて職員の労働過重という問題が起れば、これは勤務条件としてその問題については交渉事項になると、こういうこととございします。

○峯山昭範君 いまの問題に關連しまして、ドレイヤー報告なんかでも、この職員の定数、配置がええなかに關連して、基本的には、双方にまたがりますけれども、基本的には雇用条件に關する問題である、だから管理運営と雇用条件の双方にまたがる問題であるから、これは団体交渉のワケ外の問題とみなさるべきではない、ドレイヤー報告の二千二百二十九項ですかにあるわけですね。双方にまたがる問題ですけれども、当然これは組合員にとりましては重大な問題でありますし、当然私は交渉事項と考えるべきではないか、こういうぐあいにおもうのですけれども、どうですか。

○政府委員(島四男雄君) 私どもでは勤務条件の範囲をことさら狭く解するというような意図は毛頭ございしません。あくまでも法律の趣旨に従つて、管理運営事項そのものは交渉事項にならないけれども、その事務処理の結果、事柄が勤務条件に關係してくる場合には、これは交渉対象事項になる、このようにいま解しております。

○峯山昭範君 それではこれで終わります。いづれにしても、この総定員法の審議にあたりましては、先ほどからいろいろ申し上げましたけれども、最後に大臣にお願いしたいのであります、いすれにしても、大臣がいづれもおっしゃっておりますように、なま首は切らないという問題ですね。それから強制配置転換、それから万一配置転換を行なう場合でも、本人の意向をよく聞くと、そしてまた本人に対してもある程度拒否権を持たせると、そういうふうな考え方で進んでもらいたいと思つております。この点がやはり今回の総定員法の重大な問題でありますので、いままでも再三この点についてはそれぞれ述べられてまいりましたけれども、どうかその点よろしくお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨として、いま最後におっしゃったおりの心がまえで、行管庁はもちろんのこと、関係官庁それぞれが考えねばな

らぬ心がまえだと思ひます。拒否権とおっしゃいますのは、ちょっと角が立ち過ぎますが、拒否権という権利は現在の制度上あり得ない。ただ拒否したいという気持ちになるようなことは絶対なすべからずという管理運営、責任者の心がまえの中から、結果的にはそういうことが出ないようにするという意味において、おっしゃることは私は同感であります。

○中尾辰義君 関連。ちょっと定員外職員の件が、この前総理がおいでになったときにも質疑がありました。その後閣議でも問題になったらしいのですが、実際行管庁のほうでは、この定員外の職員の実態はつかんでないのですか。大体わかっているらっしゃれば、どの程度あるか、二十万程度あると思ひますが、どのくらいおられるのか、それから各省別にはどのくらいおられるのか、また各省の中ではどういう部門が多いのか、その辺、大体のところわかりませんか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいまの数字につきましては、定員外職員につきましても調査は、行政管理局の所管外でございまして、調査はいたしておりません。総理府人事局が所管いたしております。その調査はございまして、なお、御指摘の資料につきましては、四月二十四日付で本委員会に資料として提出いたしております。

○中尾辰義君 それで問題は、この定員外職員というものは、結局総定員法とは関係ないという、そういうことになりませんか。総定員法でこれは最高の定数をきめましても、定員外でどんどん足らないところはあるやうな、こういうようなところが盲点になっていないか、こういうことが話題になったらいいですが。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。総定員法の対象といたしておりますのは、行政事務を行ないますために必要な恒常的な職に充てるべき常勤の職員の数でございまして、そのうちのもちろん一部を除いておりますが、そういうものの中から五十万六千五百七十一名を現在の最高

限度として考えているわけでございます。定員外職員につきましては、従来からの考え方によりまして、これは恒常的な仕事に従事するものではない、非恒常的な仕事に従事するものであるということでございます。総定員法の対象外になります。

○中尾辰義君 それはそれでよろしいけれども、総定員法を出した趣旨のものは、結局臨時雇の答申もあるでしょうが、行政の簡素化だとか、それもありまうけれども、結局は予算の面、財政硬直化の面から、もう少し予算編成の面から考えてみて、人件費が多いとか、そういう面もからんでいまして、総定員法でワクだけきめたいけれども、定員外の場合は御自由である、こういうことになったのでは、これは総定員法の立法趣旨に反するということになります。ただ人事の交流とか配置転換が政令によってしやすくなる、その点はいいでしょう。そういう点を、まあ私がこれ大目とすると、それはすべて自分の権限で、抜け穴があるから定員外ふやせと、こういうこともできるじゃないですか。そこら辺が問題になってくるでしょう。それをひとつ大臣からお伺いしたい。

○政府委員(河合三良君) ちょっと御説明を……。定員外職員につきましては、先ほども申し上げましたとおり、これは非恒常職に従事する、まあ臨時の職員ということでございまして、先ほど申しましたように、総定員法の対象外になっていまして、恒常的な職に充てるべき常勤の職員の数は、五十万六千五百七十一名という最高限に對しましては、必要の場合にはふやしてまいります。それは、必要な場合にはふやしてまいります。これは、非常にふやしてまいります。これは、前々から大臣から答弁申し上げております。その最高限を越える改正が必要になる場合もある。それからそれによりましてこの数をきめてまいります。恒常的な職に充てるべき常勤の職員、その必要量によりまして考えるわけでございまして、現在定員外の職員は、これは恒常的な職

でない、非恒常職の仕事をしております職員でございまして、対象になってこないわけでござい

○中尾辰義君 ですから恒常的な職でないとおっしゃいますけれども、定員外で一年勤続年数の長いのもかなりおられるでしょう。あなたのところとおりですよ。あなたのところとおっしゃるとすれば、そのとおりの。実際業務はうちのほうは非常に忙しいのだと、だけれども定員がこうきまつていて、しょうがないから定員外でふやせと、そういうこともこれはやろうと思ひはできぬことない、そういうことでしょうか。そこら辺のところを私は聞いています。あなたのところとおっしゃるとおり、まじめにさうごもつてもござい

○政府委員(河合三良君) 先日来御指摘のございました点は、恒常的な職でない非恒常職、または非常勤の職員として定員外職員がございまして、それがもし恒常的な職に従事しておりますれば、これは閣議決定違反である。そういうことは従来はなはずである。そこで関係各省庁に對しまして、それを調べるといふ御指示を受けておるといふように理解いたしております。

○片山武夫君 今回の総定員法のその主たる目的が簡素化あるいは効率化、これを推進していく。結局それによって起こってくる問題は、やはり職員の配置転換あるいは異動、こういうことが相当従来よりも多くなる、こういうことが大体予想されるわけだ。そこで先ほど来からいろいろと質問がされておりましたが、政府の答弁としては、だんだん、だんだん私は聞いていけばいくほど、いまいちな点が多くなっている。この際、法律で定められた事項と実際面での運用の結びつき、このことについて数点確かめておきたい、か

○片山武夫君 いまの説明ですと、配置転換は部署が変わる、これが配置転換だ、これは異動とはいわないのですね。異動とはいわないのだというふうに聞かせるわけなんです。しかし異動、人事

非常に公務員関係はよくないことになっておるわけだ。これはやはり人事管理の欠陥、労務管理の欠陥、そういうところから私はきているのだらうと思ひます。したがってこれからお伺いする事項は、直接人事に關係する問題であります。的確にひとつお答えを願ひたいと思ひます。が、総理府の人事局長にちょっとお伺いします。人事院の方隔ちやうたな。——これは關係があると思ひますので、ちょっとお願いしたいと思ひます。

ことばのつかい方で非常に矛盾、あるいははっきりしない面がありますので、この配置転換と人事異動、これは配置転換があれば人事異動が伴うものですか、したがってこの区別ですね。配置転換といふ場合の異動と単なる異動の区別、これをひとつまず明らかにしてもらいたいと思ひます。がね。

○政府委員(栗山廣平君) ただいま先生の御質問は、配置転換と人事異動の区別という非常にむづかしい御質問ですが、ちょっとあるいはあんまり法律的でないかも知れませんが、人事異動といふと、何かこう人間がたたくん動くようなちょっとことばの感じを受けます。ですから、人事異動と申しました場合に、あるいは広くとつたり狭くとつたりする場合があり得ますが、たとえば同じポストにおりまして昇格するというようなもの、これは人事に屬するわけでございまして、そこまでは人事異動と申し上げていいかどうかちょっとわかりませんが、広い意味では人事異動に入

かと思ひます。ただ配置転換と申しました場合には、やはりポストが変わりまして違つた局に、あるいは地方から中央にというやうな、ことに目に見えてちゃんとポストが変わるというだけのこと、大体普通はとられておるやうにわれわれは考えております。

○片山武夫君 いまの説明ですと、配置転換は部署が変わる、これが配置転換だ、これは異動とはいわないのですね。異動とはいわないのだというふうに聞かせるわけなんです。しかし異動、人事

異動ということがよくいわれるし、配置転換と一体どこが違うのかという疑問がわいてくるのは、これは配置転換については事前協議の対象にしよう、そうして十分に対象組合と協議をして、摩擦の起きないようにしよう、こういうことが特にこの前の総理の答弁の中で明確にこれは言われている。これは労使の関係を改善する上に重要だから、なお十分配慮しようということが言われている。配置転換、異動も、私は同じような気がするのですが、そういう意味でいわれる所屬がえを配置転換だというふうに考えた場合、これは一人でもあり得るわけだし、多数の場合もあり得るわけです。これがいわゆる事前協議なり協議の対象にするのだと、こういうことになると思いますが、それでよろしゅうございますか

○政府委員(栗山廉平君) あるいは先ほど私の申し上げたことが的確でない、あるいはちょっとばく然としておったかも知存しますが、人事異動と申します場合には、広く大体どういう人事であつても普通人事異動といっているのが普通でございまして、配置転換はもちろんその中に含まれるとお考えになってけっこうだと存じます。

そこで、配置転換の点につきましてのいまのお話でございしますが、私も数回この審議を聞かせていただきましたのですけれども、総理大臣がこの総定員法に関連されて、出血整理はしない、あるいは強制配置転換は行なわないというふうな表現をなさっておったと存じますが、われわれがとりまいたところでは、総定員法の成立に伴つていろいろの変化が出てくるのではないかと、その総定員法の施行に關して出血整理あるいは強制配置転換というふうなことは避けたというお気持ちの表明だったろうと、私は理解いたしているわけでございます。そこで、総定員法の施行に伴いましていろいろなたとえば定員の配置がえ等がございます場合の想定だろうと思ひますが、その際にはこの配置がえが行なわれるわけでございます、その配置がえを行なう際に、強制的なものとは伴わないのかどうかという御質問だ

うと解するわけでございます。この人事の基準といひますか、たとえばいまの配置がえというものに伴う基準、あるいは昇格昇任といったようなものに伴う基準、そういう大体の人事に関する基準というものがあつたわけでございます。何でもかつてにいたすというわけではございませんで、大体の基準を設けているわけでございますが、そういう基準につきましては、勤務条件ということと職員との側とお話し合いをするということに相なっております。が、しかし、これは人事院のほうからあるいは申し上げてあるかも知れませんが、任命権に關する事項、つまり人事権と申しますか、すなわちことばを覚えて申し上げますと、個々具体的な人事、これは管理運営事項ということとございまして、原則としては対象にならないというふうにお考え願つてけっこうだと存じます。

○片山武夫君 人事異動の中に配置転換が含まれておる、いわゆる配置転換というのは所屬がえ、これは配置転換、その所屬がえという範囲は係か課か、部か局か、省か、そういうのは一体どういふふうに考えておられるのですか。

○政府委員(栗山廉平君) ちよつと先ほどから申し上げますように、必ずしも配置転換あるいは配置がえといふことばの定義そのものがはっきりいたしてゐるわけではございませんが、われわれが考えておりますところは、配置がえと申しますと、やはり相当大きなところから、あるいは小さいところにつきましては課から課へかわるといふところにつきましては課から課へかわるといふところ、あるいは普通じやないかといふふうにか考えております。ただ係から係へかわる場合も配置がえといふ場合もございしますが、大体課を異にするとか、あるいは局を異にするというふうなところが配置転換、配置転換といわれている普通の意味ではないかと存じます。先ほどから申し上げるように、定義がどの範囲まであるのかというふうなことはつきりした定義はございませんですが、大体そんなところじやなかろうかというふうに存じております。

○片山武夫君 大体定義というところまでいかぬでしょうが、はつきりした基礎がなくて、配置転換については本人の意思を十分尊重するとかしないとか言つてみたつて、そんなことはできっこないわけですよ。したがつて、どの程度のものが配置転換か、私の理解する配置転換というのは、行政改革によつて一つの課なり部なりが他の省にいくとか、あるいは他の局に所屬するとかといった、そういったような場合に行なわれるいわゆる異動ですね、こういうものを一応常識的に配置転換といつてゐるのだと思う。ただ単に省内で課から他の課へ移つたりする、そういうのは配置転換といえるかどうか、私は疑問に思ふ。そういうのはただ私は異動ではないかという気がするのですが、そういったようなものについて、大体的な考え方がまとまつていなければ、これは交渉の対象にするとか、協議の対象にするとか言つてみたつてこれはそこらけんかになつていくんですよ。だから、そういう問題について私もこの前分科会でいろいろお聞きしたのですが、どうも政府としての態度があいまいであるので、まず協議か交渉かといふ問題すらあいまいであるので、その点についてはだいたいお聞きをして、ひとつこのことについては各省庁に、ひとつ答弁されたことについては趣旨徹底してもらつてほしいとお願ひをしてゐたのですが、今日ただいま各委員がお聞きしている答弁を通じて考えてみると、どうもこの辺があいまい。だからこそ、これは労使の間で一体これが交渉の対象になるのかならぬのか、協議の対象になるのかならぬのか、あなたのような答弁ではみんな逃げられてしまふのですよ。そうでしょう。ところが総理はそう言つていない。そういうものは個人の異動についても十分に配慮し、本人の気持ちを聞こうと言つておる。一体それはどこを對象にしてやるのか、あるいは組合を對象にして話をするのか、そういうような点を十分に私は徹底してもらわないと、この総定員法がしかれる、しかれないにかかわらず、そういう配置とか人事異動の問題について、簡単にこうや

りますと言つても、それは私は実際問題としてはできなからう、私はそういう心配をするから質問をしておる。

私も、できないものを簡単にことばの上でやりまふといつてみたところで、実際に正式に団交なりあるいは組合と省庁の協議、こういう場合になつたときに、これは管理運営の問題だから、組合の介入すべき問題ではないと逃げられたら、何もなくなつてしまふんですよ。だからそれをいままでずっと今日まで論議されてきたと思ひます。だからこの際、それをはっきりとしてもらわなければ、ここでのそういうことばの解明だけではないのであつて、実際に法律の施行を一体どうやつて、どういう窓口をつけて、どういうことまで交渉なり、あるいは交渉のできない場合協議するんだ、こういうふうなきめてもらわないと、これは組合としても処理しようがなくなる。われわれとしても納得がいかない。そこでお伺ひするんですが、各省庁に人事管理官といふのがおりますね。これは一体兼務ですか専務ですか。

○政府委員(栗山廉平君) 人事管理官の説明の前に、先ほどから先生のおっしゃること、ごもっともでございますので、私もちよつと一言申し上げさせていだきたいと思ひますが、確かに場合によりまして人事異動、配置がえといふことの定義がいろいろに行なわれることは、これは事実でございしますが、定員に關する限りは、限りはと申しますとちよつと語弊があるかも知れませんが、事項事項によりまして、それははつきりできるわけでございます。そこで定員なら定員といふことに関しまして、一体配置がえはどういうことになつていくことになつていくと、これは定員といふものが、どこ部分までがきまるかといふことに伴つてその定員がきまります。定員の中での配置がえ、これは定員が、たとえばある局がありまふと、何人という定員があつて、その定員が動かないその中で係なり課の中にかわる、これは定員に伴う配置がえではないわけでございます。そこで定員法といふこの關係で配置がえといふ場合に

は、定員がどこで欠ける、あるいはどこかであるというような問題、ある機関別の定員の増減に際しまして、そこにどうしても配置転換が必要であるという場合に起こってくるのが、これは定員法の施行に伴う配置転換。そこに強制的なものが出てくるかどうか、この問題になってくるかと存じます。

そこで総理府などの、これは非常に行政組織がいろいろございまして、全部の省がどうかということは、これは行管のほうで御存じのこととございまして、私が少なくとも申し上げられざるの、総理府におきましては、いま定員が個別にきめられておると申しますのは、原則として局単位でございまして、それからなおそのほか付属機関というものがございまして、付属の機関は付属機関別にきめてあるはずでございまして、それからもちろん外局につきましては、これはまたいろいろ組織がたぐさんございまして、特に総理府の外局はほとんどが国務大臣をもって当てられておられますので、これは私たちの範囲からちょっと抜けておりますから、総理府本府についてだけ申し上げますと、本府の内部部局につきましては局単位ということでございまして、したがって、定員に關しての配置がえという問題を問題に考えます場合には、その局単位にきめられておる最終単位の定員が変動をいたしまして、それに伴って配置転換が起こるといふ場合に限るといふふうにお考え願ってけっこうだろうと存じます。

それから、先ほど御質問のございました人事管理官でございますが、これは国家公務員法の、先生よく御承知のように、第二十五条に人事管理官という項目がございまして、「総理府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、その庁の職員として人事管理官を置かなければならない」、これはその第二項にも人事管理官は、人事に關する長となり、「云々とございまして、本省及び外局に具体的には設けられておるものでございまして、名前はいろいろございしますが、要するに本省

及び外局の人事課長あるいは秘書課長とも総務課長という名前のところもあるかと存じますが、人事を主管する課長、それに人事管理官を命ずるというところでございまして、定員その他は全部そちらのほうの人事課長なり総務課長なり、秘書課長なりのほうで入っております、それに人事管理官を命ずるといふこととをとおるわけと存じます。

○片山武夫君 この人事管理官は、当然これは人事院との関係において任命されるわけですから、人事院関係の所管を各省庁でこの人が取りまゝと、こういう役目を持っているのだらうと思ひますが、そのとおりですね。

○政府委員(栗山康平君) これは先生、第二十五条の第二項に、先ほど申し上げましたとおりとあのほうに、「この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力に努めなければならない」、こうございまして、この中央人事行政機関というのは、先生おっしゃいましたように、当初は人事院だけでございまして、当初は人事院だけでございまして、その後、人事院並びに内閣総理大臣、つまり端的に申しますと、人事院とわれわれ人事局というところでございまして、この両方との緊密な連絡をはかっていたというところで、具体的なことは人事管理官の会議を持ちまして、いろいろの議を議していくというところに相なっております。

○片山武夫君 この人事管理官は当然職員組合とがいわゆる交渉の対象の大体責任者、こういうこととがいわゆるのじゃないのですか。

○政府委員(栗山康平君) そのとおりと考えております。

○片山武夫君 窓口は一応この人事管理官、各省庁の人事管理官が各省庁の責任者として、大体組合との交渉の責任者になる、こう考えてよろしいわけですね。

○政府委員(栗山康平君) 対象によりましては会計課長ということもございまして、けれども、原則として、人事の関係を申し上げますれば、人事のことにつきましては窓口になるというふうに申し上げておきます。

○片山武夫君 そこで、先ほど触れましたように、百八条の五で、管理及び運営事項は交渉の対象としないのだ、このことについて、実は分科会でもって人事院総裁に聞いたけれども、非常にこれはきびしい答弁をされておった。たまたま今回この総定員法が出されて、それについての配置転換あるいは異動は個人の意見を尊重する、こういふような総理としては非常に政治的な答弁であったと思いますが、確約をされてきた。そういうことになってきますと、この管理運営事項といえる、交渉の対象とすべき給与、勤務時間、勤務条件及び社会的または厚生の活動といふことが、これが交渉の対象事項となっている。この中の「管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない」、こういうことで、一体何と何と何が交渉の対象とされるのか、こういうことになるのですが、この点はやはり明確にしておかないと、交渉の案件について、これは非常にそのつど問題になると思うのですが、明快な見解をお示し願ひたい。

○政府委員(栗山康平君) たいへんむずかしい御質問であるようでございしますが、たしかこの前の、あれはいつでございしたか、ちょっと記憶をいま呼び起こすことができないのでございしますが、人事院総裁は、なるべく広く考えたほうがいいの、これはございせんかという答弁をしてもられたことがございまして、あつたように記憶しております。

そこで管理運営に關する事項というのは一体どういうことかという御質問でございしますが、たいへん、ちょっとかたがた苦しいようなお答えで恐縮でございしますが、一応申し上げますが、国の機関が、この法令の定めるところに従ひまして、もっぱら国民の意思に基づき、職務の権限として行なう、そういう国の事務処理に關する事項といふふうには、ちょっと抽象的でございしますが、申し上げていいかと存じます。具体的には、例をあげて申し上げますと、たとえば行政の組織に關する事項、行政の企画、立案あるいは執行に關する事項、予算の編成に關する事項、それから国の機関の定員の規模に關する事項、任命権を行使する事項といふようなことが管理運営事項に入るのではないかと存じます。

○片山武夫君 そこで具体的な問題として、これは行政改革等があつて配置転換等が計画される、そのことが事前に組合と協議をしましょう、こういうことになっているわけなんですけれども、その場合、これは交渉として問題を扱うのか、協議として問題を扱うのか、これは非常にむずかしい問題だと思ひますが、先ほどちょっと、合意に達する場合もあれば達しない場合もあるのだ、交渉といふのは、大体合意に達することが目的だと思ひます。協議といふ場合には、たまたまそういうことが合意に達しない場合があると思ひますが、その辺の区別を明らかにしておかないと、これはやはり問題のもつれる原因になるかと思ひますが、この辺どういふふうにお考えになつておりますか。交渉案件と協議案件といふものをどういふふうに区別しておられるか。

○政府委員(栗山康平君) これもたいへんむずかしい御質問でございまして、先ほどから先生お読みになつておられます例の公務員法第八十条の五には、「交渉」といふこととでいろいろ書いてあるわけでございます。職員団体が、ここにありまふような管理運営の事項を除きますけれども、その他の事項について、つまり勤務条件でございしますが、交渉するといふことがここにはつきり書いてあるわけでございます、こういう交渉といふ表現と申しますか、交渉の対象となるものと、それから先生のおっしゃいます協議といふものはどう違ふのか、こういう御質問でございしますが、実は協議と申されましても、法令上は特に協議といふことは出ておらないような次第でございまして、この協議といふものは、この内容のとり方いかんにもよつてくるかと存じます。法律に書いてございまして「交渉」といふのは、これは職員団

体と正式に取りきめて勤務条件について話をするというところが交渉ということばで固まっておるのをごいいますけれども、協議という場合に、いかなるものを協議というかと内容に、やはりかかってくるのではないかと私は考えるわけでごいいます。交渉以外の何らかの話し合いをすることとを協議というふうにおっしゃいますとしますれば、私は先生のおっしゃいましたように、これは妥結とか、そういうことを必ずしも最終目的として行なうものではないという表現をとつても、これは間違ひではないと存じますが、協議という話し合いというふうな意味にとりますれば、意見の交換といったような場合もあり得るかと思ひます。いずれにいたしましても、ここにはつきり法律に書いてありますような交渉というものはないういゝものを、いろいろの意味を込めまして協議と申し上げていいのではなからうかというふうには私は存じておるわけでごいいます。

○片山武夫君 そうすると百八条の五にある給与、勤務時間、勤務条件や社会的または厚生の活動というか、こういったものは、はつきり交渉の対象にするのだと、こういうことですね。

○政府委員(栗山廣平君) この百八条の五にごいいますように、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に、及びこれに付帯して、これこれの事項に、適法な交渉の申し入れがあった場合には、それに応ずべき地位に当局は立つということとでございまして、こういう点につきましては、公務員法の百八条の五にいう交渉の対象になるわけでごいいます。

○片山武夫君 大体やりとりの中ではつきりはしてきたと思いますが、そういうことが各省庁において、やはり適確に行なわれていかなければ、私は意味がないと思ひますので、これはもうひとつ総理も約束されたことですから、はつきり各省庁に徹底するように、私は強く要望をしたいというわけですが、それから、特にこの配置転換等、異動の問題に

関連しても、この定員法施行にあたって強制はしないということについては、十分総理も約束されたことだから、配慮をぜひお願いしたい、かように思ふんですが、そこで、各省庁の対象組合と交渉するところ、これはよろしいと思ふんですが、かつて中央団体と人事院とがいろいろ交渉を行なつてきた例がある。それが今度法の改正によって、その対象が明らかでなくなつてゐる。そのことについて御質問申し上げたところ、これは中央団体との交渉の対象は総理府がやるということ、総理府総務長官もはつきりと言われたわけなんです。が、このことについてもここで確認はしていただきますか。

○政府委員(栗山廣平君) 総理府におきましては、中央の団体の役員の方とよくお会いをいたしておりまして、現にきのうも、あるいは先週の土曜もお会いをいたしておる現実がございまして、事項によるかと存じますが、大体総理府が窓口的な傾向で再三三回お会い申し上げておるということでごいいます。

○片山武夫君 組合が実力行使を行つた場合にいろいろ問題が起きて、これが不法行為であるとか、いや合法であるとかいふ論議が常にされるわけなんです。これは組合の立場からいふと、いわゆる合法闘争、いわゆる順法闘争、こういうような形で時間外拒否であるとか休暇戦術であるとか、そういったような戦術がよくとられてゐるわけなんです。これは一体あなたの方のほうの解釈としては、合法と見てゐるのか見てゐないのか、その辺ちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(栗山廣平君) 公務員の実力行使と申しますか、争議行為と申しますか、そういうものについて、何か当たるか当たらないかというようないじめがあるかというお話をうと思ひますが、これは個々の場合でないとかなかなかむずかしい微妙な点もございまして、一がいにはつきり断定的には申し上げられないかと存じます。まあこ

の間の四月二日の最高裁の判決にも、これは地方公務員のあれでございまして、争議行為につきまして、非常に違法性の濃い場合と、それが薄いと申しますか、弱いといふ場合、いろいろな場合があるというふうな判決の内容もあつたと存じております。

そこで端的に申し上げまして、争議行為と申しますのは、公務員が公務に従事するというきめになつております時間、その内におきまして積極的に仕事をしないという点で、これは非常に抽象的でごいいます。争議行為であるかどうかということとを原則としては判断するということに尽きるのではないかと存じております。

○片山武夫君 そういう抽象的なお答えはちょっと困るんですが、たとえば処分者が出ておる場合、いろいろ非合法だということ。そういう場合の認定は、だからいろいろ私の申し上げたその範囲内の戦術じゃなくて、それ以外の行為であつたというふうな理解されるのかどうか、こういうことなんです。つまり休暇戦術ですね、これは具体的にどうあるわけですか。それから時間外拒否というのがあるわけですか。そういうのは一体どう考へておられるのかということをお聞きしたい。

○政府委員(栗山廣平君) 休暇戦術というおことばではございませんが、この休暇につきましては、御本人の自分の都合だけで休暇をとるということとは実はできないわけでごいまして、公務の状態に応じて休暇をとるというふうになつておるわけでごいいます。したがって、公務遂行上必要だと認められた場合に、それを無理に休むというふうになりますと、これはやはりそこに違法性の問題が生じてくる余地があるわけでごいいます。

それから時間外の拒否でございしますが、これもやはり公務上必要な職務命令が出ておまして、はつきり公務を行なう上において時間外に勤務する必要があるということで職務命令が出ておるといふ場合に、それであるにもかかわらず仕事を拒否するということになりますと、やはりここに不当

あるいは違法という問題が——もちろんその個々具体的の場合によつていろいろ強い弱いはございまして上げられども、問題が生じてくるということが申し上げられると思ひます。

○片山武夫君 この解釈については法的にもいろいろ問題が起き得ること、私は大体どういふうな考え方で扱つておられるかというのを聞いておるわけで、それを認めるわけではありませぬ。異論が相当あるわけでごいいますから。しかし、そういったような処分が決定して、いろいろ処分を受けておられる方、これもまた不当であるならば、これは法廷闘争というふうな問題も起きてくるわけなんです。どうもそういう問題についての諸官庁の態度というものが、いわゆる綱紀粛正の問題と並べていろいろもんちゃくの起きている問題が多いのであつて、私は、むしろこれは厳密に自信を持つてはつきりした態度でやるべきではないかという立場に立っているの申し上げておるわけなんです。いまの見解については私はちょっと疑問がありますが、しかしここで論争してみてもしかたがないと思ひます。

そこで最後に申し上げたいことは、この総定員法によつていろいろ配置転換、異動等が非常に多くなつてゐることを前提として起き得る問題についていろいろ質問をしたわけなんです。特に一昨日総理が出席して、総理がいろいろこの問題については十分な配慮を行なうと言つた趣旨の内容については、これはひとつ十分にその趣旨に従つた処置を具体的に各省庁がとれるような指示をさすべくもよいですか、私は流していただきたい、かように思ふのです。

最後に、定員外の問題にちょっと触れたいと思ふのですが、この点についても、実は、いわゆる常勤的な恒常的な定員外がいろいろあることについて総理も驚かれたやうな感じが、確かにこれは具体的に聞いてみますと、公務員としての資格がないから採用するにしがたいんだ、こういうやうな面があるんだというのをちょっと言われたやうなんです。これは実際仕事にあつては、

実際の定員内の公務員以上の仕事をしておられる人もおるんだし、そういう意味で政治的に配慮してもらいたいということを強く私は要望しておいたんですが、この点について十分にひとつの整理の意思を尊重して、早いところ処理をしていただきたいということを特に付け加えておきたいと思うのですが、これについて調査が行なわれておりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 形式論だけ申し上げますと、昭和三十七年に最終的な一応の調査をしまして、御案内のとおり、何回もお答え申し上げたことですが、当時万をもって数える人数のものを定員内に組み入れた。したがって自今恒常的な職務につかせるような人を雇ってはならない、したがって、いわゆる定員外職員、臨時職員といわれるべきものは、予算上認められておるけれども、それが定員の中に組み入れられなければならぬという勤務条件で雇い入れることはできない、定員内に組み入れることはこれで終わりでない、ということを開議決定をいたしましたのであります。

したがって、その点だけから概念的に申し上げれば、恒常的な職務に従事して定員内に入れるべき実態のいわゆる定員外職員というのは、あるはずがないということにも相なっておりますが、実際にはいろいろ現地についての御調査等をもとにお話が出ますれば、閣議決定違反をした省庁の責任者があるんじゃないかというところが課題として浮かび上がってくると思います、概念論は。だからといって、冷徹な議論に、知らぬ顔の半兵衛で済まされるものではない、したがって、厳密な調査をいたしまして、実態に即した措置が講ぜられるべきである、そういう前提に立つた総理からの答えであつたし、私もそういうことにお答えしつつ今日にきております。その意味においての調査はこれからしなければならぬわけでございます。第一義的には、各省庁にそういう該当事項がありやなしや責任を持って調べてもらう、それに基づきまして行管としてしましても、あるいは総務長官床次さんのところでも、と

もに相談しながら、実態を把握して、その結果に基づいて善処するという課題が残った意味においての総理の発言であり、私もそういう趣旨でお答えした、こう理解しております。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後二時まで休憩いたします。

午後二時十分開会

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○岩間正男君 まず最初に伺いますが、荒木行管長官に伺いますが、総定員法について、四月の日本学術会議で反対の声明を出しているはずですが、これは長官はどのように受けとめておられますか、お伺いしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 新聞でちよいと見出しだけは拝見いたしました。

○岩間正男君 それだけです。この中身を検討されないのですか。日本学術会議といえば、日本の学術研究を代表する、しかも政府がこれに対して肝いれをやっている機関です。その機関が声明を発表しているということについて、これは御検討にならないのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は国会を通じて御審議を願うことだけが重要である、学術会議が学問的に感想を述べられるのは御自由である、こう思って中身は読んでおりません。

○岩間正男君 あなたは総定員法を、これは国民のサービスを改善するためだ、こういうことを言われている。だから、世論に聞くということとは非常に重要だと思う。この中身を検討されないというのは、これは非常に怠慢ではないかと思ひます。こういうことを言っている。これが教育、研

究、技術の諸機関にも適用されるならば、これらの諸機関における事務効率の低下や職員の業務過重が予想されるのみならず、学問、教育、研究、そのものの体制と運営まで多大の支障を生ずる危険がある、こういうことを述べているわけですが、こういう点についてはどういふ見解をお持ちになりますか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういふふうなことが発表されておるとすれば、参考にすべきだと思ひます。頭から政府のやることは間違ひをやるに違ひないときめてかかったような御感想かと思ひますが、御懸念御無用なように、運営する上に参考にすべきだと思ひます。

○岩間正男君 頭からきめてかかっているのはあなたのほうじゃないですか。学者、文化人等はこういうふうに対処するものだという予定感情に立っていることは、これはまずい。ここには日本の学術研究のエキスパートが集まっているのですから、そういう人の意見ですからね。そういう点からも、当然これは検討すべきだと思ひますけれども、何もこういうものを検討してないというところが大体今度の総定員法案というものは、これは非常に政府の一方的見解でこれが強行される、こういうことを物語っているのじゃないか。この点非常に遺憾に感ずるわけです。

さて、それでは中身に入って質問いたしたいと思ひます。まず最初にお伺いしたいのは、四十三年と四十四年の二年間において、定員措置がどうなされたか、その定員措置の実態についてお伺いしたいと思ひます。第一に、次に述べる職員はこの二年間に何人増員されたか。また、増員が計画されているか、計画とそれからすでに増員されたものを合せてお伺いしたい。自衛官は何人。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。自衛官につきましては、四十三年度八百三十人、四十四年度六千八百七十二人の増員の計画になつております。

○岩間正男君 検査官は、合計を言ってください、合計を。

○政府委員(河合三良君) 人数の合計でございますか。

○岩間正男君 ええ。

○政府委員(河合三良君) 警察官につきましては、四十三年度は増員ゼロでございます。四十四年度は十名の増員でございます。

○岩間正男君 十名ですか。

○政府委員(河合三良君) 三年五割の削減が五名、それから増が十五名で、差し引き十名の増。それに地方警察官をまぜますと、これは四十三年度は地方警察官の二十名の増員でございます。合計は四十二年度末定員が千三百七十七名に對しまして、警察官につきましては、四十四年度の定員予定は千四百七十七名でございます。

○岩間正男君 検査官の増員、検査官です。

○政府委員(河合三良君) 失礼いたしました。お答えいたします。検査官は、四十二年度末定員が千八百七十一名、四十四年度末定員では千九百四十六名でございます。

○岩間正男君 委員長、ちょっと注意して下さい。ふえた人数は何人ですかと聞いておるので。そういうあなた、なにを讀むだけじゃ——大體私ここで一月見ていたけれども、あなたの答弁はいつでもそれだ。これじゃちょっとまずい。時間の関係もあるから、はっきり言ってください。

○政府委員(河合三良君) 失礼いたしました。四十三年、四十四年を合計いたしました、検査官の増員は七十五名でございます。

○岩間正男君 最初からはっきり言えはいいのです。裁判官はどうですか。

○政府委員(河合三良君) 裁判官は四十三年、四十四年度を足しまして五十五名でございます。総員は二千五百二十五名から二千五百八十名に増員しております。

○岩間正男君 それから警察などの公安職員は何人ふえていますか、二年間に。

○政府委員(河合三良君) 公安職員につきましては、四十三年四年を足しまして二百八十名の増員

でございまして、四十二年度末定員が三万七千三百五十名に對しまして、四十四年度末は三万七千六百三十名となっております。

○岩間正男君 税務職は幾らふえたか、数だけでいいです。

○政府委員(河合三良君) ふえた数は四十三年、四十四年度を足しまして二百三十一名でございまして、

○岩間正男君 税関職員は幾らです。

○政府委員(河合三良君) 税関職員は、四十三年、四十四年度を足しまして、八十名の増員となっております。

○岩間正男君 指定職員は。

○政府委員(河合三良君) 指定職員につきましては、四十三年、四十四年度を足しまして、九十名の増であります。

○岩間正男君 それじゃ次に各省庁で減らされた人員、その総計は幾らか。これは行(一)、行(二)別に報告してもらいたい。

○政府委員(河合三良君) 行(一)につきましては、四十三年度の減は、これは増のほうは入れませんで減だけでございまして、減につきまして申しますと、四十三年度では三千二百八十九名の減でございまして、それから四十四年度では三千二百二十五名の減でございまして、両方足しまして六千四百四十四名の減でございまして、行(二)につきましては、四十三年度は三千四百二十四名の減、四十四年度は千九百三十五名の減、合計いたしまして五千三百五十九名の減でございまして、

○岩間正男君 そうすると、行(一)と行(二)を足してその合計した減員は幾らですか。一方ふやしているものもあると思います。そうすると、その減数から増員分を引いた差し引きと、この三つをお尋ねします。

○政府委員(河合三良君) 増員につきましては、行(一)、行(二)別に申しますと、行(一)が四十三年度三千二百二十四名、四十四年度は二千五百五十八名、行(二)は四十三年度五百二十六名、四十四年度十三名、合計これは五百三十九名でございまして、それ

ぞれ差し引きが、行(一)の差し引きが千三十二名の減、行(二)の差し引きが四千八百二十四の減でございまして、

○岩間正男君 行(一)の場合ですが、その中で非常に実数的に大きく減員されているのはどことどこですか。この数を言ってください。

○政府委員(河合三良君) 大きなものの例を申し上げますと、農林省の行(一)職員が合計で二千二百五十六名の減でございまして、また労働省の行(一)職員は六百三十一名の減でございまして、合計いたしまして、二千八百八十七名の減でございまして、

○岩間正男君 そうしますと、これは行(一)の中で差し引きの一千三十二人、それをばらけるかに農林省、労働省でオーバーしていると、こういうことが言えるわけですね。ここに今度の削減の中心がきている、こういうふうに考えていいと思いますね。

次に、行(二)の場合をお聞きしますが、これはどういうところが大きく減らされておりますか。

○政府委員(河合三良君) たとえば、北海道開発庁の行(二)職員は、四十三年、四十四年、合計いたしまして三百四名の減でございまして、また建設省の数を申し上げますと、行(二)職員は、合計いたしまして二千五百六十三名の減でございまして、

○岩間正男君 それから運輸省はどうです。運輸省、農林省、大学関係、病院関係、これを言ってください。

○政府委員(河合三良君) 運輸省につきましては、行(二)は合計いたしまして二百七十八名の減でございまして、それから学校につきましては、国立学校行(二)は、合計七百九十六名の減でございまして、厚生省行(二)が、三百二十六名の減でございまして、

○岩間正男君 農林省はどうです。

○政府委員(河合三良君) 失礼いたしました。農林省は、行(二)の減が三十名の減でございまして、

○岩間正男君 病院関係は。

○政府委員(河合三良君) 病院は、厚生省の国立病院、療養所関係の行(二)が三百二十六名の減でございまして、

○岩間正男君 こういうふうに見てまいりますと、次のようなことが明らかになるんじゃないかと、まず第一に、これは自衛官、警察官、裁判官、検察官、それに地方警官なんかの場合は五千人もこれはふえているんですが、いわば治安というか、弾圧関係のこういう機関は、これは削減するどころか逆にふえているんだ、大量にふえているんだ、これははっきりそのとおりですね。これは長官、認めてよろしいですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 数字的には一応御指摘のようなことかと思っております。

○岩間正男君 さらにまた徴税部門、そういういわば収奪機関だと思っております。それから管理体制の強化を目ざす指定職、こういういわば高級官僚、こういうところは増員されているんだ、これもはっきり数字が示しておるわけですが、これもよろしいですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 数字は仰せのとおりであります。

○岩間正男君 このような増員が一方で行なわれているときに、反対に減員の関係を見ますというところ、現場関係の行(二)職が非常に多いということですね。いわば官庁の場合は、ほんとうに実際現場で働いている、手足になっているところで、そういうところが圧倒的に削減されている。その行(二)の中を見ますというところ、公共事業実施部門、さらに病院、大学関係、そういうところなんですか。そういう中では特に国立病院の牧事、洗たく、給食など、現場関係の減員というのが、これは業務の下請と結びついているようですね。これはいかがでしょう。

○政府委員(河合三良君) ただいま御指摘のように行(二)の事業につきましては、業務の下請あるいは機械化になじむ面が多々ございますので、その結果があらわれている面があるかと思っております。

○岩間正男君 第四に指摘したいのは、行(一)職員、これの減員のは半ばは、先ほど明らかにしたように農林省と労働省だ。農林省を見ますという

と、行(一)職員の減員の約六〇％は、これは統計調査事務所及び食糧管理事務所、こういうところの減員だと思っておりますけれども、この数はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(河合三良君) 食糧管理事務所の減員は四年、四十三年、四十四年度を足しまして、千四百四十一名でございまして、統計調査事務所の行(一)における減員は、四年足しまして四百七十名でございまして、

○岩間正男君 労働省はどうなっています。労働省はどういうところが減っていますか。

○政府委員(河合三良君) 労働省の減員のうちおもなものは職業安定官署、それから労働法官署であります。約六百名の減員でございまして、

○岩間正男君 こういうふうな、全体をここで検討する時間の余裕はないのですけれども、特徴的にあらわれたものを数字を拾い、そうしてその性格を私たちがここで検討してみたいのです。この事実はどういうことを示しているかといえますと、

農林省ではいわゆる総合農政あるいは食糧制度のなしくずしの最近の改悪の政策と結びついている。労働省では、これは独占資本本位の、労働保護政策、こういうものの切り捨て、思うに、これはほんとうにじやまになってきたのだ、労働基準監督局あたりにはつきりあらわれてきている。あるいは労働力の流動化政策、こういうものとはつきり結びついて、ここに大量の削減が行なわれている。これは統計の示すところであると思っております。これは長官も認められると思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政策的な立場からの御批判を含めての理由づけは、必ずしも私も了解できませんが、労働大臣は労働大臣としての職責を果たす上で支障なしと見て、削減数を決定したことと存じております。

○岩間正男君 これは労働大臣だけの問題じゃないでしょう。これはあとでお聞きしますけれども、政府のそのようなこれは政策があり、それに従って行管がそれにいろいろこの政策を推進す

削減などと言っています。なるほど、これは公務員の給与が非常に上がった、そういうことが非常に宣伝されました。そうして行政官の問題がこれは出されてきているわけですね。しかし、この前の委員会でも明らかにされましたように、これは給与費は年々低減しているという現実があるわけですね。財政硬直化、こういうことで、実は昨年の暮れに公務員の給与に対しての攻撃が開始されたわけですね。でも、国民にそういう形でこれはPRされて、五割削減が非常に重要だと、国民の負担から考えて重要だというふうにいわれているわけですね。しかし、それはばく然とした形でこの五割削減というものを考えたのじゃ話にならない。この実態を具体的に検討するというのが絶対に必要です。ここからこの問題を論議しなければ、性格が明らかになるものじゃない。私はそういう点から、国民へのサービスなどということをして、しばしばこれは荒木長官も当委員会でもPRにつとめられました。しかし、はたしてそうやっていくかどうか。

こういう点ではまず当委員会でも気象関係の問題が非常に大きな問題になりました。大阪管区気象台の人員が削減された。その結果、予報業務がこれまでの二十四回から八回に減らされた。これはもう当委員会でも、先ほど申しましたように、大きな問題にされた。それで気象庁長官は、これを再調査して、これについての善処を当委員会に約束されたと思う。これはどういうことになっておりますか、承りたいと思います。

○政府委員(吉武素二君) 大阪管区気象台の観測回数を二十四回から八回に変更しましたその理由は、観測装置が近代化されて、部屋の中にいろいろな気象の値がわかるという、いわゆる隔測装置の設置もやっていたかまして、常時監視が可能になりました。現在は、観測員二名を常時配置していますので、観測態勢には別段支障はございません。なお、一般に対する影響もないものと、私は確信しております。

○岩間正男君 これは削減はしかし行なわれるん

でしよう。現実行なわれたんでしよう。それで差しつかえないというんですが、これはどうなんですか。二十四回と八回の問題がずいぶん出たんですね。これに対する地域住民の要望というのは非常に強い。現に、大阪府、京都府、和歌山、そういうところからこのような削減についての反対の陳情が全面的に寄せられている。そうなんですよ。これについて差しつかえないと、それはまあ長官の立場としては、上から天下りにこれだけやれということは一応削減して、それで差しつかえがありましたというところで、ここで答弁をするということになるという、ぐあいが悪いところもあるかもしれない。ここに何せ行政官の目が光っているところですから、そういう中ではどう言えないかもしれない。

しかし、私は、これははっきりしておきたいんですが、公務員は国民全体に対して責任を持つんです。政府に対してだけ責任を持つものじゃない。政府は国民を代行するという意味なんです。だから、政府のそういう政策や、それからほんとうにこの政策に対して、これは十分討議する必要があります。そういう政策からこれが出されたというのなら、われわれの立場では考えることができないわけですね。それで、現実的に地域住民がどう一体これに対して反応しているかというところで、私もこの問題を考えなければ、これどうにも気象庁というふうな非常に国民の福祉、国民の生命、財産、こういうものと深い利害と関係を持つこういう問題を解決するわけにはいかぬと思うんです。だから官僚行政じゃだめなんです。そういう点で当委員会でも問題になって、これを検討してくださいということを申し上げたと思うんです。ところが、差しつかえございませんと言いが、ほんとうですか。どうなんですか。

○政府委員(吉武素二君) 気象事業というものは、国民へのサービスというものをモットーとしてやるべきだ、私もそれに徹しているつもりであります。先生もこの間気象庁にいらっしゃってご

らんになったように、気象業務というものも次第に内容が変わりつつあります。技術的な革新が行なわれています。そのようなことを勘案しながら、大阪の二十四回というものを八回に変更したわけでございます。私は大阪付近の皆さんに対して、そのために気象サービスの面で欠陥が出てくることはないと考えております。

○岩間正男君 調査されたのですか、そういう世論調査やりましたか。気象台のあそこだけの意見を聞いて気象庁、所長の報告なんかこんなの当てるものですか。こんなものと言っては失礼ですけれども、たまたま官僚の機構で調査する、こういうものというのは、ほんとうにこれは当てにならない。だからほんとうにこれは国民的立場に立つならば、なぜ一体大阪府であげた決議、こういうものについて実態を調査しないのか、あるいは京都市であげたこのような決議があります。こういうものについて実態を調査しないのか。現に二十四回、そうしてそれに対して気象庁の公務員の皆さんは、いままでのそういうサービスをここで減らしてはまずいというので、自主通報をやっている。ところがこれに対してものすごい圧力をかけたのは事実でしよう。この前の当委員会では、二十四回やっていただいておきますというふうな答弁をしている。ところが実際そうでない。全くこれに対して圧力をかけてやめるやめる、強引に、それからこういう通報やるのだったら、当然気象庁側の公営の通信施設を使っているじゃないというふうな圧力までかけた。そういうことでは私は話にならぬと思うのです。それで、どうなんですか。

こういう点はやはり私は、ことに科学的な立場に立つ気象庁なんかの場合、これは和達長官あたりから私たち運輸委員会なんかでも論議してきたものです。そうして電算機を入れたときなんかは、むしろ日本の技術の前進のためにわれわれも努力してきた。だからそれによってやはり国民の利益が失われる、そういうものについてもっと敏感でいいと思うのです。気象庁のそういうアンテナあるでしょう、そういうものが曇っちゃった

のですか、これはまずいと思うのです。差しつかえございませんということでもかり通るのか、これはいかぬと思います。それで結局は何ですか、これは当委員会に報告をされる何ものもないということですか。

○政府委員(坂本勲君) 長官からの返事の繰り返しになるかもしれませんが、その辺あらかじめお断わりしますけれども、大体全国的に気象官署の観測回数といえますのは、予報解析の上でどういう必要性があるか、あるいはその辺の地区の気候現象の解明の上でどの程度の必要性があるかと、いろいろの必要性の上で観測回数というのは全国的にきめられております。特に二十四回観測箇所といえますのは、主としてその理由は、全国的な規模における予報の解析上の必要性から主としてきめられているものでございます。最近極東気象図あるいはアジアの天気図等々かきます場合におきまして、そういう意味で現在全国二十数カ所で二十四回観測を実施しておりますけれども、最近の技術の変遷等々からかんがみまして、そういう二十四回観測箇所というのはたくさんなくていいのじゃなからうかというふうに私も考えてきております。

その一環といたしまして、大阪等もすぐ近くの伊丹で二十四回観測をやっておりますので、その辺のデータが全国的な予報の解析現象には十分役立つ、こういう見地の上から、大阪の場合には二十四回を八回に割り切ってもいいと判断したわけでありまして。なおその辺につきましては、先ほど長官も申し上げましたように、常時二名の観測員が昼となく夜となく常時監視の体制に入っておりますし、臨時にいろいろな異常現象、たとえば台風がその気象観測所の三百キロ近くに近づいた場合とか、私どもいろんな規定を定めておりますけれども、必要な場合は臨時にいろいろな気候を、何と申しますか、観測することになっております。しかもそこに常時監視体制に入っている監視員が二名おりますので、大阪府を取り巻きます一千万の市民には、何らその意味でのサービスの低下は

生じ得ないと考えておる次第でございます。

○岩間正男君 これはほかふり答弁だと思ふんです。そういうことをされておりますけれども、それじゃ具体的にあげていけばいいんです。

大阪の問題だけで、あなたをあくまでこれは変えないと言ふんですが、昨年八月十八日に飛騨川バスの転落事故が起こったんですね。この原因について気象的な立場から、気象上の立場からこの問題を検討されたことがございますか、いかがでしょうか。あるかないか言ってください。

○政府委員(坂本勲介君) 原因については私も十分検討いたしました。

○岩間正男君 どういう結果が出たんですか。

○政府委員(坂本勲介君) 私もレーダーで常にあるの状況を把握しておたつもりでございますけれども、気象庁あるいはその他の関係官署との関係の上での気象情報の伝達等については、十分今後も改善をはかるべき見地はあろうかと思ふますけれども、私もレーダーであつた集中豪雨の異常現象を一応とらまえて得る限りはとらまえて得たと信じております。

なお、お断わり申し上げておきますけれども、お恥かしい話でございますが、集中豪雨の発生状況あるいは発生原因等々につきましては、気候学的に私も現在のところ十分にその現象を事前に予知、把握していくというほど、まだ完全には解明し切っておりません。今後とも気象研究所その他等々で、私もその辺の研究を推進してまいりたい所存でございます。

○岩間正男君 あなたのあのほうの答弁によれば、もつと人員をふやして、そしてもつと精密な調査をやつて、科学的な技術を推進させるということが必要になってくると思ふんですね。あなた具体的に述べられなかったけれども、この前の飛騨川事件のあのバス転落事件が起こったのは、あれは名古屋地方気象台の気象レーダーが三時間半の空白を持っていたということでしょう。これはそうでしょう。「事故前日の十七日、岐阜気象台は同地方に大雨洪水雷雨注意報をだしてしまし

た。岐阜気象台にはレーダー設備はなく、この地方のレーダー観測にあつたのは名古屋気象台。名古屋では午後三時ごろになって雨雲が消えたことを確認。岐阜へそれを連絡したあと、もう大丈夫と判断して四時すぎレーダー観測をやめ、富士山頂レーダーに観測をバトンタッチしました。

名古屋からの連絡を受けた岐阜気象台は午後五時十五分注意報を解除、乗鞍岳山頂をめざすバス旅行の一行は六時半ごろ名古屋気象協会へ問い合わせ、天気を確認。その返事は「山頂では美しいが来迎がおがめるでしょう」というものでした。こういつている。こういうふうな考えですと、この三時間半のレーダーの空白というやつは、これは全部だとは申しませんが、やはりもしこのところもつと充実されておたら、したがって、もつと刻々そういう情報が出されておたら、そういう事態というのは避けられたと思うんです。ことにレーダーだけではとらえられないものがあるでしょう。集中豪雨の場合にはどうなんですか。レーダーだけではとらえられない地方的な気象の変化というのは起こるわけでしょう。そうすると当然観測所、もつとこれを密にするということが非常に必要になってくるんです。通報でももつと増設するということが必要でしよう。そしてそれらの情報をできるだけ地域住民に知らせるというのは、この集中豪雨の場合には必要なことになってくることは当然でしょう。

ところが今度のこれは定員削減でどうなっているか、これは減らしているでしょう。どうなんですか、今度はどれだけの一体観測所の統合、そうでしょう、結局は統合、廃止、あるいはそういう通報所の廃止というのがあるでしょう。これはどういふふうな計画をお持ちですか、その点明らかにしてもらいたい。

○政府委員(坂本勲介君) 先生御指摘のとおり、通報所の廃止もこの定員削減からまわつて考えてはおります。ただし、これはテレメーターつきのいろいろな機械のそういう技術の進歩等々で、たとえば観測所から十分随時巡回業務等を行ない

得ると判断し得ているような通報所に限っており

ます。なお、お尋ねの飛騨川事故について、私実はきょうそういう御質問があると思ひませんでしたので、正確な時間等々について、いま確実な資料を持ち合わせておりません。したがって、何時間かの空白があつてどうこうということについて、確実に御返事申し上げられませんが、現在集中豪雨につきましましては、なぜ集中豪雨というものは、私実はあまり詳しくございせんけれども、高度一万メートル以上のところに雨雲が発生しましたような場合に、主としてその集中豪雨を降らすようなことになっておるようになってございますが、なぜそれがそういうふうなことになるかというところのことは、残念ながら、その辺の解明というところについては、残念ながら私も研究の途上にございまして、まあその意味で、そういう一万年メートル以上の雨雲をつかまえるという限りにございましては、現在のところ、一番効率的にはレーダーが唯一の武器でございまして、その他なおそれに関連いたしまして、現地の現象、集中豪雨の現象をつかまえましたためには、よりあちらこちらにロケット雨量計等を増設する等、いろいろな措置が必要であらうかと考えておりますけれども、そういうことでございまして。

○岩間正男君 とにかくもつと観測所を多く、通報所も多かつたらこういう事故は避けられたであらうという予想は成り立つたろうし、当然でしょう。ところが逆にいっているというのが、今度の総定員法によるところの実態じゃないですか。減らすのだ、レーダーなんかもうでしよう。レーダーなんか二十四時間フルに回転するためには、少なくとも現在の人員の二倍も要する。こういうところが人員がないから、結局そういうことはできない。これは日本のような非常に気象条件が激変する、そうしてしょつちゅう台風、低気圧、風水害、凶作、干害、それから異常乾燥による大火災、こういうものが年々統廃しておる。そうして死者、行方不明が千人以上に達している。そ

ういう災害というものが二年に一回発生しておる。こういうところでは、私はこの問題というものは非常に重大だと思ふのです。

単に気象業務そのものが、一つの国際的な約束とか、日本のそういう体制を知るだけではなくて、これをほんとうに国民の生活に密着している、そういう点についての考慮というものを払うという、私は人員の削減によって起こるところの被害というものと、これはほんとうに対比して考えてみなければならぬ。第一、飛騨川のあの事件で一体どれだけの損害が起こったか、政府は大体調査が出ておりますか。これは総理府でしようか、総務長官どうでしょう。飛騨川の昨年の八月のあの事故で、大体どれだけの損害が起こつておりますか、これはわかりませんか、この前も聞いたのです。松山空港における損害を聞いた。航空の管制官の足りなさ、そういうものが原因であつた。今度のものは、やはり気象業務の十分さから起こっている。明らかなんです。わかりませんか。これはわからなければ、できるだけ早く調査して知らしてほしい。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま手元に資料持っております。

○岩間正男君 とにかく人命は百余人、たつと人命が失われたのです。それから車体は流され、補償の問題が当然起こつたでしよう。捜索費用、こういうものを数えてまいりますと、これはばく大な損害なんですね。

こういうものと、気象関係の定員を減らすというのと、一体はかりにかけて検討してみたことがあるのかどうか。松山空港についても、私はあのとき言ったはずですよ。このごろ資料を出してきたけれども、この資料がよつとこれは、まゆつばものなんです。保険なんかみな差し引いて出されてきている。ばく大なものになつてはいるはずですよ。だからこの損害に比べれば、人員をちよつと削減して何の一体足しになるかということですよ。国民の利益を守るという立場から考えれば、非常に愚かな政策じゃないかということを私は言いた

い。

このところでは、こういう点から一体総定員法ということ検討されたことがあるかどうかというところが、われわれの論議の的なんです。国民的な立場でこの問題の論議をしなければ、公務員の権利と生活を守る問題です。日本のこのような公務員制度に対して、終戦後の民主的な体制をつくり、国民に責任を負う、そういう機構をつくり、これを逆戻しにするかどうかという、これは課題にもなっているわけですが、何よりも国民にどう責任を負うかという立場で、この総定員法の問題を明らかにしなければならぬ、そうでしょう。そういう点からいって、飛騨川の事故に対する損害を調査されてないというのはいまの政府の姿、そういう上立って行政が行なわれていることは、どうして一体ほんとうに国民の利益を守る、そういう行政が行なわれるとお考えですか。これは荒木長官どういふふうにお考えになるか、この点について。これはもうその辺の自民党の佐藤君あたりは賛成だろと思うのです。

○佐藤隆君 調査は進んでいると思うのです。調査は進んでいるはずですが。

○岩間正男君 あなたはもうほんとうにそういう風に思われているから……。そういうこともあるのだから、国民からの声です。長官どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 行政サービスが国民のためになるように提供さるべきであるという、一般論としては岩間さんのお説に同感であります。そのやり方につきましては、いろいろな角度から考え得ると思うのですが、さしより可能ならば、行政サービスを低下しないでいけるものならば、一人でも少ない人間で行政サービスを維持し、むしろ向上させるといふ可能性を追求していくことも、また国民のための行政サービスの実態でできやならぬと思います。その面を特にとらえまして、いわゆる総定員法というものを御提案申し上げたわけでありまして、一々の問題について、御指摘のような批判を通じてながら、もし

それが適切でないとするならば、そのことを考慮に入れます。改善していただくべき課題は出てくると思えますけれども、一般論をいたしまして、この総定員法の趣旨とするところを、それ自体けしからぬ、不届きだとはおっしゃいませんけれども、何か矛盾があるように御指摘があったとするならば、必ずしもその意味で私は当たらないじゃないか、かように思います。

○岩間正男君 あなたは、一方で人員がふやされている面がなかったら、そういうことも言えると思うのです。ところが一方ではばく大にふやしているでしようが、自衛官が、予備自衛官を含めると約一万人以上ふえているでしよう。警察官もふえている。あなたの守備範囲の中の警察官は、これは地方を入れると一万以上ふえているのでしよう。そういうことをぬけぬけとふやしておいて、一方は切っている。警察をふやすのがいいか、気象庁の定員をふやすのがいいのか、これは国民が判断すべきことですよ。ところが、政府のはっきり政策がそこに入ってきて、そうして国民的要望はいれられない。現に近畿の主要な都市は全部出したのですよ、あの諸願に対して何らこたえていない。そういう立場から、たとえば日和佐、徳島県の日和佐から陳情書が出されているはずですよ。この陳情書によりまして、気象の問題というやつは実に広範なものに影響を持っているというのを私たちは考えたわけですから、これは特に日和佐の陳情書が気象庁に出された。

そういうものを私たちは手に入れたわけですが、それによりまして、第一に、県南の漁業基地あるいは避難港として非常に重要で、通報所を観測所に昇格してくれ、そういう陳情が出てくるわけですね。そうしてそのためにはもうちょっと土地もと、一切の準備を進めた。気象庁もそれにほんとうにその実現のために努力をしておったが、それが今度の総定員法でこれがだめになった。第一には漁業基地あるいは避難港として、第二には台風の常襲地帯で、どうしても

ここで観測所が必要だと、第三には千五百そうにのぼる沿岸漁業のためにこの観測が必要だ。第四には施設園芸、これは園芸地帯でありますから、施設園芸普及のための農業気象を拡充するため、さらには第五には観光遊覧、そういう遊覧船の就航とか、激増する釣り客の安全、こういうものも含めていなければならない、非常に広範な立場からこれは要望をされているのです。こういうものに対して、今度の総定員法はまっとうから対決したわけですよ。そうしてこの通報所を観測所に昇格させる地域住民の願いというものはむざむざにも挫折をしたのです。こういうことはどうなんですか。総定員法は総定員法でまかり通っている。そうしてまるで一律五割というふうで、そういうふうでこれは削減が行なわれている。そういう中でこのように国民の利益が失われているところが、非常に私に問題だと思っております。これは気象の場合であります。

第二にあげたいのは医療の問題です。これはどうですか、まあお聞きします。これは時間の関係からあんまり詳しくやっているひまはありませんけれども、これは人事院は、国立病院及び国立療養所に勤務する看護婦等の夜間勤務について一カ月八日、複数という、いわゆる夜勤判定を下した。一体厚生省は——厚生省の責任者は来ていますか、これは一体守るのですか、守らないのですか、どうなんですか。

○政府委員(松尾正雄君) 人事院の判定につきましては、これを尊重して実現をしてみたいというところでございます。そのために、すでに人事院判定におきましては、すでにいろいろ述べておられますように、当時の看護婦の夜勤の実態をいろいろ調査されましたあげく、特に夜勤における勤務に直接関連いたします諸条件、たとえば連絡のための設備でありますとか、あるいは夜勤業務における器材器具の設備でありますとか、あるいは仮眠室、休憩室の設備等でありまして、これらの具体的な事例もおあげになりまして、これらの問題の解決をするということがきわめて必要であ

るといふことも、その判定に述べられているわけでありまして。

したがって、勧告が四十年に出されまして、四十一年から三カ年間にわたって、約五千五百万円をもちまして休憩室の整備あるいは連絡系統の整備、あるいは夜間勤務における暖房等の整備をやってまいったわけでございます。その三カ年計画を終わりました、四十四年からそのために必要な人員の要求ということに踏み切っておるような次第でございます。

○岩間正男君 それはまあ夜勤体制——私たちはこの前がセンターを、現地を見ましたけれども、看護婦さんの夜勤で休む部屋なんというものは物置きみたいですよ。だから、そういうものをあなたたちは知っているかどうかかわからないけれども、しかし、そういうことはやるんだが、何といても人員でしよう。これは佐藤総裁にお聞きをしますが、この判定はいつ出したんですか、これが出たのはいつですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもう四十年の五月であつたと思ひます。

○岩間正男君 もう四年です。四十年五月二十四日というのが一つ、そうすると五年になるわけですね、足かけ。そういうことですが、今度一人人員は何人ふやしておったんですか、この夜勤を八日にするということ。

○政府委員(松尾正雄君) 直接このための増員は、看護婦をいたしましては二百六十一名であります。

○岩間正男君 そうすると、とにかくこの夜勤を八日にするためにどのくらい要るんですか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいまの国立病院や療養所の姿というものをそのままではめていろいろ計算いたしますと、約二千名程度必要だと考えられます。

○岩間正男君 ここの予算要求は幾らだったんですか、予算定員の要求。

○政府委員(松尾正雄君) ただいま申し上げました数字を三カ年で達成をしたいという、大体三分

のでございます。

○岩間正男君 そうすると、七百人の要求が二百六十一人に減らされた。そうすると、国立関係の病院が三百もありましたから、一人当てにならぬわけでしょう。しかも、これは実際現場で要る——いわば全医労の人たちにいわせると五千五百人要るといふんですね、これを完全にやるには。そういう形でしよう。何年かかるんですか。とてもこんなことをやっていたら、あとの千八百三十九人ですか、かりにあなたたち二千百人でこれは組んでいるわけだ、これは何年かかるのか、このままです。

それから、もう一つお聞きしたいのは、これは八日以上やらないための配置でしょう。ところが、複数だから二人以上、三人必要などともあるわけですね。三人夜勤するための人員配置はどれくらいか、これは検討しておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 何人夜勤体制が必要であるかというところは、すでに御承知のとおり、人事院におきまして、それぞれの病棟の病状、患者の性質等に應じてそれぞれ考えるべきだといふふうに見られておるわけでございます。したがって、三人夜勤という形で幾ら要るかというふうな試算は私もいたしておりません。

○岩間正男君 これは入院にしたらどうなんですか。いまは八日に減らすための人員でしよう。入院のほうは人員というのはほとんど検討されてないじゃないですか。こういうことでは話にならないと思いませんか。どうなんですか、これは。荒木長官ね、こういう問題お聞きになったと思いますが、これは定員法との関係でどうお考えになっているんですか。とにかく病人の数はふえているんです。ベッドの数もふえているんです。そうすると、そういう中で当然これは国民の保健の立場から考えましても、人員は相対的にふえなくちゃならぬわけでしょう。業務量はふえている。人員はふえる。けれども、それがふえるのに比例するほど人をふやしていない。新たな当然の

要求もあるわけですね。看護婦さんは、とにかくひどいのは月に十五日も夜勤をやっているのがあつた。たまつたものじゃない。家庭が破壊されるんです。家庭不和が起きている、離婚もふえている。こういう中で看護婦さんの増員の問題というのは非常に大きな社会問題にもなつて、政治問題にもなつておるわけですね。

こういう中で、わずかにいま言ったような形で、全く焼け石に水という形で、ふやしたといつても相対的にふやしたことになる。業務量はどんどんふえておる。そういうようなことですから、これは削減の変型なんです。形はなるほど少しはふえた、絶対量は。しかし業務量はすごくふえている、こういう増加の形というのが非常に出てくる。増加じゃない、削減なんだ、そう見なすかならぬ。いまの問題のことをどうお考えになりますか。全く解決してないんです。人事院の面目だつて立ってない。五年になるけれども、いまの問題はほんのちよつぱり感じを出した……

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 看護婦さんの問題は、増員はいたしておりますが、減らしてない。ふえ方が、御指摘のように業務量と申しますか、それに対応できていないということも一応承知しておるつもりであります。私の承知しておる限りでは、増員されたことに、行管の立場からこれ申し上げるべき筋じゃないと理解はしております。もの、看護婦養成が追いつかない、人がいないのに増員しても始まらないので、増員もたしか学校関係七百名見当増員になったかと記憶しておりますけれども、一般的に看護婦さんの問題につきましても、岩間さんが何か減員したようなニュアンスのことをおっしゃることは事実と違ひますから、そのことを申し上げたいと思ひます。

○岩間正男君 先のはうをお聞きにならないからそういうことを言っておる。仕事の量はふえておる。新たな人事院の判定の問題があるのですから、この問題は何ぼ何でも、私の顔も何度ということもあるでしょう。五年になるのです。この問

題を解決するのに七百人要ると言っている。しかし、その七百人の三分の一しかない、こういうふうな、百年河清を待つというふうなことではだめだ。減員とか何とか言いますけれども、当然これは仕事との対比において定員というのは考えなければならぬわけですよ。

同じことは大学あたりでも言えるわけですよ。大学あたりでも昭和三十五年あたりは、これは一人の教官で六・三人くらいだった。これは今八・四人になっておる。数はどうかというところは何ぼふえておる、だからふえておる。こんな子どもだましの荒木数学を出したつてだめですよ。話になりませんよ。そういうところでなくて、実態にどう即応するかというところでは、大体いまの御答弁で明らかになったと思うのです。ひどいじゃないですか。どうですか、佐藤総裁どうお考えになりますか。新たな判定を出された、当然の判定——当然といつても私はもっと高度のものでいいと思つたのですけれども、とにかく、とりあえずこの判定が行なわれぬことについて、どうお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 判定出した当の責任者としては、はなはだ残念に思ひますが、従来、おりにあることに関係の大臣に強くその実現を要望してまいつております。まだいまお話しのような程度で、さらに一そう早い機会に力を入れてこれが実現するようにお願いしたいと思ひます。

○岩間正男君 とにかくこれは看護婦さんの労働強化、それから単に労働強化なんというなまやさしい問題じゃなくて、人権問題に発展しているのだというんです。だからなり手がなくなつたか、養成機関が不十分だというお話がありましたけれども、もう少しそのところを、一つは待遇を改善すること、労働条件を改善すること、そうなければ、当然人員もふえるのです。ところがさういっていないでしょう。看護婦の資格のある人が全国で五十五万ですか、そのうち半数ぐらいいいしかやっていない。やめる人も非常に多い。最初は一つの

使命を感じて入つてみた。しかし、やつてみるとたいへんだ、そういう中でやめていく人のはうが多くなつてきている。こういう形でこの問題は看護婦さんの人権の問題、生活の問題、権利の問題、こういう問題がありますけれども、単にそれだけじゃないのだ。この結果は何十倍となって患者さんに、国民の生活に、健康に影響してきておるのですよ。

こういうことをお考えにならないければ、やつぱりこれは政治の実態に即応するということにはならぬと思ふのです。だから今度は、私はこの総定員法を見て、血も涙もないと思つたのです。単にもうはかりにかけるようなことではやめておる。というのはこういうところであつていい。私は最近国立がんセンターに行きました。そうしてこの国立がんセンターで、あつた患者さんたちにアンケートをとつたのです。そうしたらこのアンケートが出された。このアンケートを見ますと、次のような切実な要求を述べたおるのです。

第一に、完全看護らしい看護のための人員をふやしてもらいたい。ある患者さんは、看護婦が重労働過ぎる。雑用から解放して真の看護に徹してほしい。ある患者さんは、患者の言い分をじっくりと聞いてほしい。これは孤独な患者ですから、ことに病気が病状ですから、そういう孤独なんです。この患者の言い分をじっくり聞いていたのでは看護婦さんがたまらないといふところ看護婦さんは追い込まれておるんです。夜勤回数が多過ぎる、夜勤人員をふやしてください、事故があつたらたいへんです、看護婦さんが忙し過ぎて用事が頼めないで困る、付き添いを禁止しているが認めないのは患者の生活を乱す、付き添いの要らないよう人手をふやしてほしい。まあその他たくさん要望を出されておるんですが、私は時間の関係からこれは省くわけですが、これは単にがんセンターだけじゃないんです。がんセンターはまだ看護婦さんの配置がいいほうなんです。これは向こうで聞きました。医療の体制の中ではが

んセンターは特にそういう配置がいいと、いいところどころいうんです。こういう実態を考えてみますと、非常に切実な問題で、こういう問題を総定員法の中では何ら解決することができないというところ、こういうことについて、これは長官どうお思いになりますか。責任をお感じになりませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 総定員法は今度御決定をいたして運用するわけでございまして、いままでの五割削減の問題は、いわば総定員法を岩間さん御指摘のように、行政需要の緩急に応じていたいくというところとございまして、このことを御決定いただきました後に、いまの御要望なりあるいは御指摘の点にも十分積極的に取り組んでいく、そういう必要な増員は、これを振り向けるというところとございまして、いままでに総定員法によって、お話のような不利不便、不都合が生じておるといたしまして、そのせいではないというところはあえて申し上げぬでも御理解いただいておりますが、そこで、さっきも申し上げましたように、看護婦さんが足りないというところは、私もしろうとながら承知をいたしておりますし、またこの法律案に関連いたしました話も聞いておりますし、以前に本委員会でも同様の御答弁を申し上げておりました。養成計画から生れ出た看護婦さんがいない状態なものでありますから、増員の数が少なかつたというところは御指摘のとおりだと思っております。これは何れも行政管理局の守備範囲ではないから、どうでもいいんだという意思は毛頭ございません。関係省庁とも十分相談しながら、今後に向かって善処すべき課題だと、こう受けとめて、おしかりがないような方向にリードしていきたいと存じます。

○岩間正男君 総定員法で看護婦不足を解消するというふうな逆な御説明でありましたが、やっぱりいまの説明からはそういう結果は出てこないでしょうね。看護婦さんのやっぱり待遇の問題、養

成の問題、それからもう少しそのような労働条件をよくする問題、そういう問題が解決されないで、いまの総定員法でもってそのたとえはワタだけを少しちよつとふやしたとしても、その問題は解決しないんです。だから総定員法ができればよくならずというふうなことを言う、こういう何といひますか、まあ法案を通すためのPRは、これはいただかぬかぬか。これはほんとうにいまの実態に合わないですよ。そういうことはだめです。残念ながらお返しします。

その次に伺いたいのは基準看護ですね。これは守られていますが、これは非常に問題になっております。完全看護だ、完全看護だ。そこでもあつてみます。そうするといふとなかなかそれは行なわれていない。これはどういふふうにつかんでおられますか。完全看護は行なわれておるとお考えになりますか。

○政府委員(梅本純正君) 基準看護の点につきましては、ただいまの現状といたしまして、基準看護の承認を受けている医療機関の数は全国で二千二百二十九でございまして、保険医療機関であります全病院数六千七百の約三三%に当たるわけでございまして、で、承知と思っておりますけれども、この基準看護の制度といふものは、いま申しましたように全国の病院の中で三三%だけが基準看護実施病院でございまして、その病院としまして、一定の数の看護婦さんをおそろえになつて、患者に対して適正な看護をやつていけるという計画のもとに、各地方の都道府県知事の承認を受けておつて、おのおの二類、三類と分かれておりますけれども、一定の点数の加算が認められる、こういう制度でございまして、その実施されておる云々の問題につきましては、ちよつと制度から見まして、各病院がそういうものを実施するからその加算を支払つてほしいという制度でござい

ます。○岩間正男君 それがどうなつているかというところをお聞きしてあります。それが守られているかどうか。実際そうではないでしょう。あれは四人に一人ですか、看護婦の基準看護というのは、どうなんですか。

○政府委員(梅本純正君) 基準看護につきましても、先ほども申しましたように看護婦の数で申しますと三種類に分かれておまして、入院患者四名につき看護婦等が一名以上のものを一類看護、それから五名につき看護婦等が一名以上のものは二類看護、六名につき看護婦等が一名以上のものを三類看護といたしまして、それぞれわれわれのほうから被保険者から集めました保険料の中から、それだけの人員をそろえて患者に対してサービスをしていただくというふうな用意があつて、各都道府県知事が承認したものにございまして、一類看護は一日二十一点、二類看護は十四点、それから三類看護は十一点の加算を保険のほうから支払うというところとございまして。

○岩間正男君 いまそういう答弁は何度繰り返した問題の解決にはならぬので、これは結局これで間に合わないから付き添いを頼んでいるというのが実情でしょう、全部とは言いませんけれども、これつかんでおられるのですか、つかんでおられないのですか、どうですか。

○政府委員(梅本純正君) おっしゃるような点で基準看護の承認を受けながら、職業的な付き添いがついていないというふうな事態につきましまして、耳にいたしております。そういう点につきましては、先ほどもこの制度が、病院のほうで加算をくれというところで都道府県知事に申請をして、承認を得て加算を保険から請求しておられますので、各都道府県の保険課を通じて、そういう事態が生じた場合には、十分指導もし、改めるようにしていただいております。

○岩間正男君 そういう国会答弁では何にも解決しないでしょうね。実際行つて実情を知らんにならばわかるでしょう。われわれも入院する家族を持つ場合なんか感ずるわけでしょう。結局そういう点数で払つておることになつていなければならないから、まあ少なくとも二千元はかかる、一人の付き添いに。場合によつては五千元かかる。そういう形で実は二重料金を払つていっているのが現在の形なんです。だから完全看護なんというものは一つも、これは局長も言っているけれども、その実態というのは非常にこれはもう内容がないものになつていっているのですから、

【委員長退席、理事兼田栄君着席】
こういう点について、この医療の内容を改善するという立場からも、これは総定員法とのやっぱり関連で、こういう問題については十分に考えなければならぬと思ふんです。

で、こういう問題をあげていると、ほんとうに切りがないほどあります。私はこういう中で、この前さつき申しましたようにがんセンターに参りました。薬局なんかの問題もある。薬局員が九人いるところが五人ぐらゐ。それでほんとうに薬の調製が忙しくて、二時半前に食事してないんですよ。これが実態です。私たち事実見たいのです。それからポイラー、ポイラーでは三人交代。給食関係、こういうところが、これは薬局は違つてしょうけれども、ポイラーとかそういうところは行(一)というところでしょう。こういうところが切られてしまふ。あるいはこれは外注になつてしまふ。こういう形で行なわれようとしていっているのが今度のこの総定員法の削減じゃないですか。

私はまあ時間の関係から、きょうの問題も、医療の問題の概観に触れるだけで中身に触れて十分に明らかにすることはできないし、私自身も専門家でございせんから。しかしまあしろうとでも、いつてみればこういうことにつかぬわけですね。こういう問題と解決しないところの一体法案というのは何になるのかというのをほんとうにお伺いしたいわけですね。逆にこれを、ほんとうにそういう切実な要求をそらす方向、それを削減する方向にいつてのがこの総定員法の姿じゃないですか。私はそういう意味では、この前問題になりました航空管制官の問題とか車体検査の問題とか、大学の教官の問題とか、そういう問題をあげますというところ、国民の切実な要求にほんとうにこ

たえなければならぬ課題というのはいくらもあ
るわけだ。だからこうなると、国民への
サービス改善どころか、これはもう逆に国民の生
活と権利、それから生命や健康、こういうものに
かかわる必要部分の定員というものが削減され、
そして押えられる結果になったこの五割削減とい
うものを、こういう実態の中で——私たちがほと
うにこれは時間が少ないし、それから十分に足で
歩くという時間の余裕もなかったわけですが、
切実な要求を聞いたなら、これは無数にあるだろ
うと思うのです。こういうものを反映した上に立っ
て一体これはやられていくのですか。全然そのこ
とを私は考えることはできない。先ほどから
の答弁がそのことをはっきり示していると思いま
す。まあこの問題はじゃこのくらいにしまして、
次の問題に移ってまいりたいと思います。

【理事柴田栄君退席。委員長着席】
関税局長見えておられますか。——それじゃお
聞きますが、昭和三十三年以降十年間の税関に
おける輸出入取り扱件数の伸び率と定員の増加
率はどのようになっているか、お知らせ願いま
す。

○政府委員(武藤謙二郎君) ただいまお尋ねの税
関の事務の伸びですが、いろんな計算のしかたが
ございまして、輸出の申告件数で申しますと、
昭和三十三年から四十三年までに二・八倍に
なっております。それから輸入の申告件数で申し
ますと、二・五倍になっております。それからそ
の間に定員は一・三倍、こういうことに相なっ
ております。

○岩間正男君 これは数字をあげていただければ
おはつきりすると思いますが、昭和三十三年の百
十二万七千件から四十三年度までは三百九万九
千件、これは輸出申告件数が二・七五倍、それから
輸入申告件数では、四十五万八千から百十二万五
千件、二・四六倍。これは大蔵省から出された資
料ですからこれによってわれわれも調べました。
これだけの増加を見ているのに、定員のほうは
一・三二倍。ところでどうですか、税関における

四十四年度の定員の増加は、これはどうなってい
ますか。それから現在の業務量との比較、これで
もって定員の数は、これは妥当であるというふう
に考えておられますか、どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 新年度は予算定員で
三十五人増、こういうことになっております。し
たがいまして、件数の伸び、あるいはその他の数
字の伸びと比例するということには相なっており
ませんが、これはこれまででもそうでしたが、い
ろいろと行政の質をなるべく落とさないようにしな
がら定率をあげるということを考えて対処してい
きたい、そういうふうな考えです。

○岩間正男君 結局精神主義ですか。仕事はもう
三倍近くになって、人員は一・三倍。そうする
と一人の仕事量というやつは、まあ非常に大き
くばに考えましても二倍以上になっている。それを
いかにやっていると、これは精神主義でしよう。結
局は労働強化はものすごく起こらざるを得ないで
しょう。これは認められますか、どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 定率をあげるのに、
これは各国の税関ともいろいろ苦労をしているわ
けでございますが、私もいままでもやっております
したことは、たとえば貿易統計を強力電算機を利
用するようにする。あるいは御承知のような羽田
の業務の通関の関係で、これは非常に人手を食
うわけですが、これを簡易税率を採用して、そう
いうことで定率をあげる。それからその他の通関
事務の関係の処理の体制を簡素化する。それから
申告納税を採用する。そういうことをいろいろ
やっております。何とか行政の質を下げずに定
率をあげるようにということで努力をしてみたい
わけでございます。

○岩間正男君 そういうことを機械化でこれはや
れる部分もありましよう。しかし、とてもこれは
もう仕事量が三倍にもなってきたのを、人員比較か
らいいますと、半分にも足りないという点でやれ
るものじゃないですね。これは荒木長官も考えて
いただきたい。三十五人ふえたということなんで

すが、しかし仕事の量からいうと、とてもこれは
話にならない。羽田税関において一カ月の取り扱
いの例をあげてみますと、輸入の場合ですが、臨
時開庁ということをやっているわけですが、定時以
外の扱いをやっている。これは昭和四十四年の一
月には六千三百九十九件のうち二千二百六十六件、二
月は六千六百九十一件のうち二千七百七十二件、三
月は七千二百六十一件のうち三千三百九十九件、四月
は六千七百三十七件のうち二千四百九十九件、つまり
羽田税関は扱ひ量の約五分の二に近いものが、職
員の残業によってまかなわれている。この事実
認められると思いますが、どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 手元に羽田の数字を
持っておりますけれども、羽田は御承知のよう
に、非常に旅客がふえておりますから、大体そう
いうことだろうと思えます。

○岩間正男君 これは事実私たちが調べたわけ
であります。そういうことになっているのです
ね。そうするとこれはどうなのです。次にお聞き
しますが、四十四年度において、行(一)職員のうち
主任以上の役付の職員というのは何人ございま
すか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 簡単に比率で申し
ますと、役付が四〇％ということになっておりま
す。

○岩間正男君 数で言ってください。どのくらい
です、行(一)のうち、何人のうち何人。

○政府委員(武藤謙二郎君) 六千六百二十六人の
うちで三千二十四人。

○岩間正男君 これは四〇％じゃないでし
ょうが、四五％になるでしょう。あなたのほうも
と数字じゃ詳しいはずだ、関税局長さんだから。
私のほうは数字は弱いのですからね。それで四
五％、半分です。

○政府委員(武藤謙二郎君) 先ほど四〇％と申し
ましたのは、全体の中で、四〇％で、行(一)だけで
申しますと、もっと高い数字になります。

○岩間正男君 そうでしょう。そういうことにな
るでしょう。行(一)と聞いている。それじゃそのう

ちで主任以上の役付の職員ですね。これが一般職
の職員との割合はどうなっていますか。
政府委員(武藤謙二郎君) この三千二十四人とい
うのが主任以上の数字でございます。

○岩間正男君 そうすると、私は計算したのだ
が、大体一・一九人に対して役付職員が一人、そ
うすると一人に一人、主任以上が職員の数と同じ
くらいいるのだ。どういう必要があるのですか、
この配置は。役付が多い。

○政府委員(武藤謙二郎君) 職員がだんだん仕事
になれるようになってきてまして、役付になるとい
う資格のある者ができてきましたし、それから役
付でも、従来のようにただ監督だけするというこ
とではございまして、自分で仕事もするという
ことになっておりますので、職員のほうは、役
付がふえるということ、これは昇進の機会もふ
えるということで喜んでいられるという状況で
ございます。

○岩間正男君 これは、仕事量は昭和三十三年を
基準として、輸出の場合で二・七倍、輸入で二・
四六倍、こうふえたんですね。主任以上のほうを
調べてみると、これは二・五七倍ふえてい
るから、大体並行しているわけですね。比例して
いるわけですね。ところが、一般の職員はそうな
てくるとどうなるんです。これは一・〇二倍じゃ
ないですか。全然ふえていないじゃないですか。
こういう配置というのは、なぜこういう配置が必
要になるんですか。これはどういう政策に基づ
くのか、お聞かせを願いたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) 職員もだんだん熟練
した経験の豊かな者がふえてまいりましたので、
それで次第に責任のある仕事をできるような
る。しかし、先生御指摘のように、役付というの
が、自分では仕事をしないで下だけ監督するとい
うようなことになりまして、御承知のように、役
付でない者の負担が非常にふえますから、いまは
役付でも仕事を、監督だけでなく、自分で
も仕事をすることにしてもらってございま
す。

○岩間正男君 役付は仕事が多いというわけですか。監督もする、仕事もするといったら、そういうことですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 役付は、たとえば羽田で申しまして、自分で監督をするし、自分で間に合わないときは仕事もする。これは、役付によつていろんなポストがありますけれども、特に若い役付というのは、監督もし自分でも仕事をする、こういう面が多いと思います。

○岩間正男君 これは、まあそういう説明をされておられますけれども、何といつても一般職員に大きな重荷になってくることは、これは明らかです。よね、どうしても、むしろそれは主任だつて、こんなに多ければ黙って見ていられないからやるでしようけれども、こういう点について、これは実態をほんとうにつかんでいられるか。局長さんになるとちよつとわからなくなっていると思うが、どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは、私ももととしては責任のあるポストになるべく役付をというところで、予算のたびに定員の増も熱心をお願いしておりますけれども、また役付のポストもお願いするというところでいたしております。

○岩間正男君 さらに港湾の新造計画ですね、新造成計画に伴つて、今後の取り扱い貨物量の増加というものを、これはどのように見ていられませんか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これからの伸び方というものは予想はなかなかむずかしいのでございませうけれども、おそらく最近のような伸びがこれからも続くだろう、そういうふうには思っております。

○岩間正男君 これは私たち税関広報誌の「かす」といふのを見たんですが、これによると、横浜税関管内の場合、昭和四十年には七港の外国貿易は六千九百五十三万トンの取り扱いだったのが、五十年には、石巻港、鹿島港を除いて九港で一億六千七百四十九万トン、約二・四倍が見込まれている。したがって、人員の面からも当然これ

に見合う増員が見込まなければならぬと思うんですが、本年のような三十五人などという増員でこれはまかない切れるんですか、一体どうですか。この五割削減と一体どういう関係が出てくるんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 五割削減との関係は、五割の削減がございしますけれども、それを埋めてなおかつ純増が三十五人ということでございます。仕事のほうは、先生おっしゃる通りに、ふえておりますけれども、私どもとしてはいろいろとくふうをしまして、行政の質をなるべく落とさずに能率をあげて対処していきたい、そういうふうにしておりまして、どうしてもそれだけではやり切れないということで、三十五人の増員を認めていただいたわけでございます。

○岩間正男君 いろいろのくふうといつて、どういふことですか。いろいろのくふうという抽象論になるのですけれども、これはなかなかさういうわけにいかぬじゃないですか。行政の質を落とさない、いろいろのくふうをする、ことばではさうだ。しかし定員は六千何百でしたかね、全体のその中で三十五人というのは、何割になりますか。それだけふやして、一方で二・四倍にもふえる、そういうものをまかなえるのですか。これは人力の及ぶところではないと思うが、どうなんですか、一体。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは先生おっしゃるやうに非常にむずかしい問題でございします。たとえば御承知のように税関の仕事はなかなか機械に乗らない。ですから機械化でもって能率が上がるという面は、そういうことをいろいろとくふういたしますけれども、全般的に機械に乗るといふ分野は非常に少ないわけですから、そういうことで、たとえば簡易税率の採用というようなことは、これは確かに能率が上がるというところになりますけれども、いま世間で一般にいわれております生産性の向上といふのは、機械の分が多いのですが、なかなかできない。しかしこれは各国の税関とも非常に悩んでいる問題でございしますが、しかし何

とかしてしまふでやってきました。これからも、どうしてもやむを得ない増員をお願いをするつもりでありますが、その増員で何とか行政の質を落とさないようにやつていきたい、そう思っております。これからの増員をお願いしたい、こういうふうに思っております。

○岩間正男君 どうですか、荒木さん、聞かれたと思ひますけれども、仕事はここ数年のうちに二・四倍にもなり、それからいまだでも三倍です。人員は、一般職員はほとんどふえてない。そういう中で三十五人だけふやしたのではありません。あなたのほうからいへばふやした。しかしもう仕事の量からいくとたいへんな削減です。そうしてこれは機械化できる部分というのは、税関の場合はなかなかほかの業務の場合よりも少ないです。それでしよう。そうするとどこにいくのです。このしわは、はつきりしていると思うのです。労働強化にならざるを得ないでしよう。そういうようなことで、新港造成の問題からくるそういう問題、あるいは万国博、どうです、万国博。これは来年どのくらいに見込んでいるのです。何人くらい一体外国から来ると思っているのです。旅客。

○政府委員(武藤謙二郎君) 万博につきましては、これはオリビックのときもそういうことをしておるのでございしますが、特に大阪の仕事が急にふえるので、ほかの関から応援にいくということでも何とか処理できるというふうに考えております。

○岩間正男君 何人入る予定ですか。万博でどのくらい。

○政府委員(武藤謙二郎君) どのくらいお客が来るのかといういま手元に資料を持っておりませんが、来年の一月一日に万博関係で七十二人の人間を配置できる、これは他関からの応援と大阪の税関の職員で、それで何とか処理できる……。

○岩間正男君 入る客の数がなくて、人数だけふやすのですか、積算の基礎というのはあるでしよう。

○政府委員(武藤謙二郎君) いま積算の基礎、手元に持っておりますけれども、万博の関係では仕事が増えるのは、お客のほうは羽田等へ来るわけですが、そのほかにいま申しましたのは万博の会場へまいたいろいろと外国から物がきますので、仕事が増えます。

○岩間正男君 外国から入る数はどのくらいと見ていますか。

○政府委員(武藤謙二郎君) ちょっといまここに入国の予想の数字を持っておりませんが、したがって、大体モントリオール並みじゃないか、そういうことで計算をいたしております。

○岩間正男君 モントリオール並みといつてもわからない、百万人くらいですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 後ほど調べまして御返事いたします。

○岩間正男君 これは相当な数ですね。いろいろの人でわかりますか。

○政府委員(武藤謙二郎君) いや、ここに資料持っておりますので……。

○岩間正男君 それじゃそれで何しますが、とにかく相当な数で、七十二人ということになるのだが、こういうことになる、今後業務量が増大して、この中で一人本人の意に反した強制的な配置転換はしない、こういうことですが、ここはどういうふうになるのですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 配置転換の問題でございしますけれども、いままでもなるべく本人の意向を尊重するようにということで努力しておりますけれども、必ずしも仕事のほうの必要、それからそこに適材を配置するということが本人の希望とが合いませんので、本人の意向をなるべく尊重するようにしておりますけれども、本人の意向どおり配置するということはできませんでしたが、これからのなるべく尊重するように努力いたしますけれども、なかなか本人の意向どおりというところと役所の仕事の需要とは合いませんので、ここがなかなかこれからむずかしいことがあると思ひますけれども、従来と同じように、こ

の点はなるべく本人の希望が生かされるように努力していきたい、こう思います。

○委員長(八田一朗君) 岩間君、発言を求めてから発言してください。

○岩間正男君 いままでどういう論議をされたか、これは局長さんは知らないかもしれぬけれども、本人の意思に反した強制配転はしない。そういう問題については、これは労働組合と相談するということになっておるのですか、税関の御意見はどうか知らぬけれども、これはここでやはりそういう問題についても聞いておきたいと思うのです。どうなんですか、これは。やはり組合とこの問題についてはよく話し合つて納得づくでやるということとは認められますか、どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 職員の希望はなるべくよく把握するように努力いたしますけれども、これはなかなか希望どおりに、希望のところにいくということ、役所でこれだけ必要だ、ここにはこういう人が必要だというのと必ず合うわけにもいきませんので、必ず本人の希望どおりに税関の中で異動するということはなかなか困難なことだと存じます。

○岩間正男君 荒木長官どうですか。あなたの言明、その上に佐藤総理の言明、これはあとで言いますけれども、本人の希望、意思に反したそういう行政配転はしない。これはどうですか、こういう問題。これは万博のことも一つの例に上がってくるわけですが、これはどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 本人の意思に反して無理な配置転換はしない。総理も私も申し上げました。しかし、それはおのずから良識の範囲内の判断に基づいての意思表示でなきやあり得ないことであることは言わずがなと思います。二、三、例を申し上げましたけれども、たとえば親が病気で、あるいは女房が病気で、病気の看護でそばについていなければならぬというのに、それを無視してどこへ行けなというところは、これは人道問題でもある。だから、だれが見てももつともだと思えるような事由があったとき

に、それを根拠にした本人の意思に反した配置転換というものはやるべきではないということでございます。まして、恣意というか、ほしきままな、えてかつてな、公務員としての判断としてはあり得ないような根拠に基づいてののだ、いやだ、いやだというようなことは許されません。これは当然のことだと存じます。

○岩間正男君 これはたいへんな発言になるんじゃないですか。だれもそう言っておりません。一般的に言われておりますように、本人の意志に反した配置転換はしないんだ。佐藤総理のときはどう言ったかという、そういう事態が起こつていゝとは思えませんが、しかし、事実そういう事態が、強制配転であります。そういう事態が起こつていゝなら申し出てほしい、これについて善処します。これは私の質問に対する答弁でございます。そういうことになりましたと、いまの、何か今度はかつかうがついてきて、そのかつかうがどんな動きを出していったら、この答弁などというものは全くこれはおかしいことになるんじゃないですか。強制配転の問題はそれでいいのですか。いまのようないろいろな条件がついてきた場合には、これはあり得る、こういうことなですか。常識とか何とかというの、労働者がそんな常識はずれの要求をするなんて考えられないです。それを信用しないで、そういう一つの特例を求めて、そういうときには強制配転もあり得るというように言に聞こえるような答弁ですが、これは責任重大ですよ。これは前言をくつがえすことになる。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いま岩間さんが言われますように、公務員がだだをこねるようなことを言うはずがないという意味で、事実上強制配転なんというものはないかと思ひますけれども、中にはつむじ曲がりかたにおととして、ただ自分の主観的な、いわばだだをこねるようなことをやることも自由であるというところは、これは全体の奉仕者としての立場からの秩序の問題からいきましても、良識ある者である限りはきよなことはあり得ない。妥当な、だれが見てももつとも

もだと思ふような事由があるときに、本人の意思を無視してなんというの、それ自体がふとどきだという意味で、私はいつかここで御答弁申し上げた記憶がありますが、そういうことだと理解いたしております。

○岩間正男君 とにかくいまさらかつかうをつけて、条件をつけるというような答弁のしかたというの、これはいかぬですよ、ひきょうですよ。そんなことは認められない。そういう上に立つて前言がくつがえつてくる、こういう形じゃまずいです。そこで、実際公務員が不当な、そんなだだをこねるようなことをやっているとのかどうか。これは人事院総裁に伺いたい。人事院に伺います。昭和四十一年受理番号第二十三号の事案、昭和四十二年の三百二十二号事案、この内容及び審理状況について報告してください。これは時間の関係がありますから、非常に簡単にやってください。

○説明員(中村博君) 税関関係の昭和四十一年の配置がえにつきましまして、これは十四回の審査を経て一応結審いたしております。現在、鋭意判定案作成の作業中でございます。

それから四十二年の塚本さんの配置がえの件につきましまして、これは組合の請求者と話し合いを進めつつ、現在早急に審査を進めるべく準備中でございます。

○岩間正男君 二十三号の受理、この中身を言ってください。全税関労働組合支部の執行委員大城礼子さんの例です。これはだだをこねたことになるかどうか。長官、よく聞いてもらいたい。発令が四十一年の四月、共働きて三人の子供という家庭の事情を無視して、本関門より戸畑出張所に配転された。当時四年生、二年生と生後一年二カ月の子供がおり、通いのお手伝いさんにめんどろを見てもらつていた。配転により朝夕それぞれ四十分、計一時間半の負担になり、お手伝いさんにめんどろを見てもらうことができなくなつた。またかつて婦人職員に対するこのような配転例は税関

にはなかった。本人は心痛のため心因反応症、いわゆるノイローゼとなつて入院加療となる事態となつた。これに対して沢田総務部長、これは現在、函館の税関長のようにありますが、沢田氏は、異常体質者がサバを食つたようなもの、そういうような批評をした。この冷徹さが問題になつた。これはどうなんですか。これはだだをこねたところの、強制配転に対する反対ということになりますか。

もう一つあげましょう。四十二年の三百二十二号事案、千葉の支署、塚本さんの場合、発令は四十二年十月、千葉支署から本関横濱に配転された。家族は戦傷で寝たきりの父と年老いた母をかかえていた。このような一家の柱としての彼を考慮して千葉勤務が約束されていた。こういうような、これは全く配転とはいひながら、まさに強制配転であり、人権無視の配転じゃないですか。はつきり強制的な配置転換が行なわれている。これが示していますよ。本人の意に反して強制配転はしないとあなたは繰り返して言われた。一体どうなんですか、これは。結局あなたは言い直してされて、こういう問題についてもそれは結局はしかたがないのだということになるのですか、どうなんですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 強制配置転換と申し上げるのは、裏から申し上げれば、不当な配置転換は絶対いたしませんということでもあります。

○岩間正男君 その例は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その例は人事院の判定に待ちます。具体的な問題は不利益処分についての提訴権があるはずでございますから、具体問題として人事院の判定に仰がざるを得ない。それを人事院でもない私の立場でかれこれ申し上げる課題ではなからうかと思ひます。一般論としましては、不当配置転換というものは絶対すべからず、もしそのようなことをしたら、したほうがアウト、こういうことでございます。

○岩間正男君 判定を待たなくても、あなたの見

解を申されたいんですか。いままでの慣例から言え、こういう明白な事実に対して、当然あなたの見解を述べていかねければ、総定員法に対するあなたの態度というものは非常に疑わしくなってくる。ここではっきり断言できないんですか。

○国務大臣(荒木高華夫君) いま例示されたことについて、行管の立場からこれ申し上げる資格はないと思います。もしそれが不利益処分であったと人事院で認定されれば、その不利益処分的ないわば不当配置転換をした者の責任であるということになると思うんであります。一般論として申し上げれば、不当配置転換、不利益処分だからけしからぬと人事院からけしからぬようなことは絶対いたしません、そういう心がまえで運営いたしますというものであります。

○岩間正男君 どうも荒木さんに似ないで、この問題で謙虚な——これは守備範囲じゃないのかもしませんが、それでは関税局長にお聞きします。あなたはどう思いますか。

○政府委員(武藤謙二郎君) さきにあげられた例でございますが、これは詳しくは人事院でいろいろと審理しておられるわけでございますから、長々申しませんが、本関から戸畑へと、これは転居をしなくても通勤できるだろうということ、これは職員をあまり同じところへ置くということ、これは問題がありますので、たくさん職員の動いておりますが、その中の一人として異動があったというところでございます。

それからもう一人、千葉の件でございますが、これは家庭の關係で、自分が家を見る必要があるというお話でございますが、本人は千葉で寮に入っておりますので、そこで、なるほど横浜へまいりますと実家へ帰る時間が少し遠くなるというところはございますけれども、この程度のことではやむを得ないだろうということで配置いたしましたわけでございますが、人事院で審査中でありまして、その審査を待ちたい、そう思っております。

○岩間正男君 この程度のことはやむを得ないと、あなたの判断、勤務条件に関する問題について、これは交渉する。しかし、この判定はどちらでやったんですか。労働者の権利ということはどういうことになるんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 私どもはこの程度のことではやむを得ないと思ひまして異動したわけでございますが、しかし、それに対して不利益処分の審査の請求が出ておりますので人事院の判定を待つてゐる。

○岩間正男君 この交渉に應じましたか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 個別のケースについては団体交渉というよりも、本人の意向を十分聞くということが大切だと思つております。

○岩間正男君 意向を聞いたとか、団体交渉とか、そんなばかなことを言っちゃいけない。これは勤務に関するものだ。組合としてこれを取り上げて、これは団体交渉に移すというときに、これはできないというんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 異動の件はなかなかデリケートでございます。甲の人がAからBへ移る、それが移らなければ、今度は乙の人が移らなければいかぬ、そういう問題がありますので、一つ一つの異動を団体交渉で話をするということには好ましくない、そういうふうな考えです。

○岩間正男君 四十五分、勤務のために時間がかかるというところは、これは労働条件の変更になりますか、なりませんか、これは人事院総裁に伺います。

○政府委員(佐藤達夫君) いまのお話は、非常に具体的なお話を前提としてのことでありまして、先ほども局長からお答えいたしましたように、まだわれわれは判定の前の段階におられるわけでありまして、申すまでもありませんが、諸般の事情をとくと調査いたしまして厳正公平な判断を下すつもりであります。

○岩間正男君 具体的になくていい、抽象的でもいい。とにかく四十五分通勤時間が多くなる。これは何もいまの例の場合でなくてもいいわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま四十五分と

おっしゃられても、それに関連する周辺のいろいろな条件をあわせて精密に考えなければいけませんから、ここで軽率なお答えをすることは、むしろよろしくないんじゃないかと思ひます。

○岩間正男君 私は、だからね、これは総理に聞いたわけですよ、総理的に。佐藤総理は五月八日の当委員会における私の質問に対してこう言っているんですよ。強制不当転換について、そういう事実が行なわれていようとは思えないが、事実あったら申し出てほしい、善処する。これは確約した。これは私に確約した。一体こういう問題について関税局長はどう考えるか。いまのようなこういう配転の問題、その他たくさん例をあげれば言えますよ、例がたくさんあるわけですよ。そういう問題について、これは総理のことばとだいたいあんな話の話し食い違つてくる。そういうことはやられないとは思われない、しかし、あつたら申し出てほしい、こういうことをはっきり言つておるわけですよ。

それから、団体交渉の問題についてですけれども、私はさらに佐藤総理に対してこう言つたんです。政府自民党は、職員の配転の必要が生じた場合は、職員の意見、要望を聞くなど、あらかじめ事前協議を行なうと民社党に伝えたところ、この問題について、次の三点を明らかにしてもらいたい。第一は、これは本人の同意がなければ配置転換の発令はしないということ、これに対して、そうです。第二に、事前協議で拒否することができるとのこと、これもうなづいた。さらに配転を行なう場合、労働組合と事前協議をするということ、これについても肯定したわけですよ。そうしてこれを私は確認したわけですよ。そうすると、総理答弁というものの国会における位置というものは、これはどうなる。むろん法律との関係もいろいろ出てくるかとも思ひます。しかし、新たな総定員法の問題としてこの不当配転の問題が非常に大きな問題になった。そういう中で私はこの問題をさらに詳しく突き詰めてみたわけですよ。それに

もう一つ、ついでに申しますというところ、これは分限免職については、今度の五割削減にしないだけであつて、予想される第二次行政改革、大がかりなそのような改革の場合においても、する意思はあります。これは自民党内閣の意思として継続されるものだということについて、はっきり確認しておるわけですよ。私は少なくともこの三点をこの前の質問の中で総理の確認も得たんです。当然これはその立場に立つて荒木行管庁長官は処理されると思つてゐる。そういう問題についても行管の立場としてこれは周知させる必要があると思つてゐる。ところが、どうも雲行きが少しあやしくなつてきておる。さっきの答弁はどれもこれは違ひますよ。これはどうなんですか。総理のことばについて、まあ荒木さんはいいいです、関税局長の答弁を聞いておきます。どうなんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 総理がどういふうにお答えされたか、よく速記などときよう勉強しておりますが、私が申し上げましたのは、いままでも仕事で、新しい港ができましたと、そこで採用した職員だけでその仕事をやらせるということではできませんので、そうしますと、異動させる人が生じてまいります。そのときに必ず本人の希望だけだと、希望に合わない場合は本人の希望、本人の希望は聞くようにはいたしませんので、なるべし本人の希望どおりに異動するということ、いままでもできなかったから、これからなかなかかむずかしいということを申し上げてゐるわけでございます。

○委員長(八田一朗君) お約束の時間が来ております。

○岩間正男君 これはどういふことになるんです。それじゃ総理の答弁というものは何ら權威のないものであつて、うそをついたということですか、早く言えば。そうして、しかもそういう答弁を国会でやっているときに、一局長はこれに対してまるでこれと反対の答弁をやっている。これで国会審議というのはどうなんですか。この総定員法が

行なわれるとすれば、結局、どこでやられると言え、局長や課長の段階ではないような答弁が述べられていくのじゃないですか。これはどうしたって佐藤総理にも一回出席を求めなければならぬですよ。再確認するんだ。そうなるんですよ。これが税関のいままでの行政の実態じゃないですか。どうなんですか。一体、あなたたち、いままでは、たとえばこういうことがありましょ。税関労組が昨年の八月二十八日に配置転換の一般的な基準について話し合いたいと関税局長に交渉を申し入れた。これはあなただっただろうか、あなたですか。——これに対してあなたはこれを受けられなかったですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 全税関の組合とのことだと思えますけれども、これは予備交渉をいまやっておりますので、近く予備交渉がまとまりそうですと聞いておりますので、それがまとまり次第交渉したい、そう考えております。

○岩間正男君 昨年の八月二十八日どうかという事です。

○政府委員(武藤謙二郎君) 私、はっきり記憶いたしません、あるいは昨年の八月以降まだ団交しておるかも知れません。

○岩間正男君 やってないでしょう。これはどういうことなんですか。これは人事院総裁にお聞きします。当然、配転に関する一般基準については交渉の対象になるのですか、ならないのですか、国公法との関係。

○政府委員(佐藤達夫君) これはたしか午前中もお答えしたと思いますが、大体、午前中、局長がお答えしたところよろしくお聞きします。

○岩間正男君 さらにお聞きしますが、百八条の五の①と③の問題、関連なんですか。それで、勤務条件については団体交渉ができるのか、つきりこれは明記されているわけですか。国家公務員法によつてこれは当然公務員の権利として保障されているわけでしょう。しかし、③の管理運営についてはこれできない、ところが、③の管理運営については魔術じゃないですか。切り離せますか。強制配転

やっております。当然、そこには勤務条件の変化が起こってくるわけですね。だから、管理運営の問題とそれから勤務条件というものは別々に書いてあるけれども、これはたゞの両面のみならず、この二つは、一方で管理運営の立場から、ことに配転の問題やれば、当然、勤務条件の変化が起こってくる。あるいは定員の削減が行なわれれば労働強化が超えるという事は、これは先ほど政府答弁で認めたところですね。そうすると、労働条件の変化が起こる、こういう場合にどうするかという問題、大体、先ほどの関税局長が交渉に応じなかったのは、これはどういふわけかわかりませんけれども、これは人事院の見解に合わないです。これは、配転に関する基準、こういうものについては当然交渉すべきだというのが人事院の見解です。それだけじゃなくて、当然、これは国公法の百八条の五の①によれば「勤務条件」です、給与についての、これはちゃんと交渉に應じなければならぬ、こうなっております。あなたはこれの明らかな違反じゃないですか。違反をやつたのじゃないですか。だから、団体交渉を拒否した、そういう形、どういふ理由でそれを拒否されたのですか、お聞きします。

○政府委員(武藤謙二郎君) 先ほど申し上げましたように、予備交渉がまだまとまりませんので、それで団体交渉に入れない。それが近くまとまりそうだから近く団体交渉ができるだろうと思っております。

○岩間正男君 昨年の八月二十八日からきょうまで何日になるか、あなた計算してください。予備交渉ってそんなに長いんですか。パリの会議よりもずっと長い。冗談じゃないですよ。あなた労働者を預かっている、同時に責任者でもあるでしょう。そういう立場からいってどうなんですか。予備交渉だ。何だその予備交渉は。十月一日になるでしょう。八月二十八日ですよ。八月二十八日に出されたのを予備交渉でいまままとすると何となくその予備交渉というのは条件を確認するということですか。つまり、一項か三項かどっちだ、そう

いうことで、三項ならやらぬ、一項ならこれは応じなければならぬ。それを判定するには税関というところでは十月月要るのですか。これはどうなんですか。予備交渉だの何だのと、そういうことをぬけぬけとこの国会で答弁してやれますか。事務の滞滞というものはどういふことなんですか、どこへいくのですか、このしわが。これをお聞きします。

○政府委員(武藤謙二郎君) 予備交渉は日にちばかりでも数えられませんが、両方がこういうことで団交しようというところで話がついたところで団交を始めるということでございます。

○岩間正男君 これはどういふことです。これはあなたの、行管の立場からいって、これは一つのやは何でしよう、税関の機能を發揮するため、こういうほんとうに働いておる公務員の立場というものが、いままのようなふうで、十月月も予備交渉という段階でだらだらされて、これで能率上がりますか。こういう立場から考えたって、こんなにあんな何や、どうなんですか。こんなこと許していいのですか、どうなんですか。これは総理に聞くべきだと思うのですけれども、こんな一休形で、行管の立場から言ってください。これはどうです。ここらで、問題は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いまのお話しの点は人事院総裁からでない決定的な御答弁できないと思ひますが、ただ私なりの感想をお許しいただくならば、午前中の質疑応答でも明らかになつておりますように、配置転換についての基準というものは交渉課題となり得るということで、予備交渉についての申し入れがあったのに応じないと言つては話じやないかと思ひます。予備交渉というものは法律用語であるかどうかは別といたしましても、交渉に應ずるという気持ちは進行中そのスピードがちょっと鈍かっただけのことをごさいますから、本質的にけしからぬとおしかりを受ける課題じやなからうと存じます。

○岩間正男君 行管のスピードというものはいたしたものだ。十月月には鈍い範囲ですか、あなた

たの日本語の概念は。これで行政監察できますか、冗談じゃないですよ。ことばを慎みなさい。十月月も予備交渉で遷延日を送つてゐるの、いままのような御答弁になりますか、ならぬでしょう。こういう人が行政管理局長官にいて何を見てゐるのか、何を。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私が答へるべき課題でないことを感銘的に申し上げてごかんべんいたしたいと思ひますが、決定的にはこれは人事院の守備範囲のことかと思ひます。

○岩間正男君 人事院総裁にこれは伺ひます。

○委員長(八田一朗君) もう時間が過ぎております。

○政府委員(佐藤達夫君) どうもたいへん御期待を受けておりますが、私どものやつてゐるところを申し上げます、大体、予備交渉というのは電話で二、三分でぱつぱつと済んでしまふのが私どもの実情でございます。これは短いのもあれば長いものもあると思ひますが、そういう関係についてどういふ事情でそういうことになるのか、これはまた別にいろいろと御批判はあるかと思ひます。

○岩間正男君 午前中からの討議を私聞いています。国公法の百八条に、この①と③に関する問題ですね、結局は組合側はこれは勤務条件だと言ふ。ところが、どうしても当局はこれに対して、これはもう三項の管理運営だ、こう言つてゐる。これはならない。こういうことばでいつても交渉をするかしないかというところで、平行線をやつてゐるのが現状じやありませんか。ところが、管理運営によつて定められることは、組合の側からみれば全部労働条件になるわけですよ。この二つの問題は決して別な問題じやない。並行しないのです。かみ合つてゐるのです。裏表になつてゐるのです。そういうときに、どっちをとるかというところがはつきりきめられることが、私は当委員会でも何回も論議されてきた問題、つまり本人の意思に反して不当配転はない、もしそういうことが起れば、それについてはつきりこれは組合と交渉を持つ、こういう答弁をこれは佐藤総理言つて

たの日本語の概念は。これで行政監察できますか、冗談じゃないですよ。ことばを慎みなさい。十月月も予備交渉で遷延日を送つてゐるの、いままのような御答弁になりますか、ならぬでしょう。こういう人が行政管理局長官にいて何を見てゐるのか、何を。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私が答へるべき課題でないことを感銘的に申し上げてごかんべんいたしたいと思ひますが、決定的にはこれは人事院の守備範囲のことかと思ひます。

○岩間正男君 人事院総裁にこれは伺ひます。

○委員長(八田一朗君) もう時間が過ぎております。

いるわけですね。そういう点で、具体的にここできめていないと、ほんとうにこれは実際の現場においての紛争というものはまともでないですよ。人事院はこれに対して、私ははっきり、当然両方から考えて成り立つという見解もあるだろうけれども、実際はそうじゃなくて、交渉を断る口実としてそういうようなことを言っていて、そして問題をじらしているのではないかと。そうじゃなくて、労働者の権利を守るといふのは、当然これは交渉権というものは法で認められている限りは、はっきり労働者保護の立場から考えているのです。権利の擁護です。そういう立場から考えれば、当然このような労働条件の問題が出た、勤務条件の問題が出たときには、これは交渉に際するといふのがこの法律の解釈の当然の帰結だといふふうに思いますが、人事院総裁はその点は確認されますか。

○政府委員(佐藤達夫君) いま御指摘の条文の一項と三項と両方ありますことは、これは法のたてまえとしても明白なことでありまして、その一項と三項両方踏まえた上で、けさほど政府委員のお答えしたようなことになる、一口に言えば、そういうことでございます。

○岩間正男君 私はもっと突き詰めた現実の問題としていまの問題提起しているわけですが、どうなんですか。逃げられてしまったらしょうがない。これは三項だ、いや、そうじゃない、これは労働条件の問題だ。そして、しかも、これは民社党さんのほうに答えたという何によりまして、事前協議と言っているのです。そこで処理してしまつて、配転をやつてから起こつた問題についてここで交渉をやつたつて、これは話にならぬ。事前協議というものは、そのような事態が起こるその前においてこれは当然交渉するというのが実体だと思ふ。こういう点について、これは佐藤総裁の見解を承つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は他の機会にも本件に関連して申し述べたことがあります、法律は確かに一項、三項があり、また法律自体の条文は非常にきつぱりした交渉という形ではきつぱり

ておるわけですね。現実の運用としては、そういうきつぱりした形にやなしに、もつとおだやかに、和気あいあいとした形の話合といふものがあるだろう。私も、そういう法律論ばかりで事が進むことは非常に嘆かわしい、そういう気持ちを持っておるわけでありまして。

○岩間正男君 あなたの気持ちもわからないじゃない、ありませぬけれども、しかし現場においてなかなか紛争を起してはいるのですから、これについて私ははっきり見解を明らかにする。当然の私たちがこれは主張どおりいかなければならないし、あるいはドライバー勧告なんかでもはっきりそういうことが言われている問題なんです。これについて検討されるのは当然だと思ふのです。このように、政府の国会答弁とは全く逆なことが現実では公然とまかり通っているのが現状です。私は、こういうような点で次に伺いたいのは、ことし一月二十八日から三十一日まで開かれた建設省の労働担当課長会議において、関税局長、あなたのほうに森本課長補佐といふのがおります、この課長補佐が講義をしたのです。それで、その内容としては、不当労働行為を非常にこれは広言したものでして私は重要な問題だと思ふ。この内容についてあなたは知っているかどうか。こういうことを言っておるのです。「国公労働組合の中で全税関、全国税、全建労は御三家である。」「これは何だ。どういふことだ。その次には、「残留旧労」といふことを言っている。「同組合対策として徹底した差別待遇、ただし対外説明上やむを得ない場合はそれは言わないことにするけれども、差別待遇をすべきだ。」「こういうことを言っておる。それから、「訓告を受けるような者は勤務成績不良とみなして昇給延滞することができる。」「それから「赤組宿舎、白組宿舎をつくる。」「これは何です。これが研修会議におけるところの講義の内容です。どうですか。こういうようなことは、これは関税局長のあずかり知つておるところですか、あなたの方針ですか。それともそうでないというならば、それに対してどう対

処するか、お伺いしたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) 森本課長補佐は関税局の職員でございます。いまおっしゃいましたように、不当な差別待遇をするといふような、法律に違反するようなことは森本君は言っていない、そう私は聞いております。

○委員長(八田一朗君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を始めて。

○岩間正男君 このように組合に対する差別支配と弾圧、そして職制を介しての支配体制の強化、本人の意思を無視した強制的な配置転換と労働強化、こういうようなことをやりながら、そして激増する業務量等、結局これは労働強化になつてくるわけです。税関の実態といふのは、先ほどから私は業務量の増加、これに対する人員配置、こういうような問題を最初お聞きしたのはそのためなんです。こういうような形でこの総定員法がまかり通ろうとしておる。総定員法がまかり通れば、もつと強制的になつてくることは明らかでしょう。だから、そうでないための発言として、いろいろ私がこの委員会三点について佐藤総理の言明をいたして、荒木長官もそれに同調するような発言をされた。しかし、実態をあげて聞いてみるといふと、全くこれは食い違つてくる。だめですよ。この法律案を通すための、ど元過ぎれば熱さ忘るで、このところは何かともみ手しても法案を通す。通つてしまえば、これはどうにもしたくないのだという形でもって、国会審議といふものは全く国民の前に信を失う。労働者も信頼することはできないです。一つの信義の上から考えてもこういうことじゃだめなんです。どうなんですか。私はそういう意味では、佐藤総理にもう一べん出てきてもらつて、一体どこまでそういう何を持つのか、そして法的にいままでいろいろ引っかけがでてきて、人事院総裁も首をひねつておられるところだけれども、明快な労働者の保護の立場に立てば、いまのようなそういうものについては批判す

べきだと思ふのです。これを、こういう事態がもつと強化される。そういうところに立つておるのが、現在のこれは公務員に対する対策だ。そして総定員法によつてこういうものがもつと強化される突破口を切り開いて、その上にさらに大がかりの行政管理が行なわれる、こういう事態にぶつかつておるのはいまの姿じゃないかと思ふのです。

時間がありませんから最後にお聞きしたいのですが、定員外職員の問題です。定員外職員の問題で、佐藤総理は、去る八日の当委員会、実態をよく調査すると述べられましたが、九日の閣議では、この問題について今後どのような措置をするといふことを閣議で指示されたのか。お聞きしたい点は、結局、全くの常勤と同じ仕事をやつていて、そしてしかも待遇も、それからほんとうにいろいろな権利も全く差別されている、こういう人々をこのまま放置していかんといふことが、これは山崎委員からの質問の要点であつたと思ふ。したがつて、これについて検討する、そんなこと知らなかつた、驚いた、ほんとうにそのことばに私は驚いたわけですが、それでは驚いたわけだけれども、当然、閣議において私たちはこの問題については再検討する、その結果については定員の中に繰り入れるといふことを前提としてのこれは調査だといふふうなことをお聞きしました。ところが、さうでない、三十七年の閣議決定の線ではこれをきり処理するんだといふふうにもこれは考えられる。どつちなんですか。この点が非常に私は重大だと思ふのです、お聞きします。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 先般、総理がここにいま御指摘のいわゆる定員外職員についてお答え申しましたとおりであります。調査はいたしておりませんので、調査をいたしまして、実態がまさに定員内に組み入れるべき必要と実態とであるならば、もちろんその措置をしなければならぬ課題として受けとめております。ただ午前中お答え申し上げましたように、昭和三十七年の秋ごろで

ございますか、閣議決定しましたことは厳然としてあるわけでございます。政府部内の問題ではあるわけですが、そのときに監察もいたしまして、十分調査の上で十二万人——ずいぶん多うございますが、十二万人、定員内に組み入れられれば、それでこの問題は終わる。言いかえれば、常勤職員たるべき者が当たるべきところに臨時職員の名前でもって人を使っていること自体が、これは不届きなことでありますから、そんなことは自今やっつけいけないという内容も含めての閣議決定ですから、十二万人の組み入れをした後は、そういう事態は起こり得ない、起こしちゃならないという内容のものであります。したがって、定員内に組み入れることは今後あり得ないということでありました。その後、もしお話のようなことがあったとするならば、それは政府部内においては閣議決定違反であります。不当なごまかしをやったという課題であります。それは非難されるべき課題であると思いますが、それは別として、十分調査をいたしました結果、もう一ぺんだけ同じような措置をしなければならぬというところになりましたら、むろんそれをいたしますということを含めたお答えでもあったし、総定員法決定後にその問題についても十分調査をして善処いたします、こういう趣旨であることを繰り返してお答えにしたいと思います。

○岩間正男君 最後に、法務省、自治省、厚生省、それから北海道開発庁、国立大学のこういうところでは、とにかくこれは現実には合わない。全く常勤であります。ただ、午前中もこれは出されましてけれども、午前中あなたの答弁の中で、各官庁に通告をして、そこからの報告を求めているというのでありますが、これは私はどうも正確を期し得ない、もっとほんとうに実態を調べるんだと聞かなくてはならない。その組織からいえば、当然、公国共闘の組合の人たちにこれはかかる。それからそういう話も十分に聞いて、そうしてその人たちとも話し合いを進めて、そうしていまの

問題を前向き姿勢で解決するのが現実には合った問題だと思えます。何せ三十七年の決定、三十七年といいますが、それからもうすでに八年になります、足かけ。現状は変わっているんです。三十七年の閣議決定をそのままにして、その後あらゆるところから、これは業務量、特に所得増計画の立場からいって業務量がものすごくふえているでしょう。それを強引にやろうとするところに決定そのものが無理だらうし、そうしてそれによって現状に合わない、血の通わない、そういう官僚的なやり方ではまずいのでありますから、その点について十分に考えることと、もう一つは、いま言ったように、ほんとうに現場で働いているという実態をつかむための努力、そのためにこれは組合と話し合う、こういうことを私は要望したいと思いますが、いかがでしょう。

○委員長(八田一朗君) 答弁する必要があるかもしれません。北村暢君 だいたい質問も出てまいりまして、相当審議も尽くしてまいりましたが、私はまず、提案理由の説明の中にある「行政需要の消長に伴う定員の配置転換を、各省庁内はもとより」と、こういうことで、「定員の配置転換を、各省庁内はもとより、各省庁間を通じて強力に行なう必要がある」と、こういうふうな提案理由の説明で述べられておられます。まず、この定員の配置転換というのとは一体どうやってやるのか。こういうことばは私にはないと思えます。定員の配置転換なんというものは、したがって、この提案理由の説明は訂正すべきだと思ふんです。こういうものを認めて提案理由として受け取るわけにはいかなない。それからもう一つは、今度の総定員の算出の基礎内訳の表がござりますが、これの中の総理府の欄に、総理府本部、それから公正取引委員会、それから警察庁七千七百九十二人となっている。この警察庁とは何だ。これも八条機関であって、警察庁というのはここに載ってくる筋合いのものではない。これは国家公安委員会の間違いであらうと

思う。荒木さんは、行管長官であると同時に国家公安委員長だ。あなた自身がここで無視されていまして、あなたのほうに提案したものは、こういう不正確なものを国会に出すというのは、これは不見識なものはなし。これは後日の記録に残りますから訂正をしていただきたい。訂正できるかできないか。この二点について答弁をしていただきます。

○国務大臣(荒木真壽夫君) 提案理由の点についてはお尋ねでございますが、配置転換というのは法律用語ではないかと思えます。常識的な用語だと理解いたします。そう申しましたのは、毎度引き合いに出して恐縮でございますが、行政改革を積極的にやりながら、国民のためなるべく簡素、合理的な機構、定員のもとに行政サービスを上せしめようというふうな課題は、国民的な要望だとも思いますが、同時に、臨時行政調査会の答申が配置転換という言葉を使っておりますし、この用語を受けて提案理由の一部に使わしていただいたということでございます。

なお、国家公安委員会との関連についての御質問につきましましては、政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(河合三良君) 御指摘のとおりでございますが、御指摘のとおり、警察庁は八条機関でございますが、お話を趣旨も確かにそういう理屈が当然成り立つというふうな思ひます。ただ、ここにおきましては、国家公安委員会の定数と申しまして、人数はこれは定員はゼロでございます。この定員は警察庁の定員でございますので、それをばつきりさせる意味で、「警察庁」と書いた、それを訂正させていただきます。そういうふうなことでござります。

○北村暢君 そういふ詭弁を弄すのですか、あなた。それじゃあなた、公正取引委員会はどうか、三百三十六人は。このほかに公正取引委員長と委員が別にいるんですよ。これは定員に入っていないでしょう。土地調整委員会の十八人はどう

ですか、これは事務局の職員だけでしょう。そういうことで、これはあなた、第八条機関はどこにも載っていないですよ。いけないです、こういうことは。そういうへ理屈をつけたって承しません。

○政府委員(河合三良君) 御指摘のとおりでございますが、私もいささか弁解がましいことを申しまして、御説明申し上げるわけでございますが、これは「国家公安委員会」と訂正させていただきます。

て、勧告が若干高いと出たとか出ないとかいう問題ではなくして、かつて木村さんが官房長官當時も、この総定員法を出す以前の問題として、ひとつこの総定員法にも協力してもらいたい、そうして何とか行政改革にも協力してもらいたい、公務員の能率をあげることに協力してもらいたい、そのかわりにひとつ給与も世間並みに出したい、そのために完全実施には努力すると、こういうことだったんですね。それでいままさに総定員法が通らんとしている。四十三年度においても四十二年度の定員を初めて下回りました。四十四年度はさらに下回ったわけです。定員が。そういうことでここ数年來、公務員の人員が減ったということでは、行政需要が多くなって、先ほど来、岩間委員から、団体交渉のような形で各省について逐一こうやられて、やはりいずれも人員をはくしてしようがないんですよ。労働強化になっていることは明らかなんです。そうやって政府が政策的に人員を減らしているわけなんです。そうして公務

員に能率をあげるという要求をしておる。それに対して給与を上げるというのは、人事院勧告を完全実施するというくらいはあたりまえのことなんです。予算があるからないからとか、いまから宣伝をして、なるべくできないような条件を宣伝をしておいて、あぐくの果て、勧告が出てから、どうも財源上総合予算主義のたてまえだなんていったってこれは承服できないですよ。私はこの総定員法に關連してなぜ給与の問題をやるかといえ、これは公務員の能率増進の問題と密接不可分の關係であって、給与の問題は総定員法と密接不可分なんです。私はある程度の言質がない限り、きょうこの総定員法通せといったって簡単に通すわけにはいかないですよ、これは。総務長官のその簡単な努力するという程度の答弁じゃこれはいかぬです。この間も私は総理大臣の来られたときに言いましたけれども、明らかに私はこの問題は詰めますよといって断わってありますね。総理大臣の一言や二言の答弁では詰めることはできないですよ。それは覚悟をしてあなたはきょう来たはずですよ。同じような答弁繰り返すようじゃだめです。ひとつあなたははっきり、七月実施、八月実施、五月実施、この二ヵ月さかのぼればまず完全実施できるのですから、具体的にたつた二ヵ月に迫ってきた、努力してきた。これはあなたの、給与担当大臣が今後いかにして完全実施するかというところについてのあなたの腹がまえというものは、非常に困難なようですが、努力してみますというふうな、情けないような声で言われたって承服できないですよ。はっきり言ってください。

○国務大臣(床次徳二君) 担当大臣といたしまして、完全実施は政府の基本方針でありますので、これに最善の努力をする、この決意につきましては変わりございません。なお、今後、人事院勧告の出ました時期におきまして、政府といたしましては十分検討いたしまして、従来の基本方針というものはできるだけ実現するように努力いたします。

○北村暢君 あなたね、従来の基本方針だとか何とかといったって、具体的に、まあ押し問答やつてもあれですがね、いずれ七人委員会も開かれるでしょうから、その際には私もまたやりましますけれども、とにかくこれは肝に銘じていただきたい。公務員はほんとうにあれですよ、岩間君の、また各委員の質問でも明らかのように、行政予算の中に占める人件費の割合というものは低下しているんですよ、はっきり。この間言ったとおり。これはあなたあれですね、三十五、三十六年で予算に占める人件費の割合が二〇%だった、四十一年度が二〇%に下がった。四十四年度、ことしは一八・九%、これはベースアップになつていないからあれでしょうけれども、一八・九%と、予算の中に占める人件費の割合はだんだん減つてきているんですよ、率においてね。それだから財政硬直化という理由は成り立たなくなつてしまつた。公務員の賃金が上がるから財政硬直化になるなどというふうなことは成り立たないんですよ。いいですか。それから定員は減つてきているのです、減らしているのですからね。したがって、こういうことはもうないんですよ。こういう点をひとつ。給与担当大臣として一般の認識ではないけないうのですよ。いかに公務員というものがしいたげられて法律でがんじがらめにされているかという事です。あとでお伺いします公社公団だつて公務員より二割給与はいいんです。東京都は特別ですけれども、地方公務員だつていい。もうほんとうにがんじがらめに法律で縛られている国家公務員は、なぜ勧告を完全実施されることができないのか。それで、やることだけはやりなさい、やりなさいと言つたって、これはやらなくなるのはあたりまえなんです。そういう点を、公務員の能率という点からいって、あなたは人事局を担当しているのですから、そういう面からいって当然これは要求すべきものですよ。ひとつ給与担当大臣の決意と、それから人事院総裁には、人事院総裁の立場でこの完全実施の問題は、ずつとやつてきたのですから、ひとつ国会の場で、何回

も総裁は意思を披瀝しておりますけれども、再度ひとつ被選していただきたい。

○国務大臣(床次徳二君) 公務員の人事を適正に管理し、そうして十二分に公務員としての能率をあげてもらうということは、これはまことに必要なことでありまして。政府はそれに対して絶えず努力してまいつたのであります。なお、ただいまお話しした給与の完全実施に對しましては、すでに総理もその意向を表明しておられます。なお、近く勧告があるわけでありまして。その勧告の時期におきまして検討すると申し上げる以外にない。決意は、その時期に際しまして十分に対処し得るよう今日からも努力してまいりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 申し上げるでもないところでございますが、われわれの勧告の完全実施はわれわれ及び公務員諸君全体の私は悲願であらうと思ひます。その気持ちでもって今日まで努力をしてまいりましたが、今回また勧告いたしました晩においては、さらに一そうの努力をしてぜひとも完全実施をしていただきたい、そういう決意であります。

○北村暢君 次に、防衛庁長官見えておりますので、防衛庁長官にお伺いしますが、きょう、聞くところによりますと、衆議院の内閣委員会においての防衛二法案についてのお経読みが終つたのでございまして、これは正常な形で行なわれましたか。

○国務大臣(有田喜一君) その認定は委員会を主宰する衆議院の内閣委員長に聞いていただく性質のものかと思ひます。ともかく私は提案の趣旨を完全に読み上げました。これはずつとマイクを通じてやり、マイクには確かに入つておる、かように考えております。

○北村暢君 踏んだり、けつたりはされなかつたわけですね。どうも聞くところによるとというところ常態ではないようであります。いざれ防衛二法はこの委員会にも、来ないことを望んでおりますが、来るかもしれません。その際にはきょうやつたような形におけるやり方というのはあまり

好ましいことではない。どちらかといへば、きょう防衛庁長官は涼しい顔して——参議院の内閣委員会には来れないでお断りするのと思つていたんですが、来られたようでもありますので、どうもやはり心臓の強いのにびっくりしておるわけですが、私はそういうことで総定員法も向こうで強行採決されて、いまえんえんとこちらの委員会でもうやつておるわけなんです、これはひとつ参議院の良識でできるような形で持つてきていただくように、これは防衛庁長官にだけ頼んでも、要請してもいかぬことかと思ひますが、十分ひとつそういう点は配慮してやつていただきたいと思ひます。

そこで、たび重なる自衛隊機の墜落事故の問題でございますが、これは総定員法と直接關係はございせんけれども、先般のF86Fジェット戦闘機の事故に關連いたしまして、新聞の伝えるところによるといふと、展示飛行に参加するために飛んで、しかも低空で全く初歩的なミスによつて墜落をした。これが山にぶつかったんですからまだであります、これが三機そろつて市街地に落ちたとするならば、これはたいへんなことだつたと思ひます。防衛二法を提案説明するところではなかつたと思ひます。たいへんなことで、防衛二法も吹っ飛んでしまつたかと思ひますのであります。そういう事故であります、調査団も派遣したようでございますが、その結果について御説明願ひたいと同時に、今後のこの事故対策について、今度の経験にかんがみて、一体どのようにされようとおるのか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(有田喜一君) 先般の島根県における自衛隊機の事故発生、まことに遺憾なことでありまして、ことに貴重な人命と高価な航空機を失したというところは国民の皆さまに對しまして申しわけない次第でございます。この点深くおわびを申し上げる次第でございます。わがほうとしては、即刻、特別事故調査委員会を設けまして、先ほどおっしゃるとおり調査団を派遣いたし

まして、目下その原因の究明に鋭意努力してあるところであり、まだ調査回から最後の結論が出ておりませんが、われわれとしては二度とかようなことがないよう、ことに展示飛行でございまして、相当考えなくちゃならぬと思ひます。とりあえず、ここしばらくの間、展示飛行は見合わせ、そうしていろいろと今後の対策を立てまして、それは展示飛行を絶対やめるとは申しませんけれども、今後かような事故の発生がないようにやっていたいかなければならぬ、こういう決意と考へを持っておるような次第でござい

ます。
○山崎昇君 関連して。一問お聞きをしておきたいと思うのですが、今度の事故で、パイロットを一人養成するのに、いまの時価にして一体どのくらいの予算か。それからF86Fジェット機でありますから、これは買ったときの値段は私どもわかりませんが、もしもいまに直したら大体どのくらいになるのか。そこで、総括して一機落ちて人と飛行機で損害額というのはどういふふうに見たいのか、その額だけひとつ教えてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(有田喜一君) パイロットを養成するまでには相当の経費もかかります。その計算のとり方はいろいろございしますが、優秀なパイロットを養成するには約一億円近くかかるといわれておりますが、今回の三人がはたしてそれに該当するかというところは、政府委員が調べておられるかもしれませんが、私はそこまですべてお聞きしません。なお、F86Fは山崎さんも御存じのとおり、大体一億一千万程度のものではないかと、現在の帳簿価格といいますが、だんだん減耗しておりますから、大体三千万あまりのものじゃないかと、私は考へておりますが、なお詳細は政府委員をして答弁をさせます。

○政府委員(麻生茂君) ただいまパイロットの養成経費について御質問がございましたが、この点について申し上げますと、F86Fのパイロットの養成費が四千九百四十四万七千円で、養成には約

三年七カ月かかります。なお、F104Jのパイロットの養成費はさらにF104Jによります訓練で千三百四十九万五千円で、約二年半ばかり養成にかかります。したがって、F104Jのパイロットの養成経費は合計した金額で六千二百九十四万二千円という金額になります。

○北村暢君 防衛庁長官から遺憾の意が表されましたが、この展示飛行というのは、それは安全基準等を再検討するために当分の間やめるといふようなことが伝えられておりますが、その展示飛行というものは、何か飛行機の専門家のおところで、源田さんおられるようでございますが、私あまりしろうとでわかりませんが、このジェット機がなぜ展示飛行なるものをやらなければならぬのか。毎年、年に二十数回か三十回か、相当多数、各飛行隊でやっておりますが、それまでしてこの人気とりをやらなければならぬものなんでしょうか。どうなんでしょうかね、私どもちょっと了解に苦しむ。しかも、これは山に突き当たったからいけないけれども、一万名も群衆が集まっておった。松江のところですか、美保基地の場合もそのようなんですが、これは一万名も集まるところへ上から落っこつてきたらたいへんなことになるんじゃないかと思ひます。そういう点からいって、この展示飛行というのは自衛隊の任務遂行上どうしてもやらなければならぬものなのかどうか。この点ひとつ今後の方針として、当分やめるといふから、またやるのじゃないか、やらなければならぬものなのか、どうなのか、この点を将来の方針としてお伺ひしておきたい。

○国務大臣(有田喜一君) 展示飛行は、必ずしも自衛隊としましては緊急の要務とは考へられませんが、しかしながら、わが自衛隊の航空の現状を一般国民に知っていただく、いわゆる広報的な意味もあります。また一方、教育訓練もかねておりますので、必ずしも展示飛行を今後やめてしまふとまでは私は言えない。しかしながら、先ほども言いましたように、展示飛行というものは、そう

緊急なものではありませんので、あくまでも安全率をとって、身の危険をおかしてまでそういうことをやるべき性質のものではないと思ひまして、今後こういうことには一そう注意をして、ともかく当分の間見合わせていく、あくまでも再開するときは安全ということを一義として、そうしてやらなければならぬと、かように考へております。

○北村暢君 展示飛行は、おおむね日曜日等に行なわれるので、教育訓練にかえて支障があるという内部の意見があると、こういうふうにするにわっている。だから、教育訓練のために展示飛行をやらなければならぬというものは、ちょっと無理屈のように思ひますが、私はまあ広報宣伝で、自衛隊というものは威風堂々として、こういうものなのだというところを見せる意味についての啓蒙宣伝ならば私は反対でしませんが、防衛庁長官は、そういう意味はあるでしょうが、ただ、教育訓練に支障があるといわれているようなもので、すから、将来の問題としてやっぱり中止するかどうか。いかまで検討すべきだと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(有田喜一君) もちろん検討すべきだと思ひますが、いまの私の考へ方は、あくまでも安全ということを一義的に置いて、そうして広報と、それから合わせて教育訓練も兼ねまして、安全の上に立つてこういうことをやることは必ずしも悪いことじゃない。部内に一部そういうことをおっしゃる方が、それは意見が多少あるかもしれないが、部内としてはそういうことをいままめようなんていうような考へ方の方は、一部はあるかもしませんが、大勢としてはそういう考へ方はない、こういうことであります。

○北村暢君 質問がちょっと飛びますけれども、防衛庁長官のほうを先に終わらしたいと思ひますのでお伺ひしますが、今度の総定員法の改正で、自衛隊法の一部改正並びに防衛庁設置法の一部改正が行なわれておりますが、それによりますという、従来、防衛庁の職員という形で、全部法律

できめておつたものが、自衛官だけを法律で従来どおり定めることになっておりまして、自衛官以外の防衛庁の職員の定数は、一般公務員と同じように政令で定める、こういうことになったわけでございますが、この村田君の前の質問のときには、防衛庁長官おられませんでしたか、村田君の質問の中で、非自衛官いわゆる事務官、技官、教官、その他の職員、こういう人は政令できめられますが、これらの職員も自衛隊の隊員であることは間違いない。で、防衛庁設置法の六十条で、事務官、技官、教官、その他の職員の任務、仕事の内容というものがはっきり規定されております。しかしながら、自衛隊の隊員であることは間違いない。そこで自衛隊法の中の職務というところでは、はっきり隊員の職務の本旨、それから宣誓、職務遂行の義務、こういうようなものが規定をされております。この規定は制服であろうと非自衛官の事務官、技官、教官等であろうと、この職務の規定というものは当然服さなければならぬ。一般公務員と同様だというふうな話がございます。一般公務員も、一般公務員と違って団体交渉権もない。秘密の保持をしなければならぬ。いろいろ国家公務員法で規定されている職務とは変わった任務を与えられておるわけですが、したがって、この職務の本旨からいくと、自衛隊法の五十二条で、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて職務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする」、これは制服であろうと非制服であろうと、当然、自衛隊員全体について規定しているものと思ひますが、解釈に誤りがあるかないか、ひとつはつきりしていただきたい。

○国務大臣(有田喜一君) 防衛庁設置法の五十九条を見ますと、「自衛官は、命を受け、自衛隊の職務を行なう」と書いてあります。防衛庁の職員のうちで事務官とか、技官あるいは教官は、命を受け職務技術または教育に従事する、こうあります。職員ももちろん自衛隊員ではござい、ますから、自衛官は自衛隊の職務遂行として事務官など

がやる事務と同種のものに従事することもござい
ますけれども、隊務遂行の中核はいわゆる武器を
持つて行動の任務に従事する、こういうことであ
ります。したがって、自衛官は勤務条件、給
与、人事、教育等の面で事務官などと異なった取
り扱いを受けて、たとえば階級を持ってお
る。あるいは勤務年限には、任用期間あるいは定
年制がありまして、長官の指定する場所に居住す
る義務がございまして、行動時には武器を使用す
る権限が自衛官にはございまして、ほかの職員はそ
ういう権限が与えられておりません。同じく隊務に
従事するといひましても、自衛官とそれから他の
職員とはそこにおのずから性格が異なる、かよう
に私は考えております。

○北村暢君　そういう差があることくらいわかっ
ております。ただ、五十二条の服務の本旨とい
うのは、いいですか、自衛官だけに適用されるの
ですか。隊員全体でしよう、これは。

○政府委員(藤生茂君)　先生お尋ねのように、自
衛隊法で隊員と申しますのは、自衛官のほか、防
衛施設庁の一部の職員を除きました事務官、技官
等も含まれるわけでございまして、したがって、い
ま、法文の規定といたしましては、五十二条は事
務官等にも適用されるということになります。し
かし、先ほど大臣からお答えがありましたように
に、事務官は事務に従事する、あるいは技官は技
術に従事する、そういうような職務がありまして、
したがって、その職務の現実の事象におきま
しては一般職の事務官、技官等の職務と相違はな
かる、こういうことになろうかと思ひます。

○北村暢君　その職務はいいのですけれどもね、
一たん問題が起ったときには、「事に臨んで
危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、
もって国民の負託にこたえることを期するものと
する」、これはまああなたが言ったように、制服
であるが、事務官、技官であるが適用になる
のだ、こう言ったでしょう。したがって、これは
直ちに戦闘行為をやるといふふうにはならないか
もしれない、事務官、技官、教官というのは。し

かし、自衛官であっても技官に非常に近い仕事を
やり、またその技術を持っておる人もいます。教官
といへども自衛官の制服の教官と全く似た人もお
るでしょう。それから後方勤務なんということに
なれば、経理その他あるわけですね。後方勤務だ
なんということになれば、これはかつての主計さ
んだの何だのということになれば後方勤務やって
いる。これはもう制服着ているというだけで事務
をとっているかも知れない。そういう意味におい
ては非常に職務の区分というのがはっきりしない
です。そういうことを明確に規定したものと
いうものはあまりないのです。ない。だから、私
はそれは事務官、技官、教官は一般の公務員に非
常に近い、制服も着ておらないのですし、近いの
だらうとは思ひます。しかし、隊員としては、そ
こら辺の農林省や通産省の役人と気がまが違
うでしょう。それでいいのですか、そうじゃないで
しょう。防衛庁の職員である限りは、隊長の命令
に従って、師団長その他の命令に従わなければな
らないわけでしょう。そういう意味において、私
はこれは職務分担がはっきりしないですからね。
したがって、この政令定員でどどんふやされる
ことになる。どどんふといひましても、どどんふ
すか減らすか知りませんが、これは法律で
なしに防衛庁長官の意思によって、政府の意思に
よって国会とは関係なしにふやすことができるわ
けです。そうして自衛官の制服の者がやってい
る、いま事務的仕事をやっている者も全部はん
たうの戦闘要員に持っていく。そうしてあとは事
務官、技官というところを補うというよう
なことも操作できるわけですね。やってできないこ
とはない。そういうことが起こり得るのですよ。
だから、私はそういう政令でもって事務官、技官
をふやして自衛官の法律で定めるものと調整す
れば、これは相当ふやそうと思ひます。結果に
なるのです。転換する。いざといった場合には事
務官、技官も自衛官に早がわりしないとは限らな
い。疑念は余地もある、こういうことなんだ
ろ。そういう危険はないと答弁せられるだろ

うと思ひますけれどもね、それはどどんふやり
ますなと言つたらたいへんなことになりま
すから、そういうことは答弁はされたいだろと思
うのですが、そういう疑問は明らかに残りますよ、
疑問は。どう答弁されようと、いかがでしょ
う。

○国務大臣(有田喜一君)　少し誤解があるのじや
ないかと北村さん思ひますがね。先ほど言
いましたように、自衛官といふものは武器を
持つて第一線に行く使命を持つておるわけ
です。その自衛官が部隊の第一線に行きますと、それは
やはり自衛官のうちで庶務的といひますが、食糧
だ給与だといふ担当のものはあります。しかし、
一般職員は自衛官として採用していません。したが
いまして、これは一般の公務員と同じような採用
のしかたですね。自衛官になるときは御承知のと
おり、自衛官の採用試験または選考試験というも
のがありまして、自衛官になるのは特別の前提に
立つて特別の試験を受けて自衛官になる、それは
一線まで行ける人、そうでない人は、自衛隊とい
うものが部隊ばかりでなくて、いろいろと制服も
あれば、昔で言えば陸軍省の参謀本部的な性格も
ございまして、いわゆるシビリアン・コントロール
になつておられますから、相当こういつたような
内局の局長とか、いわゆるシビリアンが多ござ
いまして、しかし、それは決して武器を持つて第
一線に行くもんじやない。したがって、いま
おっしゃるやうに一般職員をどどんふ——どどん
ふではないが、総定員法で皆さんと相談せずに自
衛官をふやすんだということにはならない。いわ
ゆる武器を持つて行動する人間は防衛庁設置法に
おきまして、明らかに自衛官は何万人だといふこ
とがはっきりしておるわけですから、いまおっ
しやるやうなことは正面から出てこない、かよう
に解釈しております。

はです。ですから、いま北村さんの質問、私は
ちよつとおひきませんでしたが、この総定員法が通
ると、そういう制服組は全く本来の任務に戻つ
て、その穴埋めは総定員法によって定員が増減さ
れてくる。私はこういうことになると、現実的に
は自衛隊の定員がふえてくる、こういうことにな
ると思ひます。

それから、これは防衛二法がもしきた場合に、
私は聞きたいと思つた一つであります、予備自
衛官の問題も関連をしてお聞きをしておかきや
ならぬと思ひます。今度も何か三千名ぐ
らいふえるわけですが、事実上これは自衛
隊員の増と同じことなんです。これはあらため
てあなたには私はいろいろ聞きたいと思ひますが、そ
ういふことと関連を考へてみますと、実際は自
衛隊の定員がふえてくる、こういうふうにはな
ると思ひます。

それからいま職務の問題も出ておりますが、自
衛隊法では隊員という規定づけですから、そうい
う区別は実際問題になると私はなくなつてくる。
ただ、そこにおける人事教育局長その他がいきなり
銃を持つて出ていくなんということにはならない
としても、総合戦で、実際問題として私は
戦闘行為、非戦闘行為なんという区別はなかなか
つかなくなつてくるのではないかと。そういう意味
で言うと、隊員の職務の問題から端を発して、制
服組でない人でもこの法律からいけば戦闘行為に
準ずるやうな行為に私はなつていくのではない
か。そういう意味で私も心配しているわけ
です。したがって、いまの点について長官のひと
つ見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(有田喜一君)　制服、いわゆる自衛官
で、たとえば地方連絡部とか、いろいろさうい
うものがあります。さういふところで事務的な仕
事をやっておる面があることは事実です。また内
局におきましても全然制服の人がいないとは申し
ません。若干ある。それはやはり常に緊密な関係
がありますからあるんですが、しかし、あくまで
もそれは自衛官でありまして、いわゆる武器を

○山崎昇君　いま長官から答弁があつたのです
が、それじゃ制服の自衛官で内局の事務等に携
わつておる人おひきませんか。私はこれかなりある
と思ひます。これは昔の軍隊でもかなりあつた

はです。ですから、いま北村さんの質問、私は
ちよつとおひきませんでしたが、この総定員法が通
ると、そういう制服組は全く本来の任務に戻つ
て、その穴埋めは総定員法によって定員が増減さ
れてくる。私はこういうことになると、現実的に
は自衛隊の定員がふえてくる、こういうことにな
ると思ひます。

それから、これは防衛二法がもしきた場合に、
私は聞きたいと思つた一つであります、予備自
衛官の問題も関連をしてお聞きをしておかきや
ならぬと思ひます。今度も何か三千名ぐ
らいふえるわけですが、事実上これは自衛
隊員の増と同じことなんです。これはあらため
てあなたには私はいろいろ聞きたいと思ひますが、そ
ういふことと関連を考へてみますと、実際は自
衛隊の定員がふえてくる、こういうふうにはな
ると思ひます。

それからいま職務の問題も出ておりますが、自
衛隊法では隊員という規定づけですから、そうい
う区別は実際問題になると私はなくなつてくる。
ただ、そこにおける人事教育局長その他がいきなり
銃を持つて出ていくなんということにはならない
としても、総合戦で、実際問題として私は
戦闘行為、非戦闘行為なんという区別はなかなか
つかなくなつてくるのではないかと。そういう意味
で言うと、隊員の職務の問題から端を発して、制
服組でない人でもこの法律からいけば戦闘行為に
準ずるやうな行為に私はなつていくのではない
か。そういう意味で私も心配しているわけ
です。したがって、いまの点について長官のひと
つ見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(有田喜一君)　制服、いわゆる自衛官
で、たとえば地方連絡部とか、いろいろさうい
うものがあります。さういふところで事務的な仕
事をやっておる面があることは事実です。また内
局におきましても全然制服の人がいないとは申し
ません。若干ある。それはやはり常に緊密な関係
がありますからあるんですが、しかし、あくまで
もそれは自衛官でありまして、いわゆる武器を

持つて出勤できる人は初めから自衛官として採用した人、その自衛官は、先ほど言いましたように、防衛庁設置法で依然として何人というところが明確になっておる。その明確になっておる人、それは第一線に行く場合があります。しかし、そうでない、今度の総定員法に入れられるところの普通の職員は決して第一線に行ったり、そういうことはしない。だから、自衛官の範囲内ならば有事のときにはそういうことがあり得るということ、これは私も否定はいたしません。その点ひとつ御理解をいただきたい。決していまの防衛庁設置法に掲げた自衛官以外のものが、非自衛官が第一線に出るということはないということを御了解願いたいと思います。

○山崎昇君 もう一つこの機会にお聞きしておきたいのですが、せんだって三派全学連というのが防衛庁に入った。そこでその後、防衛庁は自衛隊員によって庁舎が守られておると思うんですね、いまも警備されておるのか守られておるのか知りませんが、一体どういふ根拠に基づいてああいうことができるのか、これが一つ、もう一つは、もしも大蔵省なり文部省なり、そういうところでああいう事態が起きた場合に、自衛隊員でいまのような警備をやるということも私は不可能ではないと思うんですね。そこでこの点を聞いておきたいと思うのです。これはどういふ——もしも庁舎の管理だというんなら、私は管理体制があるはずだし、それは治安だというんなら警察官がやるべきことである。財産の管理なら内部の管理部門が当然すべきである。そうすれば守衛が多少増強されるとか何とかというところが私は糧当であって、どうして自衛隊員が、カービン銃とか何か知りませんが、鉄砲を持ってあの防衛庁というものを日常朝から晩まで警備をしなければならぬのか。この点を私は自衛隊法と関連をしてこの機会ですからお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君) 檜町の防衛庁の庁舎を警備管理いたします法的根拠は、防衛庁設置法の第

五条、「所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、管舎、演習場等の施設を設置し、及び管理する」ということでございまして、したがって、従来は一般のいわゆる守衛をもってそういう庁舎管理、国有財産の管理の面におきます庁舎管理というものは実施したしておいたわけですが、防衛庁が一般の官庁とやや趣を異にいたしますのは、有事における各種の行動につきましては防衛側からそういう命令が発せられるわけでありまして、そういう意味での自衛隊の行動についての指揮中核であるという性格は、これは一般の官庁とやや違つておるところではないかということでございます。したがって、純粋の財産管理という面からしますれば、従来のような守衛をもって警備するというところで足りるかと思ひますけれども、この前のような事案の発生もございまして、防衛庁の単なる財産の管理だけじゃなくて、そういう指揮の中核としての機能を維持していくという観点に立ちまして、守衛をもってしては自衛ができない、事態の警備ができないというものを補う意味において自衛官をもってこの警備に当たる。こういう趣旨で檜町の警備に当たつておるところでございます。

○山崎昇君 もう一つだけ関連して聞いておきます。これはあらためて私はやってみたいと思つておりますが、いまあなたは一般官庁と違うんだ、こう言うんだが、国家行政組織法第三条に言う行政機関ではないんですか、防衛庁は、自衛隊は実力部隊であるということも私にもわかります。やがて防衛庁設置法と自衛隊の関係も法的に私はいろいろ疑義があるから聞いてみたいと思ひけれども、いまあなたの答弁では納得できません。これは行政機関ですよ、第三条による。組織法上から言つて何も異なるところないんです。だから、そういう論をあなたの方が進めるならば、文部省でも大蔵省でもその他の国家行政組織法第三条に言う国家機関に何かの事件が起きた場合に、自衛隊員が鉄砲で守るということもあり得る、可能になってくる。こういうことを私も心配するから、いまあなたに法的なことを聞いたんです。防衛庁だから特殊性ということはない。ただ任務が違うということだけはそれはわかります。その点はどうなりますか。この点だけ聞いておきます。

○政府委員(島田豊君) 行政組織法にいう政府機関であるということは、これはほかの官庁と同じでございます。○山崎昇君 一般行政機関ですよ、これは。○政府委員(島田豊君) その点は確かに先生の言ひとおりでございしますが、先ほど申し上げましたように、そういう防衛庁の任務の特殊性というところからいたしまして、あくまでこれは事態を警備するいわゆる自衛措置としてやつておるわけでございます。ほかの官庁に対して一般の警察でやつておるような、そういう警備を自衛隊が引き受けるという考え方は毛頭ございせん。あくまでこれは普通の施設の中における自衛のための措置であると、こういう考え方でございまして。

○北村暢君 それじゃ次に、行政改革の問題についてお伺いしますが、四十三年の二月二日の閣議決定による「今後における行政改革の推進について」というのがなされて、各省庁で案をつくることになっておまして、それが提出されておるわけでございます。それについてごく簡単に質問をいたします。まず総理府であります、総理府は所管行政を根本的再検討するということを行管に提出しております。それから審議会の整備ということも出ております。いま自民党は一省一審議会というところで案を出すとかならないかと言つておるようございしますが、私はあなたが一省で一審議会ですと足りますというふうには思ひませんが、しかし、総理府には各省にまたがるいろいろな審議会がございします。実際にはなかなか総理府総務長官として把握できかねるような審議会もたくさんあるだろうと思ひます。そこでまず総理府から、所管の行政の根本的再検討と審議会の問題についてどういうふうにかえておられるか、お伺いします。

○国務大臣(床次徳二君) 第二次行政改革の具体的な案として、まだ具体的なことは承知しておりませんが、総理府といたしましての平素の事務に對しての問題点は、御指摘のような点につきまして特に特色があると思ひます。一般的なもの申しますと、共通な管理事務といたしましての立場において考えられますのは、恩給とか、賞典局のような仕事であります。もう一つは審議室等が行なつております各省のいわゆる事務の総合調整と申しますか、この事務が非常に多いのであります。この事務は、次第次第にやがて社会の複雑化に伴ひましてふえてまいるということが現象でございます。なお、この点につきましては、一面におきまして、いわゆる行政の一元化という立場において強力に推進しなければならぬという点がありますと同時に、また各関係省庁との関係があります。各関係省庁の協力を求めながら、簡素化をはかるという問題が残されていると思ひます。この点が将来の研究問題だと思ひます。

なお、御指摘の審議会につきましては、今日、総理府でもって実質的にその職務を担当しておりますものが十六、なお、お話がありました名義上と申しますか、形式的に総理府に設置されまして、職務は他省でもって担当しておりますものが三十三になつておるものであります。今日一部におきまして、一省一審議会という意見も出ておりますが、しかし、はたして一省一審議会でもって間に合うかどうかということにつきましては、各省庁の事務を十分に検討いたさなければならぬと思ひます。しかし最近、ただいま申し上げましたように相当の数のばつております。できるだけ整理統合するという方針はすでに認められております。この方針というものは、やはり十分尊重すべきものと思つております。

○北村暢君 郵政省の関係について、郵政事業の公社化をやりたいというふうな意見が出されてお

るようでございます。これについてどの程度検討がなされ、また公社化というようなことで、本格的に取り組んでやっていたらどうかというのか。もしやるとするならば、どのくらいの時期的なめどを置いて検討されているのか、この点、お伺いします。

それからもう一つは、事務の機械化によりまして、貯金局の整備をやるということで、秋田、岩手等の貯金局等は廃止になるのではないかと、いろいろなことがいわれております。そういう点について、どの程度の構想を持っているのか、御説明願いたい。

○説明員(高仲優君) 御説明申し上げます。

まず公社化の関係について申し上げます。郵政事業の公社化につきましては、昨年十月四日、郵政大臣から郵政審議会に当って諮問を発してあります。この諮問の内容は、郵政事業の経営形態を公社化することの是非について諮問するということでございます。なお、その諮問の説明の中にある文言でございますが、「郵政事業の経営形態はいかにあるべきか。たとえば公社化すること」と、こういう諮問でございます。公社化すること、これをあらかじめ事務当局といたしまして決定した上でその是非を問うという形であるよりは、あるべき経営形態の姿はどういうものが望ましいか。たとえば公社化することの是非はどうであるか、こういう諮問のしかたでございます。それが十月四日でございます。以後、最近に至るまで、十回にわたりまして審議会を開催いたしております。目下のところの進行状況といたしましては、諸外国の郵政事業の状況、これをまず説明いたしまして、続いて各事業別にそれぞれの現状についての説明を行なった段階でございます。したがって、事務当局からの説明と、それに対しての関連する質問という形でいまのところは終わっております。したがって、まだどのような結論をいただけるものかというのを予測するのはいささか早いのではないかと考えております。なお、時期の問題でございますが、昨年十月四

日諮問をいたしました際におきまして、これは諮問の文書にはないのでございますが、当時の小林郵政大臣から、審議を尽くしていただきたいのだが、できたら一年以内に結論をもらいたいという話が出ております。大体そのような方向で話を進めるようお願いすることに相なるかと考えております。

公社化に関する概要は以上のとおりでございます。

○政府委員(鶴岡寛君) 御承知のように、現在の地方貯金局はいろいろな沿革で設置されたまま今日に至っているわけでございます。したがって、一部は局では、局の規模あるいは地域的な分布、そういうものが著しいアンバランスがある。そしてまた、ここ数年の趨勢といたしまして、地方貯金局の機械化を推進する段階に至っております。そういう時期に際しましてしたので、この地方貯金局の統合問題は、現在いわばいまの問題として検討を迫られておるところであるわけでございます。しかし、私どもとしては、経営管理上どのぐらいの規模が最も適正規模であるか、あるいは利用者の対するサービスという面、さらにはまた地域社会との関連性、そしてまた従事している従業員諸君の雇用関係というような点を総合的に勘案して、この問題に慎重に対処しなければいけないというように現在検討中の段階でございます。

○北村暢君 いまの地方貯金局ですが、事務の機械化によるといって、たとえば甲府に一カ所、関東に二カ所とか、あるいは中部に一カ所とか、そういうようなことで、いまの数を相当減らしてもよいのか、こういう考え方で対処しているのかどうか。いまの説明だとすると、どういふことになるのか、さっぱり内容的なこととはわからないようですが、もう少し数字的に御説明いただけないでしょうか。いろいろ差しさわりもあるかとは思いますが、これは、

○政府委員(鶴岡寛君) 簡単に申し上げます。ただき。

ただいま相当数の整理を行なうのではなからうかという御質問でございますが、実は私も非常に大きな考え方でございまして、また、その後の機械の進歩その他で変更を見るかもしれないが、一応いま私も持っております案では、四十四年度に横浜の貯金局にコンピュータを入れる。そのあと引き続きましては、四十五年度に一局、四十六年度に三局、そして四十七年度から四十九年度までにそれぞれ五局ずつ入れる。縮めて二十局を一応想定しております。地方貯金局の数は、御案内かと思いますが、二十八でございます。それで、さらに申し上げます、その八局について、今後これにコンピュータを入れるか、あるいは統合をするかという点について慎重な検討をこれから続けると、現在そういう段階でございます。

○北村暢君 そうすると、直ちに廃止、廃止でないというところは、その置き方にもよりましようけれども、廃止というようにすることは、ここ二、三年出てこないんですか、どうなんですか。

○政府委員(鶴岡寛君) その問題は統合するということをきめた場合、どの局を選ぶか。そしてまたもう一つの点からは、その付近にコンピュータを入れる局がすぐそばにあるかいないかという問題と非常に密接に関連をいたします。したがって、現段階ではお答えがきわめて困難でございますが、ただ一応申しますことは、ことしの問題とか、あるいは明年の問題であるとか、そういうようなことはおそろくはなからう。その程度の大ざっぱなことはいまの段階として、今後変更があるかもしれないが、いまの段階としては一応言える、そのように考えております。

○北村暢君 次に労働関係の労政局を労働経済局にするという構想が臨調等でも出ているようですし、それから労災失業保険等の徴収事務の一元化、それから鉱山保安行政、安全衛生行政の統合、こういう問題が考えられているようですが、この点について、もう簡潔でいいですから説明をしていただきたい。

○政府委員(岡部實夫君) ただいま御質問の初めにお話ございました労政局を労働経済局ということ、これは、部内でいろいろ検討はいたしておりますけれども、目下のところ具体的に案として考えてはおりません。

それから、第二の徴収一元化の問題につきましては、これは今国会に失業保険法並びに労災補償保険法の改正をお願いしております。その中で五人未満への拡大適用の問題を取り上げまして、それに伴いまして保険料の徴収につきまして適用事業所がふえてまいりますので、その事務の効率化をはかる等のために、あわせて徴収事務の一元化をするために必要な所要の法律案を提出したいと思っております。

あとの鉱山保安の問題については基準局長から御答弁申し上げます。

○政府委員(和田勝美君) 鉱山保安行政と労働省が所管しております安全衛生行政を一本にしたかどうかという問題につきましては、臨調の答申でも、安全衛生関係の部局の強化をはかるとともに、さしあたっては通産省との調整機能の強化をはかるように、こういう趣旨の答申が出ております。私もそれといたしましては、これは先生御存じのように、非常に古くからのかかり合いのある長い問題でございますので、なかなか直ちにどういふこととはまいりませんので、臨調の答申にあるような線に沿って今後進めてまいりたい。かように考えております。

○北村暢君 保険の徴収事務は、保険の事業団というよりなものは考えていないのかどうか。それから、いまの鉱山保安関係について、通産省関係は来ておりますが、通産省は鉱山保安監督行政を担当しておりますが、この問題について、労働省との行政機構の調整の問題についてどういふことを考えておられるか、続けてお伺いいたします。○政府委員(岡部實夫君) 前段の問題でございますが、これはただいま提出しております法案によりますと、従来、労働基準局と、それから職安とでやっております徴収事務を一元化すると

いうだけでございまして、いま御質問のようなことは考えておりません。

○政府委員(橋本徳男君) 鉱山保安の問題につきましては、御承知のように地上の産業と違ひまして、地下の非常な条件変化のほなはだしい中における労働の条件の問題でございまして、これは、その生産が即保安という面が非常に多いために生産と統一的な考え方、またそれとの関連において考えられなければならぬ問題が大部分でございまして、生産を担当しておるところが保安のサイドといたしましても十分これをやっ

ていくというところは適当であらうというふうに考えて、現に世界各國の鉱山保安を見ましても、インドだけが別でございまして、それ以外、諸外国はいずれもやはり生産所管のところにおいてこれを担当しておるといふような状況でござい

ます。ただ、まあ保安局といたしましては、一般的な労働災害についての、労働省からいろいろ報告を受けるというふうな立場に立っておりますので、そういう連帯的な立場において、労働省のほうともいろいろ勧告を受け、調整もとらしていただいておりますというふうな状況でござい

ます。○北村暢君 次に、建設省の国土開発庁の設置といたことが出されておりますが、これはどういう意図でやられておられるのか、ごく簡単に説明していただきたいと思います。これは建設省の設置法の中でも、若干質問があったようでございますが、方針だけ何っておきたいと思ひます。

○政府委員(金村清一君) 国土開発に關する行政は、先生御承知のとおり、建設省初め、各省の所管にまたがっております。こういふ事業を効率的に、総合的に進めるためには、やはり国土開発行政のうち、一貫的なものにつきまして、所管、行政機関を一元化するよう、国土開発庁の設置を検討する必要があるのではないかと、かように考えておる次第でござい

ます。○北村暢君 それから、建設省には計画局の国土開発計画部関係、いわゆる国土総合開発関係ですね、これを総合行政として総合開発庁というこ

ろに持つていったらどうかというのが、臨調答申に出ておるわけですね。これについての考え方。○政府委員(金村清一君) 現在、建設省計画局の中に総合計画課という課がございまして、先生御指摘のような仕事のほかに、建設省の所管行政を円滑に進めるといふ業務、あるいは資料、そういった面も一応担当しているわけでござい

ます。○北村暢君 それから、建設省の一元化の問題について、運輸省、それから厚生省のそれぞれの見解をひとつ聞いておきたい。○政府委員(鈴木瑞吉君) 観光行政につきましては、その内容がきわめて多角的でござい

ますし、それから今後非常に発展する面が多々ござい

ますので、重要であるとわれわれは考えております。したがって、現在各省に置かれておりますが、私どものほうとしましては、理想はあくまでも一元的に観光行政を行なうべきではないかと

いうふうに私も考えておる次第でござい

ます。○北村暢君 いま各省にいろいろ行政改革についての見解をこうずつと聞いたわけなんです。これを総合しますと、各省の内部におけるこの機構の問題、行政改革の問題については、それぞれある程度考えているようです。ところが総合的な二省間、またがらうような問題については、機構の一元化というものは、それぞれの主張によつても非常にむづかしいというところがもう私ははっきりした

と思うのです。機構の一元化ということ、それが行政管轄は機能の一元化ということで、機構は各省に置いたまま機能の一元化して、機構の一元化というものはすばりいくかどうかわかりませんけれども、まあそういうことのようにですね。こういう点を見ますと、この第二次の行政改革というものの

中に、行政管轄は、たとえは共管統合の行政、あるいは類似の行政についての整理統合をやらうということが第二次行政改革の一つの大きな柱になっているわけですね。これがいつかむづかしいかというところはわかるかと思うのです。官庁管轄についてはある程度結論が出たよう

でございますが、観光行政その他鉱山保安

がら、これを観光行政の立場から見ますと、この非常にすぐれた風景地というものが貴重な観光資源であるわけ

でございます。両者の行政は非常に密接な関係があるわけ

でございます。行政等いろいろありますけれども、なかなか簡単にいかないというところがはつきりしたと思うのです。ところが、臨時行政調査会の答申には、こういうものについては、機構についても一元化をやれ、検討しろということが出ておるわけですね。

したがって、私は総合的に行政管轄からその見解を聞いておきたいのでありますが、こういう行政機構の統廃合という問題については、やはり精力的に折衝し、できるものはできる、できないものはできないということ、やはり早く見通しをつけて、何だか行政改革をやらうとあり、やらないとあり、さっぱり何をやっていくんだかという大きな批判が出ておるわけですから、したがって、臨調答申というものの

について、私は行管は、どういふものができ、どういふものではないかというところを、もう三年も四年もかかっているわけですから、そろそろ結論的にはつきりさせる段階にきているんじゃないか、このように思うのです。したがって、今度の総定員法との関係において、定員は先走りますけれども、機構改革はさっぱり行なわれない。ここに私は非常に大きな問題があると思う。これは非常に政治力も必要なわけで、この際、私はこの行政改革についての基本的な考え方を行管長官にお伺いしておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。臨調答申は政府は尊重しなければならぬというところに相なっております。言うまでもないこととありますが、このご行管庁内でも事務当局といろいろ相談しつつありますけれども、本来言いますならば、答申が出ましたときに、いま北村さんが言われるように、まあ大中小となくたくさん課題が提起されておりますが、それについての実施見通しというが、政府が受けとめましての実行すべきであるという立場から取捨選択を一心するということがあつてしかるべきでなかつたかと思ふのですが、実際問題といたしましてはあまりにも基本的な膨大な課題が提起せられ、数も

たくさんあるために、その意味における検討がい
わばなされないままに今日にきておろうかと思
います。そのみならず、時がすでに流れておりま
して、答申の当時の裏づけ、データ等に基づけ
ば、お説のとおりであったとして、その後の推移
にかかるといいます。答申とおりでいかにどう
かという角度からの検討を必要とすることもあ
ろうかと思えます。しかし、いずれにしましても、
答申そのものについて御指摘のような総合的な
考慮を払うべき時期はすでにおそいくらいであ
るという課題として受けとめたいと思います。

それからさらに第二次計画でございますが、昨年の秋、十月であったか、閣議決定をいたしました。むしろその閣議決定の線に沿つて行管といまして、ましては事務当局も一生懸命になりながら推進調整を進めておりますけれども、いまだに立法措置を要するものの法案を御提案申し上げる段階に至っておりませんことを恐縮千万に存じます。それともいままお話のような意味合いにおいてでき

るのかでせぬのか、機構の一元化などがお話のとおり實際問題として非常にむずかしい。これは単に次の低いセクションナリズムということよりも、行政需要そのものが独立して処理さるべき課題でもあることのためにむずかしさがある。したがって、運営を一元化するというふうな考えにもならざるを得ない要素があるかと思うわけでありまして、これは全部が捨てたわけじゃありません。間に合うならば、この通常国会にも思つて推進はいたしてまいりましたが、ありようは、この通常国会にはちよつと御審議を願うころとは困難ではなからうか。露骨に申せばそういう心境でございます。これを要しまするに、お説のような意味においての基本的な、総合的な意味からの再検討ということから始まりましての処置が必要かと存じております。

○北村暢君 機構改革についてはそのくらいにいたしましたして、定員関係についてお伺いいたしますが、今後における定員管理についての閣議決定について、これは四十二年十二月十五日の閣議決定定

の定員管理の問題であります。これについては、國家公務員はもちろんであります。三公社、公庫、公団、事業団等もこれに準ずる。それから地方公共団体も國に準ずるように要請をする、こういうことで閣議決定がなされておるわけなんです。ありますが、閣議決定の実施の状況がどのようになっているか。三公社、公庫、公団、事業団については行管から、それから地方公共団体については自治省のほうからお答えを願いたい。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 行政管理庁に關係しますことについて、政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(河合三良君) 政府関係機関、三公社、公庫、銀行につきましては、この四十三年度の増減を御報告申し上げますが、この件につきましては、本来、行政管理庁の所管でございますので、私の知っております範囲のことを御報告申し上げます。

○北村暢君 いまの、数字だけ言われてもわからないのですがね。三カ年五%削減ということば、国家公務員がそういう状態であるわけなんですから、それに応じて一体三カ年五%の計画でいっているのか、三カ年一%でいっているのかですね、そこら辺のところを聞きたいわけですね。

○政府委員(河合三良君) 四十三年度は一般の公務員におきましても、四十二年九月二十日現在の凍結欠員を落としておりますので、これにあわせまして一%の減を要請いたしております。また四十四年度におきましては一・三%の減を要請いたしております。

○説明員(官藤堯君) 地方公共団体の職員の定数の問題でございますが、御案内のように、ただいま地方公共団体におきましては公営企業会計等を除きました会計の職員が約百八十三万余りおるわけでございます。これらの職員につきまして国に準じました定数合理化の措置を要請することになったわけでございますが、これも御案内のよう

○政府委員(河合三良君) 四十三年度は一般の公務員におきましても、四十二年九月二十日現在の、凍結欠員を落としておりますので、これにあわせて一〇％の減を要請いたしております。また四十四年度におきましては一・三％の減を要請いたしております。

決定をそのまま準用してやるということは、いまの財政課長の説明を聞きますというと非常に無理があつて、総体的にそういうような形にはならなないということのようでありますが、これは一体閣議決定というのは私は相当權威のあるものだ、こう思つておるのですけれどもね。ところが決定はするが、実際にはできないような、自治体のできないようなものを決定してみてもこれは意味がないと思うのですが、ひとつこれは総務長官でも行管長官でも、いまの実情をお聞きになつたと思いますから、国家公務員に準じてはできないということですね。これは地方公務員の場合、わずか五%、三千年で削減するといつても、これはできない、まあ一%ずつで三%くらいいでしょうかね。そんな程度のことしか、それも全体から見れば〇・五%といえますから、ちよつとむずかしいようでございますね。そういう実態というものをやはり踏まえてやるべきでないか。ただ一律に定員というのは三千年五%削減しろ、こういつてみ

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2695.

政府関係機関のうち三公社の合計が四十二年度末が七十七万五千二百五十三名、増加人員が一万一千七十四名で、削減人員が三千名、差し引き八千七十四名の増でございまして、四十三年度末は七十八万三千三百二十七名になっております。なお、四十四年度末、これは内訳がございませぬが、若干ふえておりまして七十九万七百四十四名でございします。そのほか公庫、銀行は四十二年度末の定員一万六百七十六名に對しまして、増加が四十三名、削減が百一名、差し引き五十八名の減でございまして、四十三年度末は一万六百十八名、これがさらに四十四年度末には定員予定によりますと、さらに減少いたしまして一万五百六十七名の予定でございします。よつて、三公社、公庫、銀行をこれに加えますと、四十二年度末七十八万五千九百二十九名になって、増加人員が一万一千百十七、削減人員三千百一名、差し引き八千六百名増、四十三年度末に七十九万三千九百四十五名、四十四年度末は若干ふえておりまして、八十一万一千三百十一名でございします。

に、地方公務員の中には学校の先生でございますとか、消防職員でございますとか、あるいは警官、清掃関係の職員、こういった非常に現業的に削減の困難な職種がございますので、これらの職員を除外をいたしました残余の一般的な職員につきまして削減を計画いたしましたして、地方財政計画に盛り込んだところでございます。昭和四十四年度におきます数は、削減数が約八千六百人でございまして、先ほど申し上げました百八十三万の総数の中から、削減の非常にむずかしい百十七万を除外いたしました六十六万人の一・三％、こういう数字になっております。一般職員全部に置きかえますと、約一％減となると思います。全体の職員の数に置きかえますと〇・五％、この程度の数字になると思います。

○北村暢君　したがって、ちょっとこれはだれにお伺いすればいいのかわかりませんが、閣議決定は公社、公団、事業団、地方公務員等、全体についていっているのですが、どうもいまの地方公務員の定員の削減の問題について見ましても、閣議

ても無理があるというふうに思われるのですが、見解をお聞きしたい。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） 地方自治体につきましては、いま御指摘のように国家公務員に準じて閣議決定の趣旨をできる限り実施していきたいということ、趣旨はそうだと理解するわけでございまして、読んで字のごとく自治体でございますから、閣議で決定したから国家公務員の場合と同様のことが当然にできるということを期待した決定ではそもそもなかったらうと思います。できるだけ自治省が指導助言等を通じて、一般的に国民の声は役人が多過ぎるんじゃないかという通俗な意向も一応あるわけでございますから、可能な限り簡素、合理化の趣旨に協力してほしいという希望を述べた意味合いかと心得ます。したがいまして、閣議決定をしたけれども、地方自治体の関係は思うようにいかぬ、むしろいいじゃないかということの御指摘は、本来そういうものであろう。特別の措置をしますれば別でありますけれども、閣議決定そのままで似たようなことができる

ということではなからうと存じます。

○北村暢君 いまちょっと気になることが出てくるんですが、公務員が多過ぎるということとは臨調でもあんまり言っていないんですよ。この仕事のなくなったところ、減たところ、繁閑を考えて定員の再配分をすべきであるということはないんです。公務員の多過ぎるということはないんです。また外国の例をとりまして、公務員は、日本はアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア等に比較して決して公務員は多くない。これはあなたのほうの資料によっても、年報を見ても出てくるんですよ。そういう観念だからとにかく頭から五割削減しようという考えが出てくるんですね。これはもうそういうことではないと思うんです。公務員が多い多いということは言えないんじゃないかと思う。それで中央官庁の国家公務員、これは軍事関係を除いた公務員の一人当たり人口が日本は百十二人、アメリカが百四十五人、イギリスは七十三人、西ドイツは八十八人、フランス三十六人、イタリア五十七人、したがって、これは、日本はアメリカに次いで少ないということになりますね、一人当たりにはすれば、それから地方公務員を入れたもので見ても、日本は公務員一人当たりの人口が三十一人、アメリカが二十人、イギリスは三十五人、西ドイツは二十六人、フランス二十六人、イタリアが三十三人です。つまり日本はイギリス、イタリアに次いで少ないほうですね。したがって、文明先進国に比べて公務員の数そのものは多いとは言えないんですよ。ただ公務員が適正に配置されて能率を上げているかどうかということに大きな問題がある。したがって、五割削減ということにはある程度抵抗を感じるわけですが、これはあなた方はもう欠員をつくって、そうしてその欠員を押えて、五割削減というのをやらないとできないということで、五割削減というのをやらないと思いが、そういう意味において決して公務員が多いから削減をしたというふうには私は受け取っておられないのです。そういうひとつ認識は、

いまは少なくとも行管長官の口から、公務員が多いという世論があると、こういうふうに言われましたが、私は実態はそうじゃないということだけはこの際にはっきりさせておきたい。今後の定員管理の問題に影響あると思いますから。

まだ定員の内部にわたっての本格的な論議はあるわけけれども、大体時間が時間のようでございますから、良識に従ってこの辺で終わりたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さっき申し上げたのは、世俗的に、たとえば新聞等にとかくあらわれます表現をオーバにして申し上げたことでございまして、もっと少ない人数でやれないものかという希望的な気持ちを持つての表現はときたま見受けることでございます。そのことを通俗的に申し上げたにすぎません。いま御指摘になりました資料、私もいまここで見ておりますけれども、それ以前にも説明を聞きながら承知はいたしておりました。ただ、はしなくも御指摘くださいましたように、行政需要の消長に依り、社会環境その他の変更、変転に応じての機動的な、比較的ひまなところからせわしいところにこれこそ配置転換をすることによって、定員を活用していくということにつらなる意味において臨調も答申をいたしておりますことは御指摘のとおりでございます。そうすると、やはりその前提条件としての何がしかの運営原資みたいな意味での留保定員がないと、どうしても出血整理を伴うようなことにならなない。それを避ける意味においてこの法案が考えられましたことは万々御説明申し上げて、一応の御理解は得ておるかと思うわけであります。お話のとおりの方を立ててこれを運営する上に、五割の定員を留保できるような年次計画でまいらう。ただし、その実際運営に当たりましては、まだ法案決定前ではありますけれども、準備行為としての四十三年度の一応留保しました定員については、増員すべきはうへ回すというふうなことで、減員をしたものをまた復活して、さらに増員をするというふうな運営をいたしております。

こういうふうなやり方でできておりますし、今後、要すれば五割の操作定員は持たないと思いたすけれども、きつと五割、算術的に無理やりにもぎ取るようなことをするというものではございませんことを申し添えます。

○委員長(八田一朗君) それではこれにて質疑は尽きたものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。村田君。

○村田秀三君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました行政機関の定員に関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。

まず反対の第一の理由は、本法案の示す性格と本質が、佐藤内閣の政治姿勢そのものであり、明らかに行政の民主化を阻害し、憲法の精神を無視したものであるからであります。

そもそも民主主義制度にあっては、行政は国民のために存在しなければならぬし、政府は国民の望む行政をすみやかに実現する義務を有するのであります。そのため国家行政組織法が制定され、行政の機能と表裏の関係にある定員を法定し、今日に至ったのであります。それを今回の提案によって、定員に関する部分を、単に公務員の総定員を法定し、その配置は政令にゆだねることとなるわけであり、一片の政令によって自在に定員を移動せしめ得る道を講じようとすることは、国会の審議権を無視し、国民の行政に対する意思の表明をばむものであり、かつ内閣の恣意のまま行政が行なわれることは容認できないのであります。

反対の第二の理由は、本法案提出の背景であります。昭和四十二年十二月十五日、閣議は一省一局削減と五割定員削減の方針を決定いたしました。この方針は審議を通じて明らかなく、また政府自体も認めているように、まさに理論も根拠も薄弱であり、国民とその職にある公務員の理解と納得を得ることができないからであります。申

すまでもなく、本来、定員算定の基礎は末端の単位における仕事の質と量を前提に積み上げられねばなりません。その上に行政の規模に応じ職を置き、恒常的に必要な職に対して定員を配置することは行政の初歩的理論であり、今回の措置が理論的にもこの作業の手順が転倒していることを認めている政府が、あえてこの法案の強行制定をはかるという態度に問題があります。思うに、五割定員削減計画の内容によって明らかのように、見せかけの行政改革を掲げ、国民を支配、管理する体制を強化しようとの意図のあらわれであると理解せざるを得ないのであります。かかる本末転倒の行政執行を認めるわけにはまいらないのであります。

反対の第三の理由としては、この理不尽な五割削減計画が行政需要にマッチした適正定員の配置という政府の宣伝文句とは別に、予想されたごとく弱い、しかも、国民の目からはあまり目立たない部門にしわ寄せされている実態がすでにあられております。気象観測の業務カット、航空管制官の定数の引き上げなどこれであり、国民は必要な業務をカットしてまで行政改革を望んでいるのでは決していないのであります。定員法定の今日ですらこの実情にあることを思えば、政府の言う各省セクトの排除、行政サービスの向上のためという説明は空文にひとしく、定員配置が政令事項になった場合、このような問題がなぞ深化するであらうことが想定されるのであって、この面からも反対せざるを得ないのであります。

反対の第四の理由は、根拠のない五割削減計画が職員及びその家族に対し不安動揺を与えている実情であります。いかに、職にあるものの出血整理はやらないと言いつても、また不当な配転は行なわれないと言いつても、公務員法第七十八条は現存し、かつ所々において職員団体との間に問題を惹起せしめているかを考えた場合、すみやかに職員の納得できる計画を出すべきであるという立場に立つて反対をせざるを得ないのであります。

以上総合して判断するに、行政改革は総定員法

の成立を待つて行なうとの政府の答弁は何らの保障がないのみか、総定員法の成立はただに行政権の拡大を意味し、官僚のほっこを許し、専横政治への道を開くものであると断言せざるを得ないものでありまして、わが党は本法律案に断固反対し、その撤回を求めるものであります。

反対討論を終わります。

○委員長(八田一朗君) 佐藤君。

○佐藤隆君 ただいま議題となりました行政機関の職員に定員に関する法律案に対し、自由民主党を代表して賛成の討論を行なうものであります。

わが国の社会、経済の進展はまことに著しいものがあります。行政面ではとなくその立ちおくれが目立ち、その機構は複雑膨大化し、能率の低下を来しております。このような行政機構を極力、簡素、能率化し、真に国民のための行政を確保するためには、行政の組織及び運営等について検討を加え、強力にその改革の実現をはかつていく必要があるものであります。国家公務員の定員についても、この改革の一環として、三年間に五割の計画削減を行ない、国民負担の軽減をはかることになつておりますが、本法律案もこれと関連して、年々増加の傾向にある公務員の定員増を抑え、行政需要の消長に応じ、合理的、弾力的に定員の配置を行なうため、各省庁別に定員を法定している現行の法制を改め、各省庁を通ずる定員の総数の最高限度を法定し、各機関別の定員は政令をもって定めようとするものであります。これにより、従来とかく各省庁のセクショナリズムによつて固定的に維持されてきた定員が、国民生活、国民経済上の必要からくる新しい行政需要に

案の運用に当たっては、公務員の身分保障をそなわれないことについて十分配慮する必要があるが、この点については当委員会においても、政府より、出血を伴う人員整理や不当な配置転換は行なわない旨の明快なる答弁が行なわれており、これに関する疑念は全く払拭されているのであります。

本法律案は、さきの臨時行政調査会の答申の趣旨にも沿うものであり、今後における行政改革の重要な柱をなすものであります。本法律案の成立によつて、国民の強い願望となつて行政改革がさらに、一歩前進することになるものであります。私は本法律案に対して心からなる賛意を表するとともに、総理の強いリーダーシップのもとに、行政改革の推進にお一その努力を払い、国民の期待に沿われんことを要望して私の討論を終わります。

○委員長(八田一朗君) 峯山君。

○峯山昭範君 私は、公明党を代表して、行政機関の職員に定員に関する法律案に対し、反対討論を行なうものであります。

行政機構の合理的な簡素化と能率向上は、長年にわたる国民の強い要請であり、その実現は政府に課せられた課題であり、責任というべきものであります。佐藤総理は、就任以来、機会あるごとに、行政改革の実現を国民の前に公約し続けてきたのであります。その実態は、官僚政治の悪弊を改善する努力と意欲を全く欠き、いたずらに各省庁のセクショナリズムにまかせている現状であります。これでは真に国民の納得のいく行政改革への道にはるかに遠いと言わなければなりません。

このことは、二年七カ月の歳月と約二億円の国費をもつて行なわれた画期的な臨時行政調査会の答申が、四年以上も過ぎた今日、何ら生かされもしないまま、ほご同然に処せられていることから見て明瞭であります。これは、一に佐藤内閣の国民不在の政治姿勢が明らかになったことを示しているばかりか、佐藤総理の指導力のなさを如実に物語っていると言わざるを得ません。

しかるに、政府は、この総定員法があたかも行政改革にきわめて重要であるかのごとく言っておりますが、行政の簡素化、能率化を推進するには、行政改革に政府が根本的な姿勢を示し、内閣に強力な調整機関を設けることにより、初めてその目的を達成することができるとの思ふのであります。単に行政改革に名を借り、行政需要の消長に對するため、各省庁別の定員を政令にゆだね、国会の審議を制約することによつて簡素化しようとすることは国会審議の軽視にもつながら、これでは行政機構の膨大化、複雑化をますます助長させるばかりであると思ふのであります。また、公務員の定員を三年間で五割削減するというところでありますが、この削減は必ずしも機構の簡素化、合理化を伴わないものでありますから、公務員労働者の労働過重、あるいは不当な配置転換をもたらしきとは限らないのであります。

○委員長(八田一朗君) 片山君。

○片山武夫君 今回提案されました行政機関の職員の定員に関する法律案、これは行政サービスの向上改善という国民的な要望にこたえる大きな使命達成のためというそういう認識のもとに立つて、民主社会党は、賛成の立場で討論を行ないたいのであります。

以上であります。

○委員長(八田一朗君) 片山君。

○片山武夫君 今回提案されました行政機関の職員の定員に関する法律案、これは行政サービスの向上改善という国民的な要望にこたえる大きな使命達成のためというそういう認識のもとに立つて、民主社会党は、賛成の立場で討論を行ないたいのであります。

総定員法の目的とするところは、財政硬直化改善に資するため、公務員の定員増加を抑制し、国民世論にこたえて国民負担の軽減をはかり、そのために行政の簡素化あるいは能率化を遂行することにある、こういわれております。もちろんこのことは、国民として大きな期待を持っているものであります。しかしながら、この目的達成のためには、行政改革、それに伴う公務員の配置転換、異動等が従来以上に行なわれることが予想されるのであります。したがって、これを円滑に遂行するためには、政府において、本委員会において答弁あるいは確約された事項、すなわち配置転換に對しては事前協議を尽くしてもらう必要があるし、異動については本人の意向を十分に尊重し、労使関係の改善につとめて、相互の摩擦を最小限度にとどめる配慮が必要であると考えるのであります。

○委員長(八田一朗君) 岩間君。

○岩間正男君 私は、日本共産党を代表して、行政機関の職員に定員に関する法律案、いわゆる総定員法案に反対するものであります。

現在、政府、自民党は、沖縄返還問題を利用して、日米軍事同盟の侵略的強化と自衛隊の増強など、軍事、弾圧体制の強化をたくらむ一方、対米従属のもとでの国家独占資本主義体制の強化と大規模な海外進出を推し進めています。そのために、行政の体質改善を口実として、国家行政機構全般にわたる反動的再編成をもくろみ、一連の行政改革や五現業を含む国家公務員の五割削減計画を強引に推進しています。いわゆる総定員法案が、政府、自民党、独占資本によるこのような施

れのための行政改革、だれのための総定員法であ

する附帶決議(案)

本日はこれにて散会いたします。

日から起算して九月をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。

び總定員法制定反對等に関する請願（第四二八五号）
一、寒冷地手当の級地是正等に関する請願（第

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四三四一号 昭和四十四年四月二十六日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(二十四通)

請願者 広島県三次市島敷町六二四 小原

整三外二十三名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四三六六号 昭和四十四年四月三十日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(二通)

請願者 京都府福知山市堀 安井武士外一

名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四二八五号 昭和四十四年四月二十五日受理

国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定

員法制定反対等に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原町三、五七四ノ

六 後藤清外百二十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第四三〇三号 昭和四十四年四月二十五日受理

寒冷地手当の級地是正等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 林 虎雄君

寒冷地手当の級地是正及び定額化された手当の給
与改定に見合うスライド制の措置を早急に講ぜ
られたい。

理由

町村合併によって同一行政区域にありながら、
いまなお異なる級地が混在し、あるいは隣接する
市町村にあつても寒冷、積雪、標高など総合的に
判断しても不合理な点が見うけられる。さらに、
昨年法改正によって従来定率であつた手当の約二
分の一を定額化されたが、最近の相つぐ物価上

昇、年々の給与改定によつて実質減額されたと同
じ結果をもたらすこととなり、今後種々の面で悪
影響が懸念される。

第四三〇四号 昭和四十四年四月二十五日受理

寒冷地手当の級地是正等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内

金井秀雅

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第四三〇三号と同じである。

第四三五九号 昭和四十四年四月二十八日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動

的機構改革反対に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町 竹田満雄

外百七十六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四三七四号 昭和四十四年四月三十日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動

的機構改革反対に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡串本区潮岬 大

久保信太郎外四百二十七名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じであ
る。

第十六号中正誤

ページ 段行

誤

正

三六 二七 削える

消える

昭和四十四年五月二十八日印刷

昭和四十四年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局